

小泉、横田君等は、如何に、多數に計算しても、所謂軟派を、精々二三十名と計算したらしく、總裁の辭爵、衆議院進出の聲明を出せば、舉黨八分通りは、これに就くものと思つてゐたものらしい。當時、總裁反對派は、みんな少數とは見ず、若し、床次君も脱黨する事とならば、恐らくは、八十人位に達するであらうと計算して居つた。私は、成るべく、反對派を少數にするよう努力したいと思ひ、十五日は總務會を開き猶ほ十分に、懇談を盡す考への處、横田君等は、この會議で、軟派を叩き伏せ、黨議を硬論に一決させる計畫で、總務以外の同志を、非常に多數狩り出して出席してゐる。そして、すべて計畫通りに進行させ、軟派を追出して、護憲の旗印を、確立して終つた。自分が居つても、この會議では、何とも出来なかつたであらうが、形勢を、それと知れば、會議を延期させるか、大勢を集めて、討論會を開き、火に油を注ぐやうな事は、させなかつたと、残念に思つてゐる。

床次君だけを引留めれば、分裂の人数も餘程減すると思ひ、いろいろやつて見たが、

岡崎の言ひ分

駄目であつた。十六日の朝から、床次君を探したが、見付からず、夕刻、やつと會見して、留黨を勸告したが、床次君は、今夜山本邸で、總裁反對派の會合があるから、その席で、よく自分から説得しようとの事で、自分も出席しようと言つたが、これは斷られた。その夜遅く、同君から電話で『到頭ミイラ取りがミイラになつたから、悪しからず』と言つて寄越し、萬事休す矣。あの大分裂となつて終つた。

岡崎が、衷心から、床次氏を引止めたく思つたことは、事實であらう。併し、床次氏の腹は、既に定まつてゐたのである。

九

床次氏が、十五日夜、脱黨を決意したことは、前述の通りであるが、之れを知らなかつたか、或は、尙ほ床次氏を不安に思つたか、脱黨派の中西六三郎、上埜安太郎、松浦五兵

衛、鳩山一郎、松田源治等は、十六日午後、相携へて床次氏を訪ひ、脱黨を勧告した。すると、床次氏は、いとも鹿爪らく、『折角、總裁が平民となつて、衆議院に入るとまで、決心したのだから、此の際は、結束して、總裁の方針通りに、進んでは何うか』と、逆に、彼等に勧告した。言ふまでもなく、是れは、床次氏が、彼等を揶揄すると同時に、駄目を押したのもあつた。床次氏は、瀧正雄に對してさへ、然う言つたので、瀧が反對したら、『解つてゐるのか』と言つて、笑つたさうである。

併しながら、多少、然う云ふ心が、床次氏の何處かに、動かなかつたとも言へまい。また、床次氏が岡崎に對して、『ミイラ取りがミイラになつた』と言つたと云ふことは、事實か否か判からないけれども、兎に角、床次氏の胸の奥の何處かに、然う云ふ氣持があつたであらうと思ふ。床次氏は、最後まで、脱黨を躊躇したかの如く傳へられたが、如何にも、床次氏は、意見の相違のために、高橋總裁と分かるゝことを、衷心から遺憾としたであらう。

床次氏は、政友本黨員に對する演説中に、左の如く述べてゐる。是れは、一片の辭令に

床次氏の衷情

止まるものではないと思ふ。

私は、申すまでもなく、今日の立憲政治の下に於ては、大政黨の發達を望んで止まないものでありまして、自ら好んで、少黨分裂をなすが如きは、理に於て、欲しないのでありますし、また、長い間、苦樂を共にした黨員と、袂を分つと云ふことは、情に於ても、忍びないものがあつたのであります。然るにも拘はらず、事、茲に至つたのは實に止むを得ない理由があつたからであります。一二の政策に就いて、意見を異にしたよりも、もつと大切なる、政治上の根本問題に就て、理想を異にした爲であります。

元田と中橋は、内閣改造問題から、高橋、岡崎、横田等と仇敵の間柄であり、山本も、久しく高橋と仲が悪かつた。獨り、床次氏のみは、何人とも、感情的に衝突した事實はなかつたのである。のみならず、床次氏は、高橋から、次期總裁を約束されてゐたのだ。床

次氏が『大切なる、政治上の根本問題に就て、理想を異にした爲であります』と言つたのは、衷心の叫びであつたに違ひない。

十六日夜九時から、床次氏、及び山本、元田、中橋の四人は、山本邸に會合した。

元田は、西園寺から、倒閣派鎮撫の斡旋を拒絶され、十六日午後歸京した。彼は、幹部が自分の歸京を待たないで、大事を決定した事に就て、甚だしく憤慨したが、既に及ばず何が何やら無我夢中で、兎も角も、山本邸に出かけた次第であつた。

凝議は、十一時半まで続けられ、結局、四人連袂脱黨と決した。然うときまれば、今夜只今、脱黨届を出すがいと云ふので、山本の秘書一宮房治郎が、脱黨届を携へ、寢て居た高橋をたゞき起して、之れを手交した。

翌日、四人は、連名で脱黨理由書を發表した。

脱黨理由

脱黨理由書

吾人は立憲政友會の主義綱領を遵守し、政界の中心勢力として終始一貫、國政に貢献

せんことを期したるに、今や政局彌多端にして吾人の責務一層重きを加ふるに際し、不幸にして幹部の議二派に別れ、總裁亦我等の議を容れず。爰に脱會するに至りしは吾人の素志にあらずと雖も、萬止むを得ざるに出づ。左に、其事由を概説す。

清浦子爵の大命を拜するや其組閣に於て幾多非難すべき所なきにあらず、吾人亦遺憾とする所多し。然れども從來變態内閣を忍容し來りしと現下の時局とに顧み、今に於て必ずしも窮追倒壊するの必要を認めず。高橋子爵は現内閣を否認し、其存在を以て上下を壅塞して政道を晦妄するものとなし、内は強て内閣弾劾に一決せしめ、外は主義政綱を異にせる他黨と結んで、民衆運動を起さしめ、一氣に倒閣の目的を遂げんとす。抑も、政友會は立黨以來穩健着實を以て信條とし、常に理論と實際の調和を圖り、奇矯を斥け、固陋を戒め、以て中流の底柱たるを期したるに、今や子爵に依つて此傳統的精神は一擲せられ、組閣の形式を捉へて専ら理論に逸し、徒らに政變を惹起するに過ぎざる矯激の擧に出でんとす。子爵は現内閣の出現を以て階級争鬭を激成するものなりとするも、斯の如きの宣傳は、却つて階級争鬭の端を開くものにして、人

心動もすれば安定を缺き、詭激の徒、之に乗せんとするの今日、深く考慮せざる可らざる所なり。吾人は、既成政黨に就き、夙に、深慮を懷き、之が革新を努めたりしも志未だ報いざるに、子爵の意見と背馳し事茲に至る。乃ち吾人は清新の天地に一黨を創設し、平昔の理想を達成せんことを圖らんとす。新黨樹立の主旨は別に公にする所あるべきを以つて、爰に之れを省く。

(附記一) 改革派會合出席者(一月六日)

吉植庄一郎 川原茂輔 松浦五兵衛 木下謙次郎 鳩山一郎 改野耕三 小坂順造 渡邊修 坪田十郎 齋藤壽雄 匹田銳吉 岩崎幸治郎 岩切重雄 櫻内幸雄 中西六三郎 北山一郎 原田藤次郎 高橋金治郎 水野吉太郎 牧山耕藏 向井俊雄 植場平 上埜安太郎 高見之通 清水市太郎 禰苗代 牧野良三 原田佐之治 一宮房治郎 米原於菟男 西村正則 今井今助 大石大 赤田瑳一 樋口伊之助 伊坂秀五郎 津崎尙武 風間八左衛門 福井甚三 海原清平 土屋興 野村治三郎 西川嘉門 竹澤太一 永井作次 陣軍吉 柿原政一郎 樋渡次右衛門 木下十四三 石川三郎 南里琢一 岡順次 益谷秀次 矢野丑乙

(附記二) 我立憲政友會員諸君に告ぐ

茲に、時局に對する意見を開陳して、普ねく、我が立憲政友會員諸君に、告げんとす。

國難復興の事業、未だ其の緒に就かず。邦畿の慘狀、依然として、瘡痍猶癒えざる時、不慮の政變、勃發して閣臣、悉く罪を闕下に待ち、物情騒然として年を越ゆ。清浦子爵、樞府より出でて、臺閣に立つに迫り、時局僅かに安定せるが如きも、憲政の危機、更に従是動かんとす。是れ、實に、我黨が、進退去就の決を明らかにして、人心の歸嚮を正すべき秋なり。

顧るに、余類齡七十一、氣力、復た昔日にあらず。乏しきを我立憲政友會總裁の任に受くと雖も、固より、資格の之に適ふものなし。曾て、志を當世に絶ちて、老來、長く自由の身たらんことを願ふに方り、故原君不測の遭難に會し、偶然の運命は、余が風月の素願を禁じて、現在の境遇に服せしめたり。奈何せん、微力薄徳、事、志と違ひ、寢食、爲に安からず。一日を経る毎に、鬢邊一莖の霜を摧くの感無き能はず。就任後三閏年、幸に、在來の黨勢を支持して、天下の倚重を失はず。是れ、一に諸君勉勵の致す所、喜び、之に過ぐる莫し。而も、大勢は、必らずしも我黨に有利ならず。加藤内閣より山本内閣に及べる経路は、何等進歩を形跡せず、其弊、清浦内閣に至つて極まり、政局の情勢、反覆沈痼して時代錯誤に墮す。苟くも、天下の中心勢力を以て任ずる我黨にして、奮起せずんば、誰か、克く狂瀾を既倒に回へすを得ん、此時に方り、由來、結束の鞏固を矜持する我黨の諸君が、果して、克く一絲亂れざる傳統的態度を持して、進退去就の大節を、決し得べきか。頃者、黨情内訌、動もすれば、沙中に偶語する者、無きにあらず。余、之を思つて、衷情苦惱すと雖も、良心の判断は、未だ俄かに、老餘の安逸に就かしめず。寧ろ、自から鼓舞して、時會の急に赴かしめんとす。而して、當面の問題を解決すべく、一語、以て、之を要約して、清浦内閣を否認すと曰ふ。

嚮に、我等が、山本内閣の存在を、看過せしは、罹災者の救恤、帝都復興の急なるが爲に、姑らく、政道の枉

屈を忍び、先づ、當面の國難に善處して、後、徐ろに、名分を正さんと欲せるに外ならず。然らば則ち、救恤復興の業、未だ成らざる時、同様の理路に由りて、二たび、清浦内閣に忍ぶべしとするか、二者、其形體を同じうすと雖も、其實質は、全く相異なる。既往は語るを費ひず。現在の政府は、舊型の再現に非ずして、實に、貴族院に勃興せる政治的勢力の、體現なり。即ち、國會創立以降三十又餘年來、未だ、曾て、之を見ざる新現象なることを、究めざる可からず。或は、自家の、大命を拜すべきを推測して、豫め辭意を聲明し、或は、優詔を云爲して、言責を逃避せるを咎むる者有りと雖も、其人は、即ち、朝廷の重臣、國家の長老たり。余は、敢て、其精忠至誠を疑ふを欲せず。閣臣の選叙を、他人に一任して、空しく虚位を擁するも、亦、一時の權宜として、看過し得ざるに非ず。只、其實權を、臺閣の外に置き、専ら、貴族院の特權を恃みて、憲政の進歩を中斷せる事に至つては、余、決して、之を忍ぶ能はず。

蓋し、此問題は、清浦内閣に對する、賛否の決ならずして、貴族院に對する、態度の考量なり。我黨、固より貴族院を尊重し、其中心勢力たる研究会に對し、心を傾けて、友好關係の持續に努む。蓋し、相共に、憲政を濟美せんとする誠意の發露に外ならず。豈、啻に、彼と我とのみならんや。上下兩院、常に、友好關係を保有して、各自の本分を盡し、渾然融和して、國家の進運を扶持するを以て、憲政の常道と爲す。二院制度の體用、自から此所にあり。若し、夫れ、兩院、孰れか其本分を僭踰せば、政道、忽ち晦盲否塞して、危機百出すべし。畏れて且つ警めざる可からず。然るに、今貴族院は、其勢力の勃興を恃みて、恣に本分を僭踰し、決して犯すべからざる兩院間の死角を、犯し來る。事、既に、茲に至つては、事態の重大なること、測る可らず。問題は、利害得失にあらずして、大義名分に在り。區々たる政策の是非を、超越して、國體の根柢に觸るゝと

謂ふの、過言ならざるを信す。

古今の史實は、國運隆替の、由つて來る所以を明かにして、我等國民の、嚮ふ所を教訓す。一君萬民、渾然として、和衷協同の治を成すは、我國體の眞髓なり。謂ふ所の亂世とは、則ち、上下雍塞し、君臣阻格せる状態ならずや。皇祖皇宗の、斯國を肇造し給へる鴻緒を、紹述し、天人阻隔の僭踰者たる特權階級を、掃蕩せる事に由つて、維新中興の大業、成就す。我立憲政體は、則ち、皇道復興の精神に基づき、明治大帝が、天地神明に誓つて、定めさせたまへる、萬世無窮の國是なるを念ふ時、誰か、肅然として、忠誠奉公の大願を發起せざらん、我黨は、正に、忠誠、以て、皇室に奉じ、國家に對する、臣子の分義を盡すを、趣旨とし、維新中興の宏謀を、奉戴翼賛するを、綱領とす、創立以來二十又餘年、此趣旨綱領を、一貫せるに由り、國民の信頼、天下の倚重する所となり、以て、今日の地歩を占む。苟くも、此趣旨綱領にして、弛緩せば、我黨存在の意義、滅亡す。之をしも忍ぶべくんば、天下何事か忍ぶべからざらん。

昨秋の天災は、一時、我等の生活を、原始時代に還元して、新たに、復興に向つて、出立せしめたり。文化の慘禍は、寧ろ、天恵の洪福を、齎らし來らずや。余が、諸君と共に、一心決定して、時弊匡救に勇猛ならんと欲するは、則ち、政黨本來の立脚地に、還元して、國運復興の精神に、更生せんとするに外ならず。茲に至つて、何の打算をか用ひん、將、又、何の權略をか費せん。只、我絶對境に、正身端座すれば、則ち足る。奈何せん、之を談するは易く、之を行ふは難し。清浦内閣は、容易く、之を倒すべしとするも、事端の、從是益々激く、風雲の、從是益々急なるべきは、之を、豫覺するに難からず。或は、持久戦となり、或は、背水の陣となるやも、亦、未だ知る可らず。果して然らば、我等は、所謂、敵前作業の危険に、暴露すると共に、國民一

般の精神復興と、國家全體の經濟復興に、努めざるを得ず。

續つて憶ふに、我黨、常に、輕舉を戒めて、穩健着實の氣風を、失はざりしと雖も、樂羊、功有りて、謗書、筐に滿つ、逐年、黨勢の擴張する一方には、嫉視羨望して反感を抱く者も、亦、漸く多からざるに非ず。毀譽褒貶の、介意するに足らざるも、親しく、民衆に立脚して、廣く、志を天下に伸べんとするに方つては、假令、惡意の謗言なりとも、細心注意して、反省自明を怠る可らず。近時、政争苛烈にして、動もすれば、鵝蚌の愚に墮せんとす。彼の漁夫の利する所以にして、恐らくは、我黨、亦、其責を頒たざるを得じ。議院の風紀を更張し、政黨の眞價を發揮するにあらずんば、争でか、克く、憲政の晦盲を復明し、時局の否塞を反撥するを得ん。君子は、諸を己れに有して、而して後、諸を人に求む。余、敢て、之を他に求めず、切に、我黨の諸君に要望して、陣容を整へんと欲すると共に、衆議院の權威を主張し、政争改善を提唱する言責を念ひ、當に來るべき最近の機會を待ち、諸君と相携へて、衆議院の議席に就かんとす。敢て、現在の名譽を襲斷して、長く、賢路を塞がんとするに非ず。黨内の事は、一に喜んで、諸君の一意に従ふべし。只、我立憲政友會の一員として、餘生を君國に奉仕せんと欲するのみ。一片耿々の志、死に抵るまで、渝らざるを誓ふ。

若し、夫れ、我帝國の前途を想へば、時勢に消長の變あるも、天運循環、往て返らざることなし。祖宗の神靈、上に在りて、照臨し給ふ。國民、齊しく、復興の精神に甦らば、政道、亦、汚染を滌ぎ、國命、日に新たにす。日々に又新たなるを疑はず。茲に、肺肝を吐露して、諸君の節義に信頼し、併せて、此意を、中外に宣明す。

大正十三年一月十六日

立憲政友會總裁 高橋 是 清

大正十三年

第二六 政友本黨生まる

——黨弊刷新を高調す——



政友黨時代(遊説汽車中)

第二六 政友本黨生まる

— 黨弊刷新を高調す —

分裂派は、十七日(大正十三年一月)から、東京驛ホテルに事務所を設け、新黨創立に取りかゝつた。此の日、政友會は川原茂輔、中西六三郎、上埜安太郎、田村順之助、清水市太郎、成田榮信、鳩山一郎、瀧正雄、一宮房治郎、櫻内幸雄、海原清平、禰苗代、山本清三郎の十三名を除名した。

分裂派は、同志代議士百四十八名^(附記)を得、政友本黨と命名して、二十九日、帝國ホテルに結黨式を擧げた。列席者千五百餘名。先づ、改野耕三が、創立準備委員を代表して一場の挨拶を述べたる後、杉田定一を座長に推し、山本達雄が新黨創立委員を代表して、左の如

く述べた。

今日結黨の式を舉行するに際し、創立委員を代表して、一言御挨拶を申述ぶる事を得ますのは、私の最も光榮とする所であります。

吾々國民が、深き喜びを以て、待ちうけました皇室の御慶事を、滞りなく運ばせられました事は、皇室の御繁榮と國運隆昌の爲め、誠に、慶賀に堪へざる所であります。新政黨樹立の趣旨並に目的に就きましては、後刻附議せらるべき宣言及政綱を以て、明かにせらるゝことでありませうが、其根本精神とする所は、政界の刷新を主とするものに外ならぬ事と存じます。

政界刷新なる言葉は、種々なる意味に使用せられて居りますが、試に二三私の所見を述べますれば、政治道德に關する方面の事と、政策に關する事に分つことが出来ませう。憲法發布以來、三十餘年を経過しましたが、未だ憲政濟美の實を擧ぐるに至らずして、早くも政黨不信の聲を耳にするに至りました事は、吾々の最も遺憾とする所

あります。近時國民の風尚、功利一遍に流れ、道義を輕んずる傾向があります。其の弊延いて政黨に及び、世間往々にして黨弊を云々し、或は綱紀紊亂の叫びを聞くのであります。之れ獨り政黨のみを責むべきではないとしても、籍を政黨に有する者、深く、自ら顧みて道義の觀念を發揮し、威信を國民の間に繋ぐに努むべきであると存じます。

故伊藤公が、政友會創立の際になされたる演説中に、『模範的政黨の樹立を理想とす』と言ふ言葉があつたことを記憶致します。吾々が茲に結黨式を擧ぐるに當りましても、亦、此の先賢の志を繼ぎ、此の理想の實現を期待する次第であります。

次に、政策の實行に關して申述べますれば、世界大戰以後、思想界に於ても、亦、社會組織の上に於ても、將又、國民生活の上に於ても、急激なる變化を來して居りますことは、御承知の通りであります。而して思想問題を離れて、國民生活の問題を解決することが困難であり、又、生活問題を離れて、思想問題を解決することも、困難であります。此兩者の間に、微妙なる關係のあることは、疑を容れざる所でありま

す。吾々は此の事態に直面し、國民生活の實際に觸れて、此等の問題の解決に當らん事を期する次第であります。

即ち今日問題とせらるゝ富の分配の方面に關しても、深甚なる注意を拂ふことは勿論でありまして、之れと同時に、國富の増進に關して、大いに考慮するの必要を感じるものであります。即ち、政綱草案に列擧したる産業、貿易、農村、移民、航海の振興の如き、此趣旨に外ならぬのであります。

その他、教育の普及、國民能率の増進、人材の簡拔等、悉く國家緊要なる問題でありまして、極めて時務に適切なる事柄と考へますが、其の實行上の具體案に就きましては、結黨の上、更に設けらるべき政務調査會、其の他の機關に於て、審議研究の上、發表せらるべきことと信じます。

最後に一言致したきは、政權運動に就いてあります。或は兩院の杆格を來たし、或は民衆運動により、院議を壓迫せんとする如き企てあるを聞き及びますが、此の點に就いては、我々は帝國憲法の條章に遵ひ、兩院の協調を重んじ、嚴正質實の態度を以

て國政を進むることが、最も帝國の國體に適したるものなることを信するのであります。以上、大體の所感を述べましたが、此の意味に於て、吾々は諸君と共に、今日茲に結黨の式を擧げ、協力一致、益々吾黨を大成せしめ、國家の柱石、民衆の中軸たる抱負を以て自ら任とすることに、十分努力せらるゝよう、切に希望する次第であります。

二

次で、左の宣言、及び政綱を決議し、黨の機構は、總務委員制として、左の如く、役員を選定した。

政友本黨幹部

總務委員 山本達雄 元田肇 中橋徳五郎 床次竹二郎 杉田定一
幹事長 高橋光威

宣 言

政友本黨生まる

立憲の制度布かれてより茲に三十餘年、而かも猶未だ其の美を濟すに至らず。徒らに政權の爭奪に急にして、弊竇百出、殊に曠古の天災に遭遇して其の創痕甚だ深く、時に痴狂の徒出で、民心の驚惶其の極に達す。國歩愈々艱難にして、國內、更始一新の切なるを思ふ。

政界の積弊を一掃して、革新の實を擧げ、思想を安定して、民心を鎮むるは、當今、第一の急務なり。俗論に媚びて、公黨の本領を没却するは排せざるべからず。漁利に熱中して、國家の紀律を紊るは正さざるべからず。權謀を事として矯激の言動を敢てするは戒めざるべからず。公黨の面目は、毅然として自主の識見を把持し、其所信に邁往して水火も辭せざるに存す。物質に偏して功利に流るゝの風潮は、延いて、民心の頹廢を助長し、黨弊是に因りて起り、綱紀の紊亂亦此に胚胎す。革新の要義は先づ國民の精神を振作して、道義の向上に進一步するに在り。之を大憲の條章に照し、政治の實際に徴するも、上下歸趨を一にし、無益の鬪牆を避けて、政權の運用を圓滑ならしむるは、當面の要務なり。口に憲政の濟美を唱へ、狂噪却つて事端を滋くし、

階級相互の反感を挑發するが如きは、斷じて排せざるべからず。即ち同志を四方に求め、各階級を通じて、俱に共に政治を行ふは、帝國憲法の精神に合し、眞に政黨政治の理想を達成する所以の途なりと信す。

吾人は籍を政黨に置き、毎に政黨政治の達成を理想とし、憲政の基礎を確立するに努力せしも、動もすれば、兩院の杆格、政黨の妙用を亂るものあるを遺憾とし、之が反省を念とすること年あり。茲に同志の士と共に本黨を樹立し、併せて、廣く新進の人材を蒐めて、理想の實現を、清新の天地に求めんとす。蓋し、政界の革新は國民の覺醒に成り、國民の覺醒は先覺者の更新に始まる。吾人は、内は社會民人の協調諧和に依り、民福を増進し、外は國際正義の觀念に立脚して、世界平和を確保するに努め、上下協力、我が皇室の尊榮を護りて、其の稜威を中外に宣揚し、民心の安定、國力の充實と相俟て、國礎を盤石の泰きに置かんことを期す。此れ實に同志結黨の精神なり。敢て所信を披瀝して、之れを天下に訴へ、同憂の士の翕然來り合せんことを冀ふ。

- 一、國體を擁護し、國憲を恪守し、以て立憲制度を確立し、其の運用を誤まらざらんことに努むべし。
 - 一、明治中興の宏謨を體し、庶政を釐革し、人心を作興し、以て大正維新の實を擧ぐべし。
 - 一、正義人道に基き、國際の信義を重んじ、列國協調の成果を收め、以て人類の慶福を増進すべし。特に東洋の平和は帝國自ら其の支持に努むべし。
 - 一、國家の自衛に必要な國防計畫を維持し、之れが充實を期すべし。
 - 一、教育を振作し、特に國民教育の完成を期し、以て民性の陶冶に努むべし。
 - 一、社會政策を確立して各階級の調和を圖り、以て國家社會の發達を期すべし。
 - 一、産業を奨め、農村を興し、貿易を盛にし、以て經濟の基礎を鞏固にすべし。
 - 一、運輸通信の機關を普及充實し、特に帝國の國狀に顧み、更に力を海運に致し、以て文化産業の發達に資すべし。
 - 一、綱紀を肅正し、繁縟を省き、以て事務の公正敏活を圖るべし。
 - 一、人材を簡拔し、剛毅明達之士をして其の智能を發揮せしむべし。
 - 一、中央集權の弊を除き、地方の施設を並進し、以て、都市町村の振興を期すべし。
 - 一、公黨の本領を明かにし、嚴に黨弊を匡正して憲政の濟美に努むべし。
- 政友會の脱黨者が、百四十八名に達したことは、政友會幹部が、意外として驚いたのみならず、本黨幹部すら、豫期しなかつた位であつた。何れにしても、喜んだのは憲政會と革新俱樂部だ。

小泉自身が、白狀してゐる如く、彼等が、敢へて、護憲運動なるものを發起したのは、政友會は、分裂しても、第一黨たる地位を失ふことはない。従つて、次の内閣が、高橋を首班として組織されるであらうことは、確實である。——と、睨んだからであつた。而かも、事實は全く之れを裏切つた。

(附記) 政友會分裂 (△印政友本黨へ▲印無所屬へ、他は殘留)

東京 宮崎三之助	同	内山安兵衛	△大阪 樋口伊之助	神奈川若尾 幾造
△同 高橋義信	同	秋本喜七	△同 中橋徳五郎	同 吉野小一郎
△同 鳩山一郎	京都	竹上藤次郎	△同 赤田瑳一	同 小籠八郎右衛門
△同 土屋興	△同	風間八左衛門	同 山口義一	同 森 格
△同 長谷場 敦	同	長田桃藏	△同 植場 平	△兵庫 坪田十郎
同 前田米藏	同	奥 繁三郎	同 岩崎幸治郎	△同 菊川 惣吉
同 中島守利	同	大島實太郎	△同 井坂 豊光	△同 木下 甚三郎

同	多木久米次郎	△同	鈴木義隆	△同	西川嘉門	同	松岡俊三
△同	改野耕三	同	山本悌二郎	同	鈴木隆	同	横田千之助
同	松山常次郎	同	崎玉	△同	竹澤太一	△奈良	磯田糸三郎
△同	廣岡宇一郎	同	柏谷義三	△茨城	小山田信藏	△同	福井甚三
△長崎	則元由庸	同	長谷川宗治	同	谷津新八郎	△同	津野田是重
△同	中倉萬次郎	同	山崎猛	同	石井三郎	△同	八木逸郎
△同	牧山耕藏	同	指田義雄	△同	宮古啓三郎	△同	玉置良直
△同	向井俊雄	同	龍野周一郎	△同	市村貞造	△三重	天春文衛
△新潟	木村清三郎	同	武藤金吉	同	鈴木錠藏	△同	伊坂秀五郎
△同	田邊熊一	同	今泉嘉一郎	△同	高柳淳之助	△同	加藤久米四郎
△同	高橋光威	△同	今井今助	△同	高野毅	同	岩本平藏
△同	佐藤榮吉	△同	齋藤壽雄	同	小久保喜七	△愛知	加藤重三郎
同	伊藤虎助	同	千葉	同	栃木植竹龍三郎	△同	下出民義
△同	丸山嵯峨二郎	△同	吉植庄一郎	同	石川玄三	△同	加藤紋右衛門
△同	高橋金治郎	△同	本多貞次郎	同	友常毅三郎	△同	山本清三郎
△同	青木恆太郎	△同	濱口吉兵衛	△同	波多野承五郎	△同	瀧正雄
同	武田徳三郎	同	鶴澤總明	△同	田村順之助	△同	三輪市太郎

△同	清水市太郎	同	中村喜平	同	野副重一	同	佐藤良平
△同	齋藤鷺太郎	△岐阜	山田永俊	同	中島鶴六	△青森	北山一郎
同	舞田壽三郎	△同	木村作次郎	同	佐藤庄助	△同	宇野勇作
△同	吉原祐太郎	△同	川村數郎	同	高橋長七郎	△同	原田藤次郎
△静岡	宮崎友太郎	△同	大道寺慶男	同	遠藤良吉	△同	阿部武智雄
同	岩崎勤	△同	匹田銳吉	同	福島鐸木三郎兵衛	△同	野村治三郎
△同	松浦五兵衛	△同	野呂駿三	同	石川淳	△同	梅田潔
△同	北井波治目	△同	牧野良三	同	堀切善兵衛	△山形	添田敬一郎
同	池田猪三三	△長野	小坂順造	同	八田宗吉	同	西澤定吉
同	小泉策太郎	同	宮澤長治	同	白井博之	同	高橋辰二
山梨	飯島信明	同	小田切磐太郎	同	松本孫右衛門	同	熊谷直太
同	穴水要七	同	春日俊文	▲岩手	大矢馬太郎	同	鶴見孝太郎
同	三枝彦太郎	△同	塚原嘉藤	▲同	鈴木巖	同	高橋善五郎
△滋賀	吉村鐵之助	同	佐藤寅太郎	同	久慈貫一	△秋田	三浦權兵衛
同	安原仁兵衛	同	小川平吉	同	河野喜藏	△同	成田直一郎
同	井上敬之助	同	宮城伊澤平左衛門	同	廣瀬爲久	△同	榑田清兵衛
同	西村伊亮	同	菅原傳	同	志賀和多利	△同	福井山本象太郎

△同	柳原九兵衛	△同	平田民之助	△同	山口熊野	△高知	水野吉太郎
△同	野村勘左衛門	△同	島田俊雄	△徳島	海原清平	△同	大石大
△同	河崎清	△同	若林徳懋	△同	原田佐之治	△同	坂本素魯哉
△石川	西村正則	△同	岡山佐々木志賀二	△同	淺石惠八	△同	國澤新兵衛
△同	戸水寛人	△同	福井三郎	△同	岡順次	△同	竹内明太郎
△同	米原於菟男	△同	廣島河相三郎	△同	香川田中定吉	△同	有馬秀雄
△同	益谷秀次	△同	望月圭介	△同	三善清之	△同	毛里保太郎
△同	高見之通	△同	井上角五郎	△同	大森貞資	△同	野口忠太郎
△同	菅野傳右衛門	△山口	古林新治	△同	蓮井藤吉	△同	中村清造
△同	米澤與三次	△同	阪上貞信	△同	三土忠造	△同	三好徳松
△同	上埜安太郎	△同	渡邊祐策	△同	大林森次郎	△同	青柳郁次郎
△同	廣瀬鎮之	△同	國重政亮	△愛媛	成田榮信	△同	辻勇夫
△同	山口嘉藏	△同	大岡育造	△同	河上哲太	△同	野田卯太郎
△同	清瀬規矩雄	△同	吉木陽	△同	深見寅之助	△同	吉原正隆
△同	佐野正雄	△同	和歌山久下豊忠	△同	高山長幸	△同	樋口典常
△同	櫻内幸雄	△同	岡崎邦輔	△同	矢野丑乙	△同	富安保太郎
△同	原夫次郎	△同	望月政友	△同	渡邊修	△同	崎山克治

△同	神崎勳	△同	島本信二	△同	宜保成晴
△大分	金光庸夫	△同	原田十衛	△同	花城永渡
△同	木下謙次郎	△同	池田泰親	△同	石川善盛
△同	吉良元夫	△宮崎	長峰與一	△同	仲田徳三
△同	一宮房治郎	△同	柿原政一郎	△同	北海道岡田伊太郎
△同	元田肇	△同	陣軍吉	△同	松實喜代太
△同	松田源治	△同	永井作次	△同	石黒長平
△佐賀	木下十四三	△鹿兒島	床次竹二郎	△同	東武
△同	南里琢一	△同	岩切重雄	△同	木下成太郎
△同	石川三郎	△同	久木田叶	△同	栗林五朔
△同	川原茂輔	△同	樋渡次右衛門	△同	黒住成章
▲熊本	小橋一太	△同	海江田準一郎	△同	中西六三郎
△同	高木第四郎	△同	津崎尙武		
△同	門田新松	△同	日野辰次		
△同	松野鶴平	△同	岩崎宗茂助		
△同	中島照寛	△同	岩崎宗茂助		
△同	上塚司	△同	上塚司		

政友本黨生まる

(附記二) 大正十三年中、床次氏の歌

荻窪静山荘に題す

淀みなく流るゝ水はさりながら動かぬ山そしつかなりける

静思して感あり

したしきになる木のありて高殿もゆるく事なく空に聳ゆれ

三月一日、原末亡人逝きまして

逝きませはつたへてほしき言の葉をつみてさゝけむよしなかりけり

四月下旬、鶴沼吉村氏別邸に於て

しつかなる海のかなたに繪の如く雨にけむりて暮るゝ江の島

五月末、未知の人の知己に感じて書き贈る

はからすも我を知る人ある世かなつとめてもなほつとむへきなり

五月雨の一日を荻窪にて書見す

たまさかに文讀む窓のしつけさにふるさみたれに蛙なくなり

五月中旬、神奈川原氏別邸に於て

天地のおのつからなる氣にふれて吾れ塵の世をしはし忘れぬ

大正十三年

第二七 政友本黨の敗北

— 清浦内閣瓦解 —

第二七 政友本黨の敗北

——清浦内閣瓦解——

高橋政友會總裁の聲明書が發表され、政友會の大分裂が、事實となつて現はるゝと同時に、政、憲、革三派聯盟は、いよゝ正式に進展した。一月十八日、高橋、加藤、犬養の三首領は、三浦梧樓の招待によりて、同邸に會合し、『憲政の本義に則り、政黨内閣制の確立を期する事』——を、誓約した。

次で、二十日夜、所謂護憲三派の幹部は、芝紅葉館に會合し、左の如く申合はせた。

(一)政黨内閣制を確立する事。(二)特權勢力の専横を阻止する事。(三)此の目的を

政友本黨の敗北

貫徹するために、將來、亦、一致の行動を取る事。(四)以上の趣旨に則り、清浦内閣を否認する事。

議會は、二十二日から再開されたが、衆議院は、攝政宮殿下御成婚奉祝のため、二十九日まで、休會に決した。此の休會中に、護憲三派は、上野精養軒に大懇親會を開いて、結束を固め、また、大阪に護憲大會を開き、加藤、高橋、犬養の三首領が、轡を並べて出席し、戦闘準備を整へた。

所が、彼等三首領が、歸京の途中、一之宮附近に於て、彼等、及び護憲派の有力者を乗せた汽車を、轉覆せんと企てた者があつた。犯人檢舉の結果、活動寫真に感化されて、惡戯を試みたものであると云ふ事が判つたが、其の當座は、護憲反對派の計畫であらうと疑はれ、非常に、護憲派を激昂させた。

一月三十一日、いよ／＼衆議院は再開され、總理大臣の施政方針演説に先ち、革新派の濱田國松は、『思想惡化に關する緊急質問』と稱し、列車轉覆事件を以て、思想惡化の一

汽車轉覆事件

議會解散

現象となし、政府に對し、問責的質問を試みた。之れに對し、小松鐵相が答辯せんとするや、護憲派は『清浦首相自ら答辯せよ』と連呼し、議場騒然たる間に、突然、二人の怪漢が議場に闖入し、洋服の上着を脱ぎ捨つるや否や、『萬歳』と大呼して、演壇に馳せ上り、收拾すべからざる混亂に陥つたので、議長は、休憩を宣した。

休憩中、政府は、院内に閣議を開き、今日の議場の情勢は、國務の遂行を阻害せんとするものであつて、誠意を以て、國政を議する態度でないを認め、休憩のまゝ、議會を解散した。

二

斯やうにして、議會は解散されたので、護憲派の、清浦内閣否認に關する正式の論議、之れに對する清浦の正式の反駁は、聞くことが出来なかつたのである。然るに、一月二十二日、及び二十三日兩日の、貴族院に於ける質問應答は、大體、双方の主張を言ひ盡した

かに思はれるから、茲に之れを掲げる。

男爵中川良長の質問は、大體、護憲派の代辯と見るべく、(一)現内閣に對する全國民的反對の聲を、如何に感ずるや。(二)立憲の大本に適合せざる現内閣の成立は、聖旨に副ふ所以にあらずと信ず、如何。(三)現内閣は、優詔により、無理に組織されたものであつて、累を皇室に及ぼすものである、如何。(四)日本歴史に、階級闘争の汚點を印する端ではないかと信ず、如何。大體以上の四項であつた。之に對し、清浦首相は、左の如く答へた。

貴族院の質問
答ふ

中川良長に
答ふ

唯今中川良長男より、種々熱誠なる質問としての演説がございまして、謹んでこれを傾聴いたしました。第一問に對しましては、中川男の御議論は御議論であります。政府は政府としての所信を以て貫く積りである。如何にも、七千萬の聲を如何に聞くかと云ふやうなこともありましたが、政府は力めて民意に副ふの政治を致して國利民福を圖る決心でありますから、その通りに御承知相成りたい。第二問としては、一旦大命を拜して拜辭したる後、御優詔によつて云々と云ふことでありましたが、これは多少中川男が、推測を以て議論せられて居るやうであります。で、固より私が、

殿下に對してどう申上げた、若しくは、殿下より如何に御沙汰あらせられたと云ふことは、この議場において言明する限りではありませんが、私は一旦大命を拜しまして、成るべく拜辭したいと思ひましたが、思召に副ひて臣節を盡すことが當然と云ふ考へを以て、即ち御請けを申上げることになりましたのであります。それから、組閣のことに就いて、研究會に委譲したとか云ふことであります。これは世間に種々傳へられて居りますが、私は貴族院中において閣僚として適材なりと信ずるところの者を、自己の見込を以て採つた次第でありまして、委讓などと云ふやうなことは、勿論事實において無いことであります。第三問に累を皇室に及ぼす云々と云ふことでありましたが、成算なくして立つの不都合と云ふやうなことでありましたが、私は私として相當な見込を立て、組織すると云ふ決心を取つたまでのことで、これに關して何等累を皇室に及ぼすと云ふことはないのであります。第四に階級闘争と云ふことでありましたが、これは私には分らないのである。詰り閣僚を貴族院の適材と認める者に採つて内閣を組織したと云ふことで、これは獨り私の内閣のみならず、他の内閣においても、適材を貴族院に求めたと云ふことは無論あるのでございます。これが爲めに私は階級闘争が起ると云ふことは、一向合點が參らぬのであります。それだけのことを御答へいたします(貴族院速記録)。

次に、侯爵佐々木行忠の質問は、大體、(一)現内閣組織に際し、内大臣、又は宮内大臣又は元老が、何等かの活動をした事實があるか。(二)清浦首相は、一旦大命を拜辭せんとしたことがあつたか。(三)清浦首相は、大命降下後、貴族院の或團體の二三者と、會見したことがあるか。(四)清浦首相は、大命拜辭の旨を、公式に表示したことがあつたか。(五)拜辭を聲明したりとすれば、其の必要趣旨は如何。(六)清浦首相が、陸軍大臣、外務大臣の人選に就いて、何等かの障礙があつたか。——の諸項であつた。之に對し、清浦首相は左の如く答へた。

佐々木行忠
に答ふ

唯今佐々木侯爵より、十數項に互つての、御質問がありました。その多くは、世に傳ふる所説によつての、御疑問のやうに伺ひました。大要は、昨日中川男爵の質問に對して、御答へいたして置いた通りのことでございますが、第一に、宮内官が内閣更迭の場合において、政治的に關係した事實があるかどうかと云ふことでありますが、これは、宮内官のことでありますから、私は存じませぬ。元老が内閣更迭の場合において、種々の働きを執るが、これは、立憲政治の下において、如何であるかと云ふことでありましたが、元老は、國家の元勳として、而して或場合には、至尊の御諮

詢を辱うするものでありますから致して、斯かる過渡の時代において、御諮詢に對して、相當なる意見を申上ぐると云ふことは、私は、何等差支へはないと信じて居るのであります。私が組織いたしたところの内閣を、或は貴族院内閣と稱し、或は特權的階級内閣とも申して居るやうでございますが、私、曾てこの内閣を貴族院内閣と稱したことは、絶対にないのでございます。特權的階級内閣などは、勿論、申さう譯はないので、これは、或は世間が、この内閣に對して、一種の考へを以て、斯う云ふことを、命名したものと考へて居る。自分は、曾て、貴族院議員内閣と稱へたことはない。唯、閣臣の多數を、貴族院中の適材に求めたと云ふ事實はある。陸軍、外務——この、兩大臣を選定するに當つて云々と云ふ御話がありました。これは、或は内部に、何かあつたかも知れませぬが、私は更に存せぬ。而して、外務大臣と云ひ、陸軍大臣と云ひ、私の最も適材と認めたるころの人物を採つたに過ぎぬのであります。組閣後間もなく、政黨の有力者に向つて、援助を求めたかどうかと云ふことでありましたが、別に援助を求めたことはありません。唯立憲政治の下において、内閣總理大臣として、立ちます上において、この、政黨に對しては、飽くまで尊敬を拂ひ、又、政黨とは、成るべく意思を疎通して、而して、政機を圓滑に運轉したいと云ふ希望を、飽くまで持つて居る。それ故に、政友會の總裁にも、憲政會の總裁にも、親しく訪問いたしまして而して、相當の敬意を拂つて、それらの挨拶をいたした事實はある。で、これは、適當なことを思ふのでございます。貴族院の團體を、自分の内閣を擁護せしむるだけの働きを付けたと云ふ

ことを、私が聲明したやうな、御言葉もありましたが、これ等は、絶対ないことである。その他、世の風説を主として、種々御質疑もありましたが、これは、私、絶対に否認いたすのであります。それから、この貴族院存在の理由を、御尋ねでありましたが、これは、私より以上に、正則なる學問もなすつた佐々木侯爵であれば能く御承知でありませう。憲法の上におきましても、憲法を註釋せられたところの伊藤公の憲法註釋を始めとして、幾多の學者の著書も出て居ります。貴族院存在の理由は、私が、この演壇で、佐々木侯爵のやうな御方に對して、御講釋を申上げる必要はないと、思ふのであります。私は組閣——貴族院の存在からして、斯くの如き内閣の組織は、不都合ではないか、邪魔ではないかと、云ふやうな御言葉も、受取りましたが、何も、私は、私の内閣を、貴族院内閣と申したこともなく、單に適材を、貴族院に求めたことのみで、これが、貴族院存在の理由に何等障碍にも、邪魔にもなることはない、思うて居るのです。種々十數項に互つての御質疑もありましたが、昨日、既に、中川男爵に對して御答へを致して置きましたし、その他、多くは、世の流傳を基としての御質疑でありますから致して、世に傳ふるところのものは、私においては、これを否認いたします（貴族院速記録）。

次に、侯爵徳川義親の質問は、貴族院は政争の外に超然として、政府を監督すると云ふ

ことが、憲法の本義と信するが、今回貴族院議員のみを以て内閣を組織したのは如何。

——と云ふにあつた。之れに對し、清浦首相は左の如く答へた。

徳川義親に
答ふ

唯今、徳川義親侯よりしての、御質問でございました。憲法の根本問題に就いて、遺憾ながら徳川侯とは、見解を異にして居るのである。我が帝國憲法におきましては、内閣組織は、専ら大権にある話で、これを、政黨の首領に命ぜられやうとも、又、その他に命ぜられやうとも、これは、全く大権に存することである。で、政黨にあらざる内閣組織が、非立憲と云ふことは、憲法上の理論からして、私は、反對せざるを得ぬのである。で、元より、政黨の健全に發達したる上におきましては、政權の運用は、成るべく政黨の力に依ることは、宜しいことと思ふのである。去りながら、理論として、政黨に依らざる内閣が、非立憲と云ふことは、これは、我が憲法においては、決して許さざるところと、私は信じて居るのである。又、我が帝國議會は、貴族院衆議院の議員を以て成立いたして居ります。故に、必らずしも、下院の人のみを以て、これを組織すべきでもない。兩院の人を以て、これを組織するも、何等差支へはないと、思ふのである。詰り、政黨の、その時の状況によつて、或は政黨以外の人に、内閣組織の天命を下さるゝと云ふことは、これは、己むを得ぬことと、思ふのでございますから、そこは、或は徳川侯の御議論などは、この英吉利邊りの慣例とし

ては、一黨が倒るれば一黨が立つ。しかし、これさへ、必らずしもさうのみではない。これは、皆さん御承知のこと、思ふのである。で、そこに至れば、根本的に違ひますからして、如何ほど論じましても、窮極するところがなからうと思ひます。或は少し古いかは知れませぬかねれども、兎に角、憲法の起草者たる伊藤公爵などの憲法義解にも、その事は、明かになつて居ると思ふ。それから、元老のことに就いて、御説がありました。これは、陛下が、國家の元勳たる者に、御諮詢あらせらるゝことでもありますから致して、これに對しては、私は良しか悪しか云ふことは、申すことは出来かねるのである。それから、元老が、非常なる場合に當つて、天機伺ひをせぬのは、不臣云々と云ふことではありませんが、これ、亦、私より辯疏する限りではありませぬ。去りながら、兩元老共に、病の床に臥つて居らるゝ爲めに、その禮を盡さんと欲するも、盡す能はぬ點からして、天機を伺ふのは——禮は、他の方法によつて取つて居らるゝことであらうと信じます。種々御質問もござりましたが、私は今日、非常に人心が悪化して、この内閣成立の爲めに云々と云ふことがありましたが、或は、さう云ふ方面もありませうが、必ずしも、然らざる方面もあらうと觀察を致して居ります（貴族院速記録）。

政府の『衆議院解散理由書』は、左の通りである。

衆議院の解散は國家の重大事にして今此の事あるを見たるは深く遺憾とする所なり。茲に其の趣旨を明にし以て公正なる國民の批判に訴へんとす。予の不肖を以て曩に内閣組織の大命を拜するや當時大震災の後を承けて帝都復興の事業未だ其の緒に就くに至らず人心動もすれば安定を缺き政界の事情亦甚だしく紛糾を極むるに際し更に不慮の事變に遭ふて物情頗る騷然たるものありき。此の難局に處して輔弼の重任に膺る。微力能く之に堪へ得るや衷心憂慮措く能はざりしと雖區々たる一身を顧るが如きは臣子の分として當を得たるものにあらずと思考し萬難を排して内閣を組織したり。只一片歌々の至誠を以て報效し萬一を期せんとするに外ならず。其の組織の手續に關し世間に傳ふる種々の非難の如き全く事實を謬まるものにして其誤解に出づるものなることは茲に之を言明するを憚らざる也。現内閣の政綱政策は曩に貴族院に於て披瀝したるが如く外は外國と協調提携して力を世界平和の確立に致し國民輿論の趨向を重んじて國家及國民の正當なる地歩を安固ならしむるを期し内は國民精神の振作と經濟力の復興とを主とし教育の改善思想の善導に勉むると共に帝都の復興と地方の發展殊に

農村の振興を圖り産業の發展貿易の擴張と相俟て國力の充實を庶幾し進で綱紀の肅正並行政整理整肅を斷行し殊に多年の懸案たる衆議院選舉法に適當の改正を加へて更に民意暢達の途を開きその他内外百般の政務の局面を展開し赤誠以て國民の福祉を増進せんと企圖せり。然るに現内閣に反對する者は政府の政綱政策に對して何等之を窮むるなく其の實行の如何をも問はずして單に組閣の形式に就いて漫然之を非議し或は其の政黨に基礎を有せざるの故を以て之を信認せずと爲し甚しきは特權階級内閣の異名を付して却て階級闘争を煽動せむとするものあり。而も此の如きは爲にする所ありて故意に惡聲を放つものにして何等理論の上に根據を有するものにあらざるのみならず實際上に於ても亦政治の實情に通せざるものなり。抑々内閣組織は一に大權に屬して外間の容喙を許さざるは我立憲の本義にして其の政黨に基くと基づかざるとは憲法の要求する所にあらず。固より政黨を基礎として内閣を組織することは政策遂行上便宜なるべしと雖我邦目下の政情は政黨に基きて國政の安定を期することの極めて困難なるの事情あるを如何せん。近く之を組閣の例に徴するに寺内内閣の如き加

藤内閣の如き山本内閣の如き何れも政黨を基礎として成立せるものにあらず。而かも是等の内閣に對して双手を擧げて之を援助したる政黨あり。又憲政の常道論を高調する政黨にして主義政策に依りて之を是非せんとしたるものありたるにあらずや。然るに今獨り現内閣に對し其の基礎を政黨に置かざるを理由として反對を表するが如きは其の事由を解する能はず。現内閣々員に貴族院議員たるもの多きも是れ議員個々の問題にして貴族院其の者と何等相關する所あるにあらず。其の施政の方針を定むる上に於て閣員の多數が衆議院に議席を有する場合と毫も異なる所なし。然るに現内閣を目して貴族院内閣なりとし特權階級内閣なりと稱するに至りては、其の不當も亦甚しく斯の如きは却て不健全なる民衆運動を刺戟し階級闘争の思想を挑發し國家の爲憂慮すべき現象を發生せしむるものにして其の責決して免かるべきにあらずと信ず。不肖内閣組織以來日幾ばくならず隨て未だ經綸抱負を行ふの時機なしと雖今日國家多難の時に當りて一意國民の福祉を増進し國運の發展を圖らんことを期するの情極めて切なるものあり。其の執らんと欲する政綱政策の如き各政黨の從來主張し來りし所と多

く相一致するものなること信じて疑はず。然るに此の政綱政策に基く豫算並法律案を審議研究せずして單に形式的憲政論に依り而かも謬まりたる事實を基礎として衆論を煽動し徒らに政權爭奪に没頭して眼中國家なきが如きは眞に我憲政の爲に痛嘆に堪へず。抑も衆議院は公正なる國民議政の府なり。隨て之が議員たる者は須らく虚心坦懷以て參政の重責に膺り一意國民利福を圖るを以て念とすべきに拘らず衆議院三派は曩日來内閣倒壞を宣言せるのみならず今日議場の情勢は國務の遂行を阻害せむとするものにして誠意を以て國政を議するものにあらずと認む。是れ實に議員の本分を忘るゝものを問はんとする亦實に已むを得ざるに出づ。茲に所信を披瀝して政府の態度を明にす。

三

政友本黨は、二月一日、臨時大會を開き、選舉委員を選任した。

選舉委員長 床次竹二郎
同副委員長 廣岡宇一郎 鳩山一郎 田邊熊一 松浦五兵衛 木下謙次郎
委員若干名(省略)

本黨早くも
閣着

清新の天地に一黨を樹立せんと、意氣込んだ政友本黨は、早くも、選舉委員長の選任に關して、内訌を起した。中橋は、床次氏を委員長とすることに反對し——中橋と云ふよりも、中橋周圍の一團であつたらう——山本と元田は、彼をなだむるのに、随分骨が折れたと云ふことである。結局、選舉委員長は、選舉區に歸らなくとも、濟む者でなければ、勤まらなると云ふ理由には、中橋も抗議の餘地なく、澁々承知はしたが、選舉の統制は頗る亂れた。

此の日(臨時大會)、床次氏は、選舉委員長として、左の演説を試みた。

私共は、申すまでもなく、今日の立憲政治の下に於ては、大政黨の發達を望んで止まないものでありまして、自ら好んで、小黨分裂をなすが如きは、理に於ては、欲しないのでありますし、又長い間苦樂を共にした黨員と、袂を分つと云ふ事は、情に於ても忍びないものであつたのであります。然るにも拘はらず、事、茲に至つたのは、實に止むを得ない理由があつたからであります。一二の政策に就いて、意見を異にしたよりも、もつと大切な政治上の根本問題について、理想を異にした爲めであります。由來我國に於ては、二院制度を採用し、議會に於ける兩者の權限に、何等相違を認めず、唯、衆議院に、豫算の先議權を、附與したるに過ぎないのであります。而して兩院の權衡を保持し、圓滿に、國務の遂行を計ると云ふことが、我立憲政治の主意であります。斯くの如き制度の下に於て、眞に、國を思ふ政治であつたならば、貴衆兩院の關係を、圓滿ならしむる必要あることは、解り切つたことであります。私は、政黨に籍を置きまして、恰度、十年になります。私が、政友會に入黨する以前より、政友會は、内閣を組織する度毎に、貴族院との協調の爲に、不斷の努力を

拂つて居つたのであります。而して、原氏の總裁となるや、其の偉大なる力によつて衆議院に於ては、多數黨となり、貴族院關係も、亦、次第に良好となり、國民上下の信望を荷つて、遂に、純然たる政黨内閣を成立せしめ、政友會は四箇年に近い長い間政權を維持したのであります。併し乍ら、原氏の歿後は、政友會の統一は、前の如くでありませんでした。仍つて私は、貴衆兩院の關係を、圓滿ならしむること、及び黨員結束の爲に、黨内の一致和合を計ることの、二つの事に對しては、微力ながら、力を盡して來たのであります。偶々今回、清浦内閣の組織に際し、清浦子爵より、研究會に對し、援助を求めたるに、研究會は之を承諾して、更に、政友會に對して、援助を求めて來たのであります。當時の實際は、新聞紙にも報せられたのであります。之れに對し、眞先に口を切つたのは私である。内閣成立前の事でもあつたので、私は只今、何とも御答は出來兼ねると申しました。そして、幹部の意見も、それで宜しからうと云ふことになり、其通り回答したのであります。此返答についての解釋は、各自の任意であるが、私の心持ちは、次の如くであつた。政界の中心勢力たる政黨とし

ては、内閣成立前に超然内閣宜しいと云ふ譯には行かぬ。さればとて、原内閣以來、友好關係を結んで來て居る研究會のことであるから、内閣成立後に於て、我黨の政策を採用する事ともならば、之れに對して、政策本位の態度を執つて行くより仕方なからうと、腹の中では思つて居たのである。然るに、清浦内閣成立するや、政友會は、直ちに、組閣の形式を云爲し、正面攻撃に、移つたのであります。斯かる事は、一個人としても出来ないことである。超然内閣反對ならば、最初交渉を受けた時、何故、男らしく反對を聲明しなかつたのであるか。最初は、反對とも賛成とも言はずして、後になつて、出し抜けに、特權内閣打破とか、三派聯合とか云つて、騒ぎ立てるのは如何にも男らしくない遣方である。斯様な場合に處する大政黨としての政友會の態度は、その一舉一動が、直ちに天下に影響することを、忘れてはならぬ。天下の公黨が斯かる卑劣なる行動をして、それで、正しい政治が出來ますか。殊に、折角、永年苦心し來つた貴衆兩院縱斷の理想を、根柢より覆へすが如きは、到底忍ぶ能はざることである。斯の如き横斷的、抗爭的な形勢を作つては、將來、圓滿に國務を遂行する事

は到底出来るものではない。貴族院と、此の際、斯様な經緯で、交渉を斷絶すると云ふことは、眞に國を想ふ政治家なら、出來ない筈である。此の點に於て、吾々は、残つた人々と、政治上の理想に於て、大なる相違があります。そこで、決然、袂を別つに至つたのであります。之れが分離に關する、第一の理由である。

目下、我帝國は、非常の秋でありまして、今日の所謂護憲三派のやうに、徒らに、政權の爭奪にのみ、腐心してはならないのであります。今回の清浦内閣が、成立致しまして、恰も三度、政權は、我々の前を、素通りしたのであります。それは、如何なる理由に因るか云ふことを、政黨自身が、深く考へねばならぬ問題だと思ひます。今日、我國の社會状態は、人心動もすれば、動搖せむとする傾向があります。故に、苟くも、天下國家を念とするものは、先づ、人心の安定を、第一に考へねばならぬ秋である。當時は、御慶事を、目前に控へて居て、日本國民は、靜肅に、且つ和氣霽々の裡に、吉辰を迎へねばならぬ時であつた。又、未曾有の天災の爲に、京濱地方の罹災民は、バラック住居の不自由な生活をして、此寒さを凌いで居るではないか。斯る

場合には、天下の公黨たるものは、親切に之れが救済を計り、努めて民心の動搖を防ぎ、慎重なる態度を以て、時局に臨むべきである。然るに、却つて、民衆を煽動したり、人心を悪化せしむるが如き運動に、自ら加はり、貴族院を、特權階級と惡罵し、階級争闘と高唱して、騒ぎ廻るのは、口に階級争闘の弊を唱ふるも、實際上は、民衆を熱狂せしむること夥しく、階級争闘を旺んにし、之れを煽動すると同一である。延いては、労働者をして、金持ちを呪はしめ、小作人をして、地主に反抗せしむるの、忌むべき傾向を、激成する虞れがある。尙、一步進むだ時には、容易ならざる事態を惹き起すやも計られないではないか。所謂護憲派なるものは、之に對するその責任を如何に感じて居るのであるか。我が國は、由來、君民一致、上下共に和衷協同し來つた國柄であつて、三千年來の國民精神は、今日、新らしく、歐米に於て唱へらるゝ所の、協調主義に合致したるものである。國民に對して、重大なる責任と使命とを有する政治家が、此點に、思を致さずして、徒らに、階級争闘を叫んで、平和の天地を攪亂せんとするが如きは、吾々の到底賛同し能はざる所であります。故に、國家民人の

休戚を念とする、穩健着實なる政黨を、新に組織して、社會上には、協同偕和の主義を唱へ、政治上には、政界縦斷の理想を主張するに到つたのであります。之れが、分離の第二の理由であります。

又、一部の人々の間には、此際、元老を攻撃して、政界より追ひ退けようとするが如き議論をするものがあります。英國の如く、政黨が發達して、政變のある場合には、大命が何人に降るか、自から、社會に定論ある國に於ては、元老の存する必要はないけれども、我國の現状に於ては、大命降下の責任を、上御一人に歸し奉り、何等輔翼するの人なしとしたならば、其の結果は、果してどうであらうか。英國でさへ、近時政界混亂して、後繼内閣の見定めがつかぬ爲めに、政變に際して、難局に陥る傾きが無いでもない。日本の元老制度は、實に已むを得ざるに出でたものである。伊太利の如きも、政變の際は、兩院の議長とか、又は、先に内閣の總理大臣を勤めた人とか、御下問に奉答する様に聞いて居る。元老攻撃をする人々も、自分等に都合の悪い時だけ、攻撃し、都合の良い時には、随分、元老詣りをする様に、見受けられるではあり

ませんか。此等、表裏の事情は、地方に於ける諸君も、能く考慮して貰はねばならぬ事である。

回顧すれば、明治維新の我國民の意氣は、寔に旺んなものであつて、全く質實剛健を以て、明治大帝の下に、維新の大業を成就したのであります。爾來、茲に五十餘年の星霜を経て、民心漸く緩まんとして、萬事に緊張を缺いて來た今日、國民精神作興に關する大詔を拜したのは、洵に、恐懼に堪えないのであります。我々は、國民と共に大詔の御趣旨のある所を奉體し、政界の宿弊を一掃すると共に、更始一新、清新の天地に新黨を樹立し、政治の革新を企圖するものであります。之が、國家に對する、眞の御奉公であると考へます。仍つて、本黨は、政黨政治の刷新と、貴衆兩院の協調とを旗印として、勇往邁進せんとするものであります。

今や、政界の一方には、所謂護憲運動なるものがあり、言論界、亦、憲政擁護の美名に賛同して居りますけれども、吾々は、實際に政治を擔當するの立場よりして、冷靜に之を考ふれば、憲政の圓滿なる遂行を計ることこそ、眞の憲政擁護であると信じます。

本黨の諸君は、靜かなること林の如く、動かざること山の如き、堅實なる態度を以て大局を正道に導き、今回の選舉に於て、是非とも必勝を期せられむことを望みます。

四

總選舉は、五月十日を以て行はれた。其の結果左の如く、政友本黨は大敗北であつた。

總選舉の結果

	選舉前
憲政會	一〇三
政友本黨	一四九
政友會	一二九
中正俱樂部	二二三
政友本黨の敗北	七四九

政友本黨の政北

革新俱樂部 二九
 實業同志會 八
 無所屬 一六

七五〇

四三

一四

即ち、第三位であつた憲政會が、一躍第一位を占めたのである。政友本黨は三十五名を減じたが、三州兩縣に於ては、定員全部を獨占して三名を増加し、世人は之れを『床次王國』と呼んだ。

鹿兒島縣

第一區(定員一人)
 二〇六三 公認 床次竹二郎(政本)
 九〇四 春島東四郎
 第二區(定員一人)
 一一三三一 岩切重雄(政本)
 一〇六六 敷根吉造(政本)

三五六

福留龜太郎

第三區(定員一人)

一九九五 中村嘉壽(政本)
 一八八九 前田兼寶(政本)
 一五八一 樋渡次右衛門(政本)
 一三五八 原耕(政本)
 八五九 有馬純清

七四二

井上知治(政本)

四九一

久木田叶(政友)

第四區(定員一人)

三八三〇 藏園三四郎(政本)
 三二五八 海江田準一郎(政本)

第五區(定員一人)

四〇三七 寺田市正(政本)
 三八九四 東幸治(政本)
 二七〇二 松下禎二(政本)
 一三七八 平島達夫(政本)

第六區(定員一人)

三五八八 津崎尙武(政本)
 一五三七 奥龜一(政本)
 九四九 永田良吉(政本)
 八八三 前田郁(政本)

第七區(定員一人)

政友本黨の政北

五〇三〇

公認 東郷實(政本)

四〇一七

公認 濱田精藏(政本)

三二三七

逆瀬川仁次郎(政本)

一四三五

淵脇 遷(憲)

第八區(定員一人)

四六七三 公認 禱苗代(政本)

宮崎縣

第一區(定員一人)

五七六七 公認 長峰與一(政本)
 五七〇七 公認 吉松忠敬(政本)
 三五四四 公認 加藤七五郎(憲)

第二區(定員一人)

二九四九 公認 陣軍吉(政本)
 二九二二 公認 永井作次(政本)
 二八三二 新穂龜翁(政本)
 二五八四 大迫元繁(政本)

七五一

六四四 水久保甚作

二三〇三 公認 岡師兼 貳(憲)

第三區(定員一人)

五〇六 公認 甲斐健一(政)

五〇五五 公認 佐藤重遠(政本)

第一黨たることは、間違ひなしと、安心してゐた政友本黨は、三十五名を減じたのみか領袖中橋を失ひ、呆然たるばかりであつた。さすが、物に動せぬ床次氏も、此の時ばかりは、聊か狼狽した。

政友會の失望落膽も、本黨に劣らなかつた。小泉策太郎氏は語る。――

聯合軍の大勝となつたと云ふと、ひどく景氣の好い話しなんだが、我々は、一向愉快を感じない。不愉快と云ふよりも、寧ろ失望落膽して、顔色を失つたことを白狀する。……本黨の多寡は、齒にかけるに足らず、聯合軍の勝つことにも疑ひなしとして、政友會が、三派の先頭に立つ、即ち、憲政會に優越して、百五六十人の比較多數になる。若し此の心期が外れたら、選舉後、直ちに革新俱樂部と合併して、第一黨になる

ことは、必ずしも權謀に失しない。聯合から合同に發展するのは、寧ろ、當然の經路であるから、憲政會にも、異議はなからう。御希望なら、三派大合同の理想的英斷に出ようと云ふのだから、不信の咎めを受ける理由がないと云ふ、少々無理かも知れぬが、實は其の腹案を秘してゐた。……犬養は固より加藤が大嫌ひで、其の下風に立つことに甘んじない。やはり、同様の考へで、其の時、岡山へ歸つてゐたが、留守中、機宜に應じて、右の腹案を斷行する全權を、古島、秋田に托して行つたから、我々も、二段構への腰を据ゑてゐたのに、蓋を開けると、投票箱が喫驚箱になつて、二つ合はせても憲政會に及ばない。即ち、畫龍點睛を缺いたと云ふ、我々三、五人の胸臆に葬つた祕密なんだが、爾來十數年を経過して、もはや時效にかゝつたから、罪障消滅の爲めに話してもよからう(中央公論)。

政友本黨、及び政友會の敗北の原因は、言はずして明かである。即ち兩黨の争ひが、憲政會に漁夫の利を與へたのだ。

五

失望落膽の政・本兩黨内には、早くも合同の気分が漲つた。五月三十一日、政友會の新當選、及び返り新參代議士等は、東京驛ホテルに會合(附記)『あやめ會』を設け、六月一日、政友本黨の有志代議士も、帝國ホテルに會合(附記)『さつき會』を設けたが、此の兩會の發企者の目的は、兩黨合同の氣運促進にあつた。然るに、此の兩會は、世評の指彈を恐れ、其の後、各一回の會合を重ねたばかりで、雲散霧消した。

六月五日、政・本兩黨有志は京橋『若水』に會し、『政界の現状に鑑み、主義政策の上から見て、兩派の提携は、最も必要のことであるが、其の實現方法如何』に就て、意見を交換したる後、齋藤、磯部、佐々木、古川、土屋(以上政友)、牧山、高見、福井、栗林、原(以上本黨)の十名を、交渉委員に擧げた。

此の間、諸方面の策士が、入り亂れて、政・本合同の基礎の上に、田中義一を擔ぎ出さ

さつき、あやめ

んとする者、後藤新平を擁立せんとする者、大木遠吉を擔ぐ者など、血眼になつて、暗中に飛び廻はつた。

床次氏を惜しむ者

其の混亂の時であつた。某政友會代議士は『床次さんは、實に惜しいことであつた。床次さんが、護憲運動に参加し、街頭に立つて、あの雄辯を振つたなら、床次さんは、民衆の偶像となつたであらう。床次さん自身のためにも、政友會のためにも、今度の行違ひは、實に残念であつた。』と、編者に語つた。如何にも、デモクラシー大流行の當時に於ては、然うであつたに違ひない。床次氏の人望の根柢は、其の人格にあつたけれども、床次氏が、官僚から政黨に來り投じたこと云ふことが(當時にあつては珍らしいことであつた)、大衆の喝采を受けた理由の一つである。彼等は、床次氏が民衆政治のチャンピオンとなつて、戦ふであらうことを期待したのであつた。床次氏が、護憲派の先驅となつたならば、寔に、民衆の偶像となつたであらう。床次氏自身も、其れを知らぬのではなかつた。然れども其れは、伊藤によつて創立され、原によりて大成された政友會の精神に、背くことであり、人望の悪用であり、デマゴイクである。——と床次氏は考へた。床次氏が、良心を

賣らざる限り、何うしやうもなかつたのである。

總選舉直後、床次氏も、政・本合同に色氣があるかの如き噂があつた。或は、床次氏を利用せんとする策士が、其の内意など、稱して、色々の事を、持ち廻はつたかも知れない然れども、五月二十七日の、政友本黨議員總會に於て、床次氏は、左の如く述べたのである。床次氏の眞意は、是れで明白だ。

私は、選舉委員として、私かに期待したることは、此の總選舉に於て、捷を一舉に制して、政界の安定を計らんとしたことでありませぬ。然し、不幸にして、選舉の結果は、吾人の豫期に反し、政局を安定せしむるに至らなかつた事は、國家の爲、洵に遺憾に堪えないのであります。然るに、翻つて戰跡を顧みるに、所謂護憲三派重圍の裡に在りて、我黨が、穩健中正なる主張を把持して、孤軍奮闘したる結果、眞面目なる多數國民の諒解を得て、隱然、有力なる地盤を獲得したるは、衷心、愉快に堪へない所であります。選舉の結果は、兎も角も、護憲三派の勝利に歸したのでありますから

此際、三派が、政策の一致點を見出し得ると云ふならば、須らく、三派の聯立内閣を成立せしむることが、至當であると思ひます。従つて、三派に於ても、提携を鞏固にし、一政黨を組織するの覺悟を以て、當初の目的を貫徹して貰ひたい。斯くすれば、二大政黨對立の氣運を、馴致するものでありますから、我黨に於ても、立憲の精神に則り、之に應戰するは、痛快に堪えません。又、一部には、本黨と政友會の合同を、策して居る向があります。地方の人々では、本黨も政友會も、大した相違ない様に考へて居るので、最近、合同の聲なども、地方より起つて居る様に思はれますが、併し中央の空氣は、左程簡單に參りませぬ。因て、政黨以外の人を首班として、本黨と政友會との聯立内閣を成立せしめむと、畫策する人もあるやに仄聞しますが、護憲運動ありし直後に於て、中間内閣説の如きは、天下の大勢から見て、歡迎することは出来ませぬ。更に、又、或策士は、合同論に藉口して、我黨の議員數十名を切崩し、之れを、政友會に合して、三派提携の際に、政友會をして、第一位を占めしめんと企てつゝあると云ふ噂もありますが、我黨の議員中には、主義主張を異にする憲政會と、提

携するの目的を以て、暫く、頭数を貸すが如き、卑屈にして、曖昧なる態度に出づる者は、一人も無いこと、確信致します。憲政會のみの單獨内閣は、政局を、益々混亂せしむる虞があると思ふ。蓋し、對支對米の國際關係にして、圓滑を缺くに於ては延いて、國內財界の復興に煩し、内治に於て、外交に於て、共に國運の隆昌を期し得ない。況んや、院内議員の數より考察するも、議會の解散は、必死の運命と觀なければなりません。斯の如きは、我國の現状に照して、大に考慮しなければならぬ事と思ひます。我黨の本領は、上下兩院の協調を保ち、之に依つて、國政の運用を圓滑ならしむる所に存するのであります。然るに、今回の總選舉は、衆議院に於て、護憲三派の勝利に歸したとは云ふもの、貴族院との溝は、一層深くなり、其結果、當然、國政の圓滿なる運用を欠き、政局が、益々不安の状態に陥る様になつてはと、心配するものであります。此場合、我黨は、深く輕舉妄動を慎み、主義主張を恪守して、暫く隱忍自重し、在野黨として、政府を監視するの覺悟を、定めなければならぬのであります。之と同時に、又、我黨の主張に共鳴し來る者があれば、何時と雖も、釋然とします。

て、之と手を携へ、共に、國政を談するの雅量を保持して居ることも、亦、必要であります。

清浦は、五月二十九日に、西園寺を訪ひ、六月六日を期して、辭表を捧呈したい考へである旨を告げたが、閣僚中、法相鈴木の如きは、特別議會まで、持つて行つて、何等かの工作を試みんとし、辭職に反對したので、一日後れ、七日に、辭表を捧呈した。

後繼内閣奏薦に關しては、何等の紛糾を見ず、九日、加藤高明が召されて、大命を拜し十一日、三派聯立内閣が成立した。

三派聯立内閣成立

(附記一) 五月三十一日の出席者(あやめ會)

磯部尙、齋藤珪次、藤田包助、土屋清三郎、赤間嘉之吉、矢野鉉吉、松本眞平、石井謙吾、今井健彦、宮本逸三、來栖七郎、田邊七六、竹内友次郎、藤田胸太郎、木暮正一、藤川清助、西方利馬、加藤知正、大竹謙治、竹原撰一、佐々木文一、吉津度、中村巍、佐々木春作、渡邊伍、島居哲、吉田眞策、古川清、生田和平、山下谷次、山内範造、高井商二、以上。

政友本黨の敗北

(附記二) 六月一日の出席者(さつき會)

米原於菟男、河崎清、三輪市太郎、青山憲三、原惣兵衛、池田龜治、土屋興、中山貞雄、大石大、高木第四郎、野村治三郎、小泉辰之助、兼田秀雄、高見之通、寺田市正、古林新治、長峰與一、牧山耕藏、陣軍吉、倉元要一、柏田忠一、井口延次郎、以上。

(附記三) 有志聯合會出席者

石井謹吾、今井健彦、磯部尙、吉田眞策、田中定吉、土屋清三郎、來栖七郎、松本眞平、古川清、藤田胸太郎、青柳郁次郎、赤間嘉之吉、佐々木文一、齋藤珪次(以上政友會)、井口延次郎、原惣兵衛、原田佐之治、高見之通、丹下茂十郎、野村治三郎、工藤十三雄、栗林五朝、倉元要一、牧山耕藏、福井甚三、古林新治、安保庸三、島木信二(以上本黨)、以上。

第二八 三派内閣と戦ふ

——本黨總裁に推さる——

大正十三年——大正十四年

第二八 三派内閣と戦ふ

——本黨總裁に推さる——

—

總選舉直後の『さつき、あやめ』の政・本合同運動は、三派内閣の成立によりて、一時屏息したが、孤立の本黨は意氣沮喪し、丸で、火の消えたやうな光景であつた。

そこで、川原茂輔等が率先して、一日も早く、總裁を置き、組織の強化を圖らねばならぬと唱へ、大勢は、床次氏を推すべく定まつた。然れども、年齢、閱歴の點に於て、兎も角、山本達雄を推すのが、順序であると云ふので、山本に對し、總裁就任を懇請した所、山本は、固く辭退して床次氏を推した。之れに對し、元田、中橋等の一派は、聊か不愉快であつたらうが、強き反對もなく、第四十九議會（特別）召集前日、即ち六月（大正十三年）

二十四日、帝國ホテルに臨時大會を開き、先づ、黨則を變更して、總裁制度となし、山本の指名によりて、満場一致、床次氏を推戴するに決した。床次氏は五十九歳であつた。原敬が政友會總裁に就任したのも、同じく五十九歳の時だ。幹部の陣立ては、――

政友本黨の陣容

- 總 裁 床次竹二郎
- 本部總務 川原茂輔 高橋光威 吉植庄一郎 木下謙次郎 中西六三郎
- 幹事長 田中隆三
- 本部幹事 高見之通 加藤久米四郎 土屋興 藏園三四郎 兼田秀雄 一宮房治郎 瀧正雄
- 會計監督 榊田清兵衛
- 政務調査會長 小橋一太
- 同副會長 成田榮信 牧山耕藏
- 黨務員長 廣岡宇一郎
- 同副會長 櫻内幸雄 原田佐之治
- 顧問 元田肇 山本達雄 中橋徳五郎 杉田定一

相談役會長 松浦五兵衛

院内總務 上埜安太郎 松田源治 中村啓次郎 鳩山一郎 八木逸郎 三輪市太郎

院内幹事 牧野良三 井阪豊光 古林新治 倉元要一 清水長郷 原惣兵衛 森肇

代議士會長 原田十衛

同副會長 濱口吉兵衛

此の新政黨は、何等の準備なくして樹立された。言はゞ一夜作りのバラックであつた。

床次氏を始め黨員の凡てが、政友會脱黨の瞬間まで、恐らく、新政黨樹立に就て、眞面目に考へたことはなかつたのである。斯やうな政黨の、總裁を引受けた床次氏は、大早計であつたと、言はねばならぬ。併し然う思ふのは、床次氏一身のための打算であつて、床次氏は、高橋の率ゐる政友會は、眞の政友會でなく、政友本黨こそは、眞の政友會であるから、本黨を強化して、政友會を併呑すること、政友會を廓清する所以であると信じ、前總裁原の知遇に酬ふるためにも、我こそは身命を賭して、此の難事に當らうと覺悟したのであらう。覺悟は、健げであつたが、黨内の事情が、甚だ複雑であつたことは、床次氏の總

無準備の政友本黨

裁就任挨拶の中にも、表はれてゐた。

總裁就任挨拶

諸君の推舉を蒙り、山本男の御指名に依り、本黨總裁の大任を、負ふに至りましたことは、光榮の至りであると同時に、甚だ恐縮に存する所であります。微力菲才、固より其任にあらずと、存じますけれども、諸君の御推舉に對して、力の限りを盡してみたいと思ひます。何卒、宜敷御援助を賜はらむことを、御願ひ致します。當初、黨首問題起るや、經歷、年齢、其他種々の點より、考へまして、山本男を推すことが、最も適當なりと、確信致して居りましたから、私は、男に向つて、切に御奮起を御願致しました。然るに、男は、色々の理由により、固く辭退せられて、其御決心は、覆へす可くありませんでした。話は一轉して、却つて、男より私に向つて、御勸説を蒙るに至り、男の非常なる御盡力と、後進推挽の御誠意とにより、遂に私の決心を促がさるゝに至りました。私は、事、茲に至りました以上、已むを得ないと考へました。因つて、私は、普通ならば、御受した以上は、責任を以て、御心配ない

様に致しますと、申すべきであらうとも 考へましたけれども、今日の場合は、左にあらず、男爵を始め、元田、中橋、杉田の三君共に、後見として干涉する位にして、總裁はあれども、其實、これまで通りに、共同責任の下に立入つて、御援助を煩はすことが出来るならば、御受けも致すと、申上げた次第であります。左様な譯でありますから、諸君に於かれても、我黨の盛衰は、一に諸君御自身の御決心如何に依るものなりとの、御氣分を以て、十二分の御同情と、御鞭撻を賜はり、以て、新黨樹立の目的を、貫徹せしめられんことを、望む次第であります。

今や、時局は、三黨首の協力に依りて收拾せられ、加藤内閣成立を見るに至りましたが、元來、政府は、主義政綱を以て、立つて居るものでありますのに、其主義政綱を異にせる聯立内閣が、果して、圓滿に國務を遂行し得るや否やに就いては、多大の疑問を、抱くのであります。此内外多事の時に當りて、政界の安定を圖るは、最も緊要なることであります、政變の頻發は、實際に國家の不幸、此上なきことであります。

三黨首の協調、圓滿に成つて、國策の、確立遂行せられんことを冀ふ次第であります

す。

吾々は、正義公正に立脚し、列國協調の下に、國際の平和に貢獻したいと、思ふのであります。特に、東洋に在りては、帝國、自ら主動的地位に立ち、其平和の支持者を以て、任すべきであると考へます。此の立場よりして、國防の充實は、忽がせにすべからざることを、切に感ずるものであります。

又、近時の國狀に鑑み、私の痛切に感じますことは、國民精神の作興と、國力の復興充實であります。國民の實生活に觸れざる問題の如きは、此際、寧ろ、後廻はしにするも、差支へないと思ひます。吾人は、此方針に向つて、勇往邁進したいのであります。思想界にも、經濟界にも、時に、浮沈變遷は、ありますけれども、吾人は、常に、向上發展を、心掛けねばなりません。蓋し、吾人の生命は、向上發展に在り。國家の生命も、亦、向上發展に在りと、信ずるからであります。此意味より、國民の意氣は、常に、剛健であり、常に、進取的であらねばならぬと信じます。故に、整理緊縮のことも、元より怠るべからざること、現下に於て、特に、其の然るを思ふので

ありますが、此れと同時に、決して、積極進取の策を講ずることを、忘れてはならぬと思ひます。要は、唯、其取捨選擇を、誤らざることにあります。

政治が、國民精神に及ぼす影響に就いては、深甚なる注意を、拂はなければなりません。時流を追ひ、俗論に媚びるは、易いことであります。毅然として、自己の識見を把持し、其所信に邁往して、以て、公黨の面目を發揮し、信を、國民の間に繋ぐは、至難のことであります。吾人は、大なる覺悟を以て、世評の如何に頓着せず、國家の爲に、奉公の誠を、盡したいと思ひます。

茲に、第四十九議會に、臨むに當りまして、我黨は、唯一の在野黨として、特に、其の言動を慎み、嚴正公平の立場にあつて、國家本位の下に、政府を監視し、正々堂々たる立憲的態度を以て、終始したいと考へます。

就任の御挨拶と共に、所感の一端を述べて、御靜聽を煩はしたる次第であります。

『普通ならば、御受けした以上は、責任を以て、御心配ない様に致しますと、申すべきで

あらうとも、考へましたけれども、今日の場合は、左にあらず……と、床次氏が述べたのは、單なる謙遜でなく『總裁はあれども、其の實、是れまで通りに』と、言はざるを得ざるほど、黨の結束は、まだ混沌たるものであつた。原敬は、總裁就任の挨拶中に、『今日以後に於ける諸般の政策に就ては、時に臨んで、諸君と御相談を致し、相當の機會に依て其の處置を致すでありませう』と言ひ、頭から黨員を呑んでかゝつた態度であつたが、床次氏の場合は、然う云ふわけに行かなかつた。原は、西園寺が辭任を申出で、から、一年半の間、充分に準備を整へたが、政友本黨の創立も、床次氏の總裁就任も、餘りに、あはたゞしかつた。然れども、勢の趣く所、如何とも、致方がなかつたであらう。

二

政友本黨が、混沌たる状態であつたことは、右の通りであるが、然らば、三派内閣は何うであつたかと云ふと、是れまた、生命を缺ける形骸で、陰謀争論に終始した、實に、護

憲運動なるものゝ贏ち得たる所は、政黨の混亂、政界の腐敗、引いては、政黨政治の不信用、其れに、今日まで兎角の議論ある所の、普通選舉であつたのである。

初め、政友會は、三個の椅子と、高橋のために、大藏大臣若くは内務大臣を要求したが加藤は『大命は、加藤高明個人に降つたのである』と傲語して、之れを峻拒した（傳記『加藤高明』参照）。斯くて、形勢頗る重大に見えたが、犬養の斡旋によりて、兎も角、内閣は成立したものゝ、政友會は、血涙を呑むと云つた状態であつた。

貴族院改革は、政友會が『區々たる政策の是非を超越』したる重大問題と、叫んだものであり、また其れが、政友會としては、護憲運動の中心問題であつた。故に第四十九議會に臨むための大會に於て、高橋も、犬養も、之れを強調したが、加藤は、一言も、此の問題に觸れなかつた。そこで、政・革兩派は、大に加藤の心事を疑ひ、囂々として、彼に迫まつた結果、彼は不承不承に、『本問題に善處する』旨を、施政方針演説中に加へることゝして、一時妥協した。

第四十九議會に於ては、奢侈品關稅問題で、又々、政・憲兩派の間に、大争論あり、革

新派の調停で、やつと、妥協が成立したけれども、政友會の不滿は、日々に増大するばかりであつた。

加藤と研究會の妥協

第四十九議會後、大正十四年度豫算編成に入るや、政友會傳統の積極政策は、憲・革兩派の消極方針に壓へられ、特に、鐵道政策の如き、政友會内閣の既定計畫は、根本的に破壊された。併し、其れは、所謂『區々たる政策』として、政友會が、初めから覺悟の前であつたとするも、之れを『超越』したる貴族院改革問題は、如何になつたか。第五十議會が召集されても、政府は、尙ほ、其の成案を得なかつた。而かも、其の間、加藤は、密かに、打破しなければならぬ筈の研究會に向つて、握手を求め、新設の政務官若干名を、研究會から採用すべく、二度も交渉したが、二度とも拒絶された。傳記『加藤高明』には、左の如く書いてある。

伯の眼は水野子(直)に注がれた。小笠原伯(長幹)に留まつた。研究會は必ずしも一糸亂れぬ結束の一派では無い。その一角は、崩すことは出来なくとも、少くとも傾ける

ことは出来ると思極めた。伯の心の鏡には、朧ろ氣ながら、研究會の二潮流が映じて來た。一は政府に對し好意の中立を守り得るもの、他の一は政本合同に依つて伯を覆さんと願ふものが、曖昧ながら二分され得ると睨んだ。前者を水野、小笠原兩氏の勢力に認め、後者を青木(信光)渡邊(千冬)兩方の本流に發見した。茲に於て伯は後者には構はず、前者との假り橋の補強工事に全力を擧げた。江木、伊澤、塚本、松本の諸氏を此方面の使者として諒解を期すると同時に、主義に反せぬ限りは此の一流の注文にも傾聴し、誠意と實力とを點綴して、諒解の歩を深めて行つたのである。

即ち、右の如くにして、貴革問題に對する妥協が、加藤と研究會の間に、成立したのである。即ち、同書は曰ふ、――

政府は、最初、有爵議員中の伯、子、男の數を百名に減少する案を立てた。是れ實に定員約六割の削減で、研究會の如きは甚大なる打撃を蒙る。そこで研究會の一角と伯

と交渉は頻繁に行はれ、近衛、水野、小笠原の諸幹部を通して折衝數回、遂に之を百五十名に限定する事に妥協された。その條件として、研究會の一角は、伯の内閣の重要政策に援助、少なくとも好意の中立を守ることが確約された。

貴革案は、第五十議會の會期、將さに盡きんとする頃、三月十日に提出されたが、其れは、豫て、政友會の主張しつゝあつた所とは、雲泥の差があり、全く、骨抜きのものであつた。のみならず、多額納税議員に關する改正の如きは、今日改惡として、持てあまされつゝある所のものだ。

三

第五十議會は、大正十三年十二月二十六日から開會された。床次氏が、政友本黨總裁として、通常議會に臨む初陣である。

政友本黨は、大正十四年一月二十日、大會を開き、床次總裁は、黨の態度に關し、左の如く訓示した。

我が國現下の急務は、國民精神の作興と、國力の充實にあると考へます。國民の意氣が銷沈して、目前の利害に齷齪として、時代の風潮に従つて奢侈に流るゝといふやうなことは、洵に、國家の大患であると思ひます。茲に、國民の精神を、作興して參るといふことに就きましては、帝國の使命を、明確に致して、因て、以て、士氣を勃興して行くといふことが、最も宜しからうと考へるのである。即ち、東洋の大局を安定する、之を以て我國是とし、東洋の文化の進歩發達を以て、我が國民の信念とする。茲に、國民の興國的氣分を鼓舞致して、經綸を盛んにして行くといふやうにすることが、最も必要であらうと、私は考へるのであります。現政府が、勤儉貯蓄を獎勵し、奢侈の弊風を矯正することに、御盡力に相成つて居る段は、如何にも、吾々も、賛同する所であります。併しながら、更に、一面から見ますといふと、其爲す所は、凡

て、消極に偏して、それが爲めに、却て國民精神を沮喪せしめて居る點があると、思ふのであります。現内閣成立以來、積極的施設として見るべきものは、何等ないのではありません。斯くの如くんば、如何にして、此國力の充實を圖ることが出来るであらうかと、疑ふのである。是等は、我々の斷じて、賛同の出来ない點であります。

帝國の外交に關しては、現政府の爲す所は、概ね、當面の外交事務を、處理するに止つて居りまして、其間に、何等か一貫したる所の、抱負經綸があるのであるや否やと云ふことを、疑ふ次第であるのである。苟も、一定の經綸を樹て、帝國外交の衝に當るといふならば、私の考へる所では、先づ、帝國の地位に鑑みて、世界の平和と、文化に對する帝國の使命は、何處にあるかといふ所よりして、外交の根本方針を、割出さなければならぬものと、考へるのである。申す迄もなく、帝國の外交方針は、先にも申す如く、今日我國の地位と致しましては、東洋大局の安定を、確保するといふ此處から割出して行かなければならぬものと、思ふのであります。而して、東亞の大陸の富源を開發して、彼我有無相通する道を、講じますことは、經濟的に、大陸を

生かす道であるのみならず、我帝國を、經濟的に、眞に、生きて行かせる所の道である、と思ふのであります。兩者共存共榮の意義も、此の點よりして、始めて其意義を爲すものであると、思ふのであります。我が國力の、充實を圖るといふことに於きましても、此の東亞大陸との經濟關係、東亞大陸の經濟の富源の開發を、圖るの途を外に致しては、所謂、國力の充實を圖るといふことも、一場の空論に過ぎないと思ふのである。吾々は、我が國民をして、常に、眼を大陸に注いで行かしめなければならぬもので、經世の志ある者は、最も、茲に、注意致さなければならぬことと、考へるのであります。尙ほ、大陸の富源開發と共に、之と並行して、東亞沿岸の航海を、獎勵發展せしむるといふことが、對大陸經濟政策の一端として、最も、必要なる事業と考へます。

次に、内政の上に就て、今日、最も注意を要することは、政局安定を缺いて居ることであると考へます。聯立内閣が統一を缺き、政局に不安を誘ふものであるといふことに就ては、世の定論であります。現在内閣が、三派を基礎として、組織せられる時に、當りまして、私共は、大に、此の點

に就ては、如何なるものであらうかと、心配を致した次第であります。然るに、成立以來のことは、諸君が御承知の通り、洵に、極めて、平たく申せば、ざまのないものであると申して、宜しからうと思ひます。何處に、内閣の中心があるのか、三派は三派で、各駈引をする、三派と政府とは、恰も超然内閣に對するが如き態度である。斯くの如くんば、どうして、其の間に、統一を求めることが出来るか、仕事の敏活を、圖ることが出来るか、徹底的政策が、行へるか、仕事に、確實性があるか、洵に、今日の有様で申せば、不安に充ちて居ると申して、差支へはございません。今や、漸く國民の間に、実行力のある、強い内閣が出来れば宜しいがといふ氣に、段々なりつつあることは、無理からぬことであります。今日の如くにして進みましたならば、或は、協調に依つて、内閣を造つて、重要な政策を遂行するのであると、申すよりは、寧ろ、政權維持の爲めに只管に、協調を圖つて居ると申して宜しい。今日のやうな状態を、此上にも長く續ける時に於ては、遂に、民心を悪化せしめ、國政を蠱毒するに至るべきを、憂ふるのである。又、今日のやうな有様でありますといふと、何れの時代でも、左様でありますか、或は、其の間に、怪しからぬ都合なる思想等も、因て、以て、蘊釀せられることがありはしないか。現内閣の諸公に於ては、よく協議を盡されて、どうぞ、統一したる、徹底的の仕事を行ふやうになりたいことを、希望する次第であります。

選舉權の擴張に就て、一言を致します。世の中の進歩に連れまして、選舉權の擴張を

行はなければならぬことは、今更、茲に、申すまでもありません。吾々の、年來の主張で、あります。又、其の擴張を致すに就ても、吾々は、秩序ある、漸進的の態度を以て、進みたいといふことも、是、又々、吾々の年來の主張であります。而して、現下の國情より申せば、納稅資格を撤廢するといふことは、宜しからうと考へますが、併し、何等の條件も附せずして、無制限に普選を、直ちに實行するといふことは、餘りに現状を無視したる、急激なる變革と申して、宜しからうと思ふ。御承知の如く、一時に、四倍以上の擴張に、なるのであります。斯様なことは、各國の憲政史上にも未だ嘗て見ざる所であります。又、選舉權の擴張の如きは、常に、國民の教育の程度、選舉權を行使する國民の能力の如何等を、考慮すべきものであります。吾々は、斯様なことを考慮致して、今日に於ては、一家を支持する能力あり、且、義務責任の觀念ある者に對して、即ち、世帯主に對して選舉權を付與するのが、今日の我國情に於ては、最も秩序ある擴張の仕方であると、考へるのであります。又、選舉區制の問題に就きましては、中選舉といふやうなことが、唱へられて居る。どういふ根據の

下に中選挙區制が唱へらるゝのであるか、分りませぬが、先づ、吾々が考へれば、大選挙區制にするか、一區一人小選挙區制にするかで、あり得べきものと思ふ。大選挙區比例代表制度は、理論としては採るべき所があらうと考へます。併しながら、今日の實際に於て、歐羅巴各國に行はれて居る處の、實績に依つて見まするに、多くは、小黨分裂の弊に陥つて居るのであります。即ち、斯くの如くんば、政府の基礎を脅かして、實際政治の運用には適せざるものと申しても、宜しからうと思ふのである。それ故に、吾々は、二大政黨對立の形勢を、我國の政黨界の上に馴致して、鞏固なる政府をして、政局を擔當せしめ、徹底的に、其の政策を遂行せしむる爲めには、現行の小選挙區制を維持致すことが、我國の今日に於ては、最も適當なる遣方であると、信するのであります。

次に、政局の安定を期しますると共に、財界の安定を期するといふ點に於て、私は、現在對外爲替の暴落は、内に、諸物價の騰貴、又は、自然に輸出貿易の不振と相成り、國民生活の不安とも相成つて居る。此財界の不安を一掃して、産業を振興して行く所の途は、現時の不自然なる状態を改めて、之を自然の状態に引戻す、即ち、是が財界の根本政策、財界安定の根本政策ではあるまいかと思ふのであります。即ち、適當なる方策の下に、金の輸出解禁を致すことが、今日の場合に於ては、最も宜しい途である、考へるのであります。尙、方策さへ宜しければ、財界に急激な變動を來すといふやうなことは、防ぎ得る事柄と思ふのであります。それ故に、相當なる方策を樹て、金の輸出解禁を致すといふことは、我が財界の、安定を圖る所以の途であらうと、考へる。

次に、國稅及び地方稅の問題であります。之に、根本的整理を致しまして、國家、竝に地方の財政の基礎の、鞏固を圖るといふことは、今日も、必要なる事柄であると、考へるのであります。

次に、義務教育費増加の問題は、申す迄もなく、今や、是は國論として、既に、一定致して居るのであります。各政黨に於きましても、是が必要を主張し來つたことであります。然るに、現内閣は、財源がないといふことの下に、本年度の増額を、躊躇して居るといふことであります。若し、政府に、眞に一片の誠意がありますならば、財源を發見するといふことは、寧ろ容易のことであらうと、私は考へるのであります。それ故に、我黨は、本年度より、其の實行を期することは、急務なりとして、舊臘、之に關する法律案を提出致して置いた次第であります。與黨三派の人々は蓋し、此案に對しては、正面より、反對する理由は、なからうと思ふのである。萬一にも、多數の力を頼んで、我黨の、此の提案を否決するといふことがありましたならば、與黨の人々は、自ら其の良心に省みて、慚愧する所があると思ふのであります。蓋し、必ずや天下に同感の士尠からずで

あつて、我黨の態度を是認することゝ、思ふのであります。

次に、段々世の中が進歩いたし、複雑になるに就きましたは、圓滿なる國家の發達を遂げて行きまするのには、所謂社會政策の實施が、必要であるといふことは、茲に申上げる迄もありません。一方に於て、國家の存立を確保するに適切なる手段を講ずると同時に、人民個々の福祉を増進する必要が、益々加つて來るものと思ふ。現内閣に於ても、蓋し、此處等の所には、相當の注意を拂ふべき筈と、思ひますが、彼の健康保險法、社會政策の一として、既に、法律案は成立つて、今や實施の期に到着して居るのであります。然るに拘らず、今年に於て、尙ほ、其實施を見ざるのには、吾々は、甚だ之を、遺憾とする次第であります。又、失業問題に就ても、何等の方針なく其の救済に關しましても、何等、施設のされたものがないといふことであります。尙ほ又、教育につきまして、社會政策的見地より致しまして、教育の機會均等を實現すると云ふことは、今日、竝に今日以後に於て、最も必要なことを私は信ずる。即ち、學費の支辨力を有せざる工場

労働者の子弟に對し、又、天然の才能を有して、而も資力を有せざる者に對して、夫々、教育の機會均等を與へて、人物養成の方法を講ずるといふことは、今日、最も必要なる事柄と、信ずるのであります。

今や、我黨は、唯一の在野黨と致して、此の議會に臨むのであります。御承知の如く、前の議會は、總選舉後の臨時議會で、極めて、會期も短かくありましたので、十分に、野黨としての働きも、發揮し得なかつた次第であります。今期の議會こそは正しく、我黨の本領を發揮すべき機會に、到着いたしましたのであります。現内閣の施設する所を見れば、其の聲、徒に大にして、實行は、之に伴はないのであります。財政行政の整理にしても、是より、一々豫算に亘つて、お互に審査を遂げて見たならば、數字上から、整理の實は何處にあるかといふことは、自ら明にならうと思ふ。綱紀肅正は、今の内閣の背負つて立つ所の政策の一つである。是も、果して、現内閣に依つて、綱紀肅正が成就せられたか。否な、却つて、綱紀は紊りつゝあると思ふ。國民は期待を裏切られて居ることは申す迄もありません。其の間、又、如何にもと思ふ經綸

も、今日までは、見出すことが出来ないのであります。申さば、現内閣の背負つて起つ所の政綱は、何處にあるのでありますか。其處の政綱なくして、唯、形のみを存するといふやうなことであつては、國家の爲、是より不幸なことはございませぬ。吾々は、今議會に於ては、諸君と共に、奮闘努力致しまして、益々、是等の點を天下に明にして、國民の聲に依て、然るべき所に歸着するやうに、努力致さねばならぬと、考へる次第であります。何卒、諸君の御奮勵を希望致します。

四

普通選舉は、原内閣が、之れを尙早として、議會を解散して以來、茲に五年、第五十議會に於て、三派内閣によりて提案された。曩に、第二次山本内閣が、同案を提出せんとするや、政友會は、尙ほ之れに反對し、大體、世帯主選舉、小選舉區制に一致してゐたが、三派協調の勢ひに驅られ、俄かに、普通選舉、中選舉區制に、賛成したのである。

世帯主選舉
提唱

政友本黨は、世帯主選舉、小選舉區制を以て、之に對抗すべく決定し、床次總裁自ら、該案提出の理由を説明すべく、壇上に上つた。滿場、肅然として、一言の野次を飛ばす者なく、一時間にわたる長演説を、謹聽したのは、日本の議會としては、珍らしき光景であつた。

世帯主選舉
の論據

床次氏は、世帯主選舉の論據として、家族(世帯)的生活は、國家的生活の基礎をなすが故に、家族の意思を、議會に反映するを以て、合理的となし、且つ家族の生活を維持する世帯主は、能力に於ても責任觀念に於ても、比較的安全であると考へ、左の如く述べた。

我國の現状に鑑みるに、國民生活を、議會に反映せしむる、最も適當なる方法は、國民生活の各單位を、完全に、且つ公平に、議會に反映せしむる事である。然して、我國民生活の單位は、一つ一つの家族であつて、其の生活上の利益は、世帯主に依つて、代表せられて居るのである。故に、世帯主に、選舉權を與ふれば、各生活單位の要求は、完全に、公平に、議會に反映する事を得るのである。然して、之れに依つ

て、九百萬人以上の有権者を得て、選挙権の大擴張になるのみならず、その實質に於いて、六千萬同胞の、實生活の利害を如實に、代表せしむる事を得るのであるから、之れこそ、最も我國情に適したる、選挙権の擴張であると、信ずる。又、憲政の、圓滿なる運用を期せんと欲せば、秩序ある選挙権の擴張を、旨とせなければならぬ。急激なる變革は、如何なる場合にも、之れを避けねばならぬ。今日、世帯主に選挙権を付與するとしても、有権者は、忽ち三倍になる。斯かる大擴張は、未曾有である。併しながら、別に、適當の標準がないから、國民生活の單位として、其の國民生活を如實に反映する位置にある者に、選挙権を與ふるが、現下の國情に、最も公平で適切なる方法と思ふ。尙ほ、又、我家族制度は、多年の歴史を伴ひ、良風美俗の源泉を成して居る。此の家族制度の維持は、正に、我が國家組織の特長を保護する所以であると信ずる。然して、現下の國情で、世帯主に選挙権を享有せしめ、國民の生活單位を、議會に反映せしむるは、即ち、又、家族制度を維持する所以であることを、疑はぬ。世帯主に選挙権を與ふべしとする理由の一は、此の點に存する。既に、世帯主に

選挙権を與ふべしと云ふ以上、其の世帯主の、男子たると女子たるを問はぬは勿論、中等教育を了へたる男子、及陸海軍現役を終れるものは、何れも、皆、義務責任の觀念に富み、國體の眞髓を理解し、政治能力充分であると信ずるから、之れも、亦、選挙権を付與せんとするのである。

即ち、世帯主たる限りに於て、婦人選挙権をも認めた。小選挙區制は床次氏の多年の主張であつて、原内閣時代の選挙法改正の際も、其の利益に就いて詳論したことは、既に、記述した通りであるが、今回は、更に諸方面から、徹底的に論斷した。――

選挙區制の如何は、立憲政治の運用に、最も重大なる關係を有するに拘らず、政府が、現行法に改正を加へんとする理由は、薄弱である。選挙區制の利害得失と云ふ事は、互に一長一短あるであらうが、小選挙區とすれば、選挙人と候補者と、相互に、充分の理解を持つことが出来るので、政治道德の發達向上に資する點が多いと同時

に、著實穩健の風を、涵養する事が出来、一方には、候補者の政見を徹底せしむる利便が多い結果、國民の政治教育を、補益するの效があると信ずる。其他、政治に、暖か味を加へ、選挙人の、候補者に對する親しみを増すの力があるので、萬事に、健實を期する事が、出来るであらう。選挙費を節約せんとする目的で、又、小選挙區は、他の大選舉區に比して、效る所多しと認むる。且つ、急激なる變革より生ずる種々な關係を緩和する點より見ても、小選挙區を維持するが、必要である。暫く、此の利害は措いて問はずとしても、小選挙區には、大なる長所がある。今日、歐洲各國の實例に徴するも、何れも、小黨分立の弊に陥り、若くは陥らんとして居る。其の結果、政府の基礎を脅かし、實際政治の基礎を脅かす事が多い。其の原因、主として、大選舉區制に存するは、何人も否定する能はず。是等の實例に鑑み、鞏固なる政府を樹立し、實際政治の運用を完からしめんと欲せば、須らく、二大政黨對立の形を馴致し、政黨政治の基礎を培養する事が、一大急務である。此の、小黨分立の弊を、出来るだけ排除して、大政黨の基礎を固くするの途は、たゞ、小選挙區制を維持するにある。

今や、普通選挙は、世界的に、識者から再検討を叫ばれつゝあるが、當時に於ては、滔々として、歐米から押し寄せるデモクラシーの波に巻き込まれ、床次氏の、血を吐くほどの反對の叫びも、其の效なく、忽ち、三派のために否決された。

次に、政友本黨の重要視した政策は、義務教育費國庫負擔増額であつて、四千萬圓を六千萬圓に増額し、大正十四年度より實行すべしと云ふ、改正法律案を提出した。該案は、三派聯合軍によりて否決されたが、濱口藏相が『十五年度豫算に於て、二千萬圓を下らざる増額を行ふ』旨を、議會に聲明したのは、政友本黨の要求に、刺戟された結果であつた。爾後、本黨は、毎議會に於て、最も熱心に、本問題のために努力した結果、遂に、七千五百萬圓にまで、増額するに至つたのである。

義務教育費
國庫負擔

(附記)

政友本黨黨則

(大正十三年一月二十九日制定)
同年六月二十四日改定)

第一條 本黨ヲ政友本黨ト稱ス

第二條 本黨ハ本部ヲ東京ニ支部ヲ各府縣ニ置ク
地方ノ事情ニ依リ支部ノ區域内ニ俱樂部ヲ置クコトヲ得

第三條 本黨ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 總裁 若干名
- 二 顧問 若干名
- 三 總務委員 若干名
- 四 幹事長 一名
- 五 幹事 若干名
- 六 相談役 三十名
- 七 相談役會長 一名
- 八 院内總務 若干名
- 九 院内幹事 若干名

總裁ハ必要ニ應ジ臨時ノ機關ヲ設クルコトヲ得

第四條 總裁ハ本黨大會ニ於テ之ヲ選舉ス

總裁ハ本黨ヲ統制ス

顧問ハ總裁之ヲ推薦ス

顧問ハ總裁ノ諮問ニ應ジ本黨ノ樞機ニ參畫ス

總務委員ハ本黨議員總會ニ於テ之ヲ選舉ス

總務委員ノ任期チ一箇年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

總務委員ハ總裁ヲ佐ケ本黨ノ要務ヲ處理ス

第五條

幹事長幹事相談役會長院内總務院内幹事ハ總裁之ヲ選任シ相談役ハ其ノ三分ノ一ハ總裁之ヲ選任シ三分ノ二ハ各團體ヨリ按分比例チ以テ之ヲ選任ス其ノ任期ハ相談役、相談役會長、幹事長、幹事ハ一箇年、院内總務、院内幹事ハ其ノ議會限リトス但シ再選ヲ妨ゲズ

幹事長ハ本黨ノ庶務會計ヲ掌理ス

相談役會ハ總裁ノ重要ナル諮問ニ應ジ及大會ヲ召集スルノ暇ナキ場合之ニ代ルモノトス

第六條

本黨ニ政務調査會黨務委員會ヲ置キ其ノ委員長委員ハ總裁ニ於テ之ヲ選任シ其任期チ一箇年トス

第七條

政務調査會ニ於テハ黨ノ政策ヲ黨務委員會ニ於テハ黨務ヲ調査研究シテ總裁ニ建議シ又ハ總裁ノ諮問ニ應ズルモノトス

第八條

總裁ハ毎年一回大會ヲ召集ス但必要ト認ムルトキハ臨時大會ヲ召集スルコトヲ得

第九條

大會ハ本黨々員ニシテ帝國會議員及支部ヨリ選出シタル委員ヲ會同シテ之ヲ開クモノトス但委員ハ一支部二名ヲ以テ定員トス

第十條

支部及俱樂部ノ規約ハ本部ノ承認ヲ受クベキモノトス

第十一條

本黨ノ費用ハ黨員ノ負擔トス

第十二條 本黨ニ加入セントスルモノハ黨員二名以上ノ紹介ヲ要ス

第十三條 本黨々員ニシテ不都合ノ所爲アリト認ムルトキハ總裁ハ相談役會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名ス

第十四條 本黨々則ノ改正ハ大會ニ提案シテ決定スルモノトス

帝國議會ノ議員タル黨員過半數ノ請求アルトキハ黨則改正ノ手續ヲ爲スモノトス

總務委員相談役相談役會長幹事長幹事ノ任期ハ議會終了ノ後議員總會ニ於テ改選セラルルマデ繼續

ス

第二九 政友本黨の分裂

— 床次氏と加藤高明 —

大正十四年

第二九 政友本黨の分裂

——床次氏と加藤高明——

—
政友會は、曩に、第四十九議會に臨む前、大正十三年六月二十三日、臨時大會を開き、新たに副總裁を設置するに決し、野田卯太郎が其の選に當つた。彼は就任の挨拶に於て、『將來、我黨が黨勢擴張上に於て、また、人を待つ上に於て、此の新制度は、蓋し、大に時宜に適したものと信じます』と述べたが、『野田大塊傳』には、右の挨拶を解釋して、左の如く述べてゐる。

野田の説明は意味深長であつた。果然、岡崎と彼れと高橋その他の間には、政友本黨

に對する思惑があつた。思ふ存分に叩きつけて置いて、兄弟は從兄弟よりも親密ならざるを得ない。護憲派同志の仲もさることながら、岡崎にも野田にも尙ほ善意における未練はあつた。

高橋總裁辭
任準備

野田が、人を待つ上に於て、此の制度は、機宜に適してゐると言つたのは、機會を見て、床次氏を、副總裁に迎へようとする準備を、意味したのである。然れども、總裁高橋は、副總裁設置を、自己に對する不信任と、邪推はしなかつたとしても、兎に角、彼は、黨情の複雑さ、面倒さに、嫌氣がさしたに違ひない。彼は第四十九議會の閉會を待ち兼ねて、小泉策太郎に向ひ、適當の機會に、總裁を罷めたいから、其の時機、方法、善後策を考慮して貰ひたいと依囑した（小泉談——中央公論）。小泉は、彼を護憲運動に、引っぱり出した人間である。

小泉は、高橋の依頼を諒承したが、暫く、自己一人の胸に秘め、何人にも漏らさなかつた。——と言つてゐるが、別に、高橋とは關係なく、其の年の秋頃から、田中義一を擁立

四人組

して、政・本合同をやらうと、工作する者があつた。曾て、清浦内閣の閣員であり、政友本黨の後援者であつた所の、所謂『四人組』の水野鍊太郎、大木遠吉、鈴木喜三郎、山梨半造等も、之れに策應してゐた。床次氏と特別に親しかつた薩派の先輩、元帥上原勇作が、同年（大正十三年）十一月十四日附、井戸川辰三（陸軍中將）に送つた書中にも、左の一節がある。

去る十日朝、福井——高山——岐阜を経て歸京致候。此留守間に政・本合同の運動、大に進捗し居て、大に驚き候が、矢張三浦老人など、田中を押立てんとの魂膽にて、最も仰天失笑したるは、水野鍊太郎、大木伯、鈴木喜三郎、岡野博士など迄、惹き込まれ居る事に有之候。同日午後、床次氏とも會談したるに、ちつとも動かぬ決心固く、安心せしが、其ゆきさつも、同氏の話にて分明し居たるに、其翌十一日には、各新聞に此企圖は、打破されたる旨を公報するに至り申候故に、御承知の筈と存じ候。

即ち、此の政・本合同計畫は、中止となつたが、本党内には、絶えず、政・本合同を策する者があつた。『清新の天地に一黨を樹立する』と稱して、政友會を脱した彼等は、僅々半年で、再び、古巢に歸らんとして、動搖するのであつた。

横田と後任
總裁問題

小泉は、十二月（大正十三年）に入りて、初めて横田に、高橋の意中を告げ、横田自ら後任に當らんことを勧めた。横田は『僕には駄目だ』と、吐き出すやうに拒絶した。『其れは謙遜も推譲もない。正さに、心肝を吐露した言辭であることを、その顔色で見極めた。』——と、小泉氏は語つてゐる。

横田は、後任問題に觸れることを避けた。小泉氏の談話に、『廣く江湖上に物色するとすると、後藤、伊東、田中、と指を折つたところで、横田君の意は、田中に在る。而かも、横田君の曰くに、この問題は、君が専ら擔任して、大勢の決するまで、僕に、口をきかせてくれるな。』——とある。

田中と小泉は、多年、親交の仲だ。彼等の間には、既に、充分の相談が、纏つてゐたであらうことは、想像するに難くない。横田は、小泉の發議に反對しなかつた程度のもので

田中擁立の
發頭人

あつたらうと思はれる。『横田、内田、武藤君などが熱海に會合し、三浦老人を中心として、田中擁立の謀議を決したと云ふ世評があるが、そんな事は無い。』——と、小泉氏も斷言してゐる。事實、然う云ふ會合があつたとしても、横田が、衷心、田中推戴を希望したか否か、疑問である。何となれば、横田は、小泉から、田中擁立に就て、相談を受けた後、研究會の青木、馬場、宮田等と謀り、床次氏の政友會復黨に就て、斡旋を請ふべく、西園寺を訪問した事實があるのだ。『勿論、其れは横田君も、床次さんを、後任總裁にすると思ふ腹でしたことである』とは、宮田光雄氏の語る所である。然るに、西園寺は、自己の身の理由を以て、横田の依頼を拒絶した。其れは、横田が死する前、一週間か、そこらの事であつた。また、横田は、某旗亭に於て、床次氏と、舊交を温めた事實もあつた。

兎に角、横田は、小泉の田中擁立工作に、觸るゝことを避けたので、小泉は、自己一人の責任に於て、田中擁立工作を進めた。小泉氏は語る。——

私一人で事を運び、野田副總裁、岡崎長老の意向をも、察知することを得たが、併し

私の口から、田中の名を漏らしたことはない。この人選は、主として、高橋さんの意見を奨励し、苟且にも、私意私情を挟むことを、戒慎せねばならぬから、茲に、横田と話し合つたことは、總裁から諮問された場合の一答案として、二人限りの機密に止め、程よい潮時に、高橋さんの意中を問ふと、誰れの見も同様に、見渡した所が後藤新平、伊東巳代治、先づこの邊が、目に着くとしても、老齡の故を以て、隱退するのに、同年輩の老人を推薦することは、理由にならない。本人さへ承諾するならば、田中義一君が、最も適材である……と、高橋さん御自身が選擇されて、敢へて、私が進言したのではない。

所が、高橋は『田中を持つて來たのは、小泉だつたと思ふ』と語つてゐる。要するに、高橋は、小泉の發議に賛成したに止まると云ふのが、事實の真相であつたらうと思ふ。假りに、高橋が發言したとしても、然う發言するやうに、小泉が誘ひ出したに違ひない。斯くて、小泉は、十二月二十九日夜、横田を訪うて、高橋が、田中を後任に推した旨を

告げた。小泉氏は左の如く語る。

その夜（即ち十二月二十九日夜）、更に横田に逢ひ、明日は、必ず總裁から、この話がある。事、既にこゝに至つては、君も從來の態度を改め——横田は此時まで、この問題を回避してゐた——昨夜初めて小泉から聞いたと言つて、總裁と接觸してくれ、君に話すことは、總裁の諒解を得てあると言ひ遣し、三十日に修善寺に立ち寄り、高橋さんの代理人たる資格を以て、使命を田中男に告げ、正月（大正十四年）の三—五日頃、田中男が私の村に（伊豆）駕を枉げて、是れ亦非正式に承諾を返答された……（中央公論）

然るに、横田は、田中擁立に關し、『總裁と接觸する』暇なくして病臥し、其のまゝ死んでしまつた。其れは二月四日であつた。即ち、横田は、田中擁立問題を回避しつゝ、同時に、床次氏は未練を残しつゝ、死んで行つたのであらう。

横田の後任として、小川平吉が司法大臣になつた。

二

田中が、政友會總裁就任を承諾したのは、大正十四年一月三——五日頃であつたが、小泉の準備工作は、第五十議會中に、悉く整つた。

政友會内の
情勢

第五十議會閉會直後、三月三十一日、農林、商工兩省の官制が公布され、高橋が兩省大臣を兼任した。小泉氏は左の如く語つてゐる。

黨の大勢が定まると、青山の田中邸は、日々賑かになる。表町の高橋邸は、日々淋しくなる。附炎隨熱する世態人情の常として、議會後、高橋さんが豫ての持論を貫き、農商務省を農林、商工の二省に分つて、假りに兩大臣を兼任した心事を訝かり、あの調子では、何時になつても罷めさうもないなど、親の心子知らずの、いやなことを言ふ者もある。

即ち、高橋に對する政友會の態度は、恰かも、弊履を捨つるが如くであつた。而かも、小泉は、其れを『時機已に熟せる兆候』と見て、高橋に隱退を勧めた。——

高橋の隱退
覺書問題

これも亦、時機已に熟せる兆候と見て、四月の初め、總裁に謁し、もう好い潮時になりましたと進言すると、さうか、それなら加藤を訪問すると、例の通りの光風霽月で、すぐにも立ちさうな氣色だから、まあお待ち下され。ことは、あなたの出處進退を正す、大切な機會であるから、内閣にも遣し、黨にも留め、而して又、天下に發表すべき文書として、首相に御手交なさることにされたいと勧めると、そんなら君が書いてくれ……（小泉氏談話——中央公論）。

斯くして、小泉は總裁退任の覺書なるものを起草して、高橋に渡したが、其れは、高橋の氣に入らなかつた。彼の氣持ちに、ぴつたり來なかつたのである。元來、一時的にせよ

彼と小泉と、意氣相投じたのが、不思議と言はねばならぬ。彼と小泉とは、人柄が全然違つてゐたのである。政友會分裂當時、小泉が起草した所の、あの聲明書を、彼が『名文』と考へたなどは、魔がさしたとでも言はうか。然るに、今や、其の魔が落ちた。政友會内訌當時の昂奮が冷却し、護憲騒ぎの悪夢から醒め、行雲流水の心境に入つた彼は、飾辭、諂曲、くどくどと、隱退の辯解をする氣には、なれなかつたであらう。

小泉起草の『覺書』は、小泉自らは『大正政治史に貴重な材料』と稱し、其の全文を、中央公論（昭和十年九月號）に掲げてゐるが、其れは、貴重でも何でもなく、全くの反古であること云ふことを——本傳には關係なき事ながら——高橋のために、茲に特記して置く。小泉は、あれを、高橋の承認を得たるものゝ如く言つてゐるけれども、『小泉に其の理由書を書かして、四月三日には、加藤に、そのことを持ち出すつもりだつた。ところが、その文章が、どうも、我輩の氣に入らぬので、その前夜、我輩が口述して、上塚に個條書にさせ、三日の朝、加藤のところへ、それを持つて行つた。』——と、高橋自身が語つてゐるから、明白である。高橋の政友會總裁辭任の理由は、小泉起草の『覺書』の如き、くど

いものでなかつたことは、言ふまでもなく、畢竟するに、政界の裏面の複雑、醜惡に愛想をつかしたからであらうと思はれる。

扱て、高橋は、上塚秘書官に書かせた覺書を懐にして、四月三日、加藤首相を訪ひ、政友會總裁を辭して、田中義一に譲るべく決心した事、及び農林、商工兩大臣職を、罷めたいと云ふ事を告げた。

田中の總裁
就任

斯くて、四月十日、田中義一が政友會總裁に就任し、十七日、野田卯太郎が商工大臣に、岡崎邦輔が農林大臣に、それ／＼親任された。

五月十日、革新俱樂部は政友會に合同し、政友會所屬代議士は百三十七名となつた。之れに對し、政友本黨は百十四名だ。

革新俱樂部

革新俱樂部が解消し、犬養は、政友會の一員となつたので、遞信大臣を辭し、憲政會の安達謙藏が、其の後任となつた。即ち、三派内閣は、政・憲兩黨の聯立となつたわけである。

三

政友會へ復
歸論

横田の死と、高橋の隱退は、政友本黨に重大な影響を與へた。其れは、高橋と横田が居なくなつた政友會なら、復歸してもよいと云ふ空氣が、本黨の一部に起つたことである。如何にも、政友本黨は、『清新の天地に一黨を樹立し』とは言つたけれども、其の目的は、彼等から見れば、立黨の精神に背く所の、政友會の指導者に、反省を求めんがためであつて、彼等が反省して、再び合同し得る機會の、一日も早からんことを望んだのである。然るに、其の誤れる——彼等に言はせると——指導者たる高橋と横田が、居なくなつた以上は、合同しても差支へない。寧ろ、合同すべきが、最初の精神に合つてゐる。——と云ふ主張に對しては、床次氏も、耳を蔽ふわけには行かなかつた。尤も、彼等の内には、高橋と横田に、私怨を抱いて脱黨した者も、少くなかつたが、議論としては、彼等にも一理あつたのである。

所が、一方には、軍閥の田中が總裁となり、革新俱樂部と合同した政友會は、高橋總裁時代以上に、政友會の傳統的精神を失ひ、本黨の主義とは、隔りが大きくなつたのであると言ひ、斷乎として、合同に反對する者があつた。殊に政友會と戰つて、當選した新議員は、地盤の關係上、殆んど凡てが、合同に反對であつた。

床次氏の態
度

床次氏にも、色々意見があつたであらうが、床次氏は、最も明白なる一つの理由を提げて、合同に反對した。即ち『政友會が、三派内閣から手を引かぬ限り、合同は不可能である』と云ふのであつた。床次氏は、大正十四年四月二十五日、在京代議士會に於て、之れを明言したのである。

今日の所謂護憲三派の提携は、政權の把持を目的とする權略に、由來するものでありますから、主義政策に付ては、常に矛盾衝突して、苟合彌縫、日も足らぬ實狀が日を経るに従ひ、遺憾なく暴露しました。斯くては、國家の爲め、甚だ不利であるとの憂慮あり、大政黨の出現を希望し、政・本合同を行ひ、局面の展開を圖らんとする説

は、屢々耳にしました。多年の縁故に顧み、又、地方黨員の情誼を察すれば、必ずしも不自然の聲とは、云ひ難い節もありますが、併しながら、政友會が、主義の爲に、斷然憲政會と絶縁する勇氣なく、自己打算に執着して、首鼠兩端を持つる限りは、合同の議を、進むことは出来ませぬ。姑息なる協議を試むることは、却て、一層政界の濁濁を馴致する所以であると念ひまして、私は、常に之れを斥けて來ました。即ち、合同論は、雅量を以て之れを聞く可きも、斷じて、不合理に計策すべき事ではないと思ひます。

然るに、政友會は、近頃、黨首の交迭を行ひ、田中大將を迎へて、新總裁に推戴しました。其の因由に付ては、紛々たる飛説を耳にしますが、他黨の内情を、揣摩臆測することは、無用であります。只、表現したる事象に付きて看るに、其間に、云ふべからざる煩悶があり、従て、世の非難を招きたる點も尠からざることと思はれます。

更に、床次氏は、同年五月九日、支部長會議に於て、政・本合同よりも、寧ろ、政友、

憲政、革新三派が合同することこそ、合理的であると喝破した。――

三派こそ合同せよ

……次に申し上げたいと思ひます事は、現下世上に取沙汰さるゝ、政友會と革新俱樂部との合同問題である。これ等は、國家の大局に、何等の交渉もないのではあります。私共の希望を言へば、寧ろ、政友、憲政、革新、共に一黨となつて、茲に鞏固なる政府を、組織して貰ひたいのである。政・革合同の裏面に伏在する動機が何うあるかは、私共の關知せざる處であるが、而かも、これにより、既に、精神的に龜裂せる三派の協調を、取り繕はんとするも、破綻は、一層其の深みを増すと云ふべきである。三派協調の政府が、其協調の共同聲明を、發せなければならぬといふ事自體が、真相を、明瞭に證明して餘りあるのである。斯かる、不統一なる政府の政策が、凡て矛盾撞着を生ずるは、當然である。現内閣の運命は、已に、窮まれるものと思ふ。

政・革合同に關連し、本黨と政友會の合同説を、云々するものもありますが、政治家の出所進退は、區々たる功利を目的とする術策によつて、決せらるべきものでない。

公明正大なる憲政の大義を基準として、進退すべきものである。公明正大なる出所進退とは、他人に對し、辯解の辭があるか否やではない。俯仰天地に恥ぢざるの心事に依つて決せらる。吾人は、時代に逆行する、舊式なる陰謀政治家の態度は、飽迄之れを排斥しなければならぬ。而して、公明なる新天地を開拓して、政界廓清の實を擧げなければならぬ。

四

大正十四年七月三十一日、税制問題（政友會の地租移讓問題を中心に）に關し、政・憲兩派閣員の意見衝突のため、兩黨聯立内閣は瓦解し、翌八月一日、改めて、加藤の憲政會單獨内閣が成立した。

政友會が、憲政會と提携を斷つた以上は、床次氏は、茲に、政・本合同、乃至、提携に就て、考慮を拒むわけに行かなくなつた。問題は、早くも七月三十一日、内閣倒壞の即日

に起つた。即ち、政友會幹事長前田米藏と、本黨幹事長松浦五兵衛は、同日正午、芝公園三緣亭に會合して、兩黨の提携による、時局收拾の申合はせを行ひ、更に、同夕刻、同所に、兩黨幹部の會合があつて、左の如く聲明するに至つた。

政・本提携

帝国内外の情勢、まことに憂慮に堪へざるの時に方り、主要政策を同じうする政・本兩黨は、虚心恒懷、相提携して、時局の安定を圖らん事を期す。

次で八月四日、田中政友會總裁は、床次氏を麻布本村町の私邸に訪問し、會談約一時間七月三十一日の兩黨幹部の聲明に基いて、左の三項を申合はせた。

- 一、政治の公明を期する事。
- 一、提携は中央政界に於てする事。
- 一、提携は野黨の立場にありて、將來個々の問題に就き、其の時に協定する事。

政友本黨の分裂

政友本黨は、同日午後、本部に幹部會を開き、床次總裁をはじめ、山本、元田、中橋、川原各顧問、廣岡、松田、小橋各總務、高橋、吉植、木下、上埜、三輪各常務顧問、松浦幹事長等出席、兩黨總裁の申合せを承認し、左の聲明書を發表した。

本黨の聲明書

政・憲・革三派聯立内閣成立以來、政府は唯協調を維持するに汲々として、一時を糊塗し、施政に一貫の方針なく、政界の空氣は陰鬱不定、國民の不安、其極に達し、國政進展の爲め、遺憾に堪へざる所であつた。然るに、今や政・憲の協和は破れ、其の結果、單獨内閣の出現を見るに至つた事は、責任政治實現の爲には、寧ろ慶賀すべき事である。政友本黨は今後も亦、在野黨として何等變る所なく、我黨の主義政策に則り、正々堂々と進むのみである。今や、憲政會は單獨内閣を組織したのであるから、飽く迄、徹底的に、その政策を斷行するがよい。吾々は、又、吾々の所信に邁進して、國民の聰明なる批判に訴へむとするものである。我黨は、由來、國家本位に立脚

し、國民の實生活を基調として、國策を樹てつゝあるが故に、その意見を同じうする者と提携することあるべきは、從來屢々聲明せし所なれども、空漠たる聯盟を唱へ、或は一時の便宜主義によりて、苟合妥協するが如きは、立憲の精神に照らして、斷じて之れ無き事を茲に明言す。故に提携の前には、勿論我黨の主義政策に合致し、之れを實行するの誠意あることを必要とする。されば、今日他黨と合同すべきや否やと云ふが如きは、漫然之を問題とすべきにあらず。惟ふに來るべき政局は、多事多難であらう。然れども、我黨は唯毅然たる態度と、立憲的行動とを以て邁進し、我黨の使命を果すべきのみである。

即ち、申合せ第一項に明示せる如く、提携は、公明の立場に於て、行はるべきであつて、政權爭奪の如き、黨略に基くものであつてはならないと云ふのが、床次氏の堅い信念であつた。

政友會は、兩黨共同の政務調査會を、設けんことを望み、小川平吉が床次氏を訪うて、

之れを申込んだ結果、本黨から榊田清兵衛、小橋一太の二人、政友會から山本条太郎、若尾幾造の二人が會合して、折衝する所あつたが、本黨側は各々獨立の黨を樹て、それら、政務調査の機關を有してゐる以上、申合第三項に明かなる如く、各自に調査立案したる政策中、妥協し得らるゝものに就て、妥協すればよいと云ふ意見で、之れを拒絶した。

五

政・本兩黨總裁の申合せがあつてから、本黨内には政・本合同論と、非合同論の暗闘が更に烈しくなつた。所謂四人組の、水野鍊太郎、大木遠吉、山梨半造、鈴木喜三郎は、頻りに、政・本合同を本黨員に勧め、床次氏に對しても、『自分等四人が、君に従つて政友會に行く以上、田中何者ぞや。實際上、政友會は、君のものではないか。』と切言したと云ふことである。

然るに、一方、研究會は、三派の提携が破れて以來、加藤支持の方針を執り、水野直、

井上匡四郎、伊藤二郎丸、溝口直亮の四人は、入つて政務次官となり、床次氏をも、憲・本提携へと引張らうとした。

憲・本提携への引力は、本黨内部にも潜在した。其れは憲政會側の言ふ所が、真相に近いであらう。傳記『加藤高明』には、左の如く書いてある。

二人(山本達雄と加藤高明)は遠く若かりし三菱時代の舊友で、共に郵船會社に轉じ、而してその本社が横濱に在つた頃には、本社副支配人の伯と、横濱支店副支配人山本男とは、毎日顔を合はせる仲であつた。相互の認識と親交の緒は此頃に始まつた。併し其後、伯は仕官し、山本男は日銀に入つて、處世の道は異にしたが、私的交誼は渝らなかつた。殊に伯が明治三十二年、駐英公使から歸朝して、四十一年駐英大使に赴任するまでの十年間に、伯と男との親交は倍舊された。……茲に、伯が、山本男を最高顧問とする政友本黨とは、何とかして提携し得ると云ふ『氣持』の上の安心があつた。それのみでは無い。伯は、床次總裁をも、同席して寧ろ氣持の好人柄であるや

うに考へて居たのである。更に、床次氏は、若槻、濱口、伊澤と云ふ伯の股肱の諸氏とも握手し得る便宜をも持つて居た。

また、薩摩人中にも、薩長といふ舊藩意識で、彼等の偶像たる床次氏を、長州人たる田中の下に屈せしめたくないと言ふ者が多かつた。薩摩の先輩たる上原勇作（元帥）の如き、特に、政・本合同の大反対者で、大正十四年八月十五日附、井戸川（陸軍中將）に送つた書簡中にも、左の如き一節がある。

上原勇作

青山（編者註、田中を指す）が三河（編者註、床次氏を指す）に、薩長の握手を説いたり、資英（編者註、樺山資英）を屢々訪問するの意味は、明かに、昨日御内話致したる間の消息を、明かにするものにして、此計畫の根深きを知るに足ると存じ候。三河も遠く慮り深く謀りて、善處す可きならんと存じ候。例の青山の策などに、三河臺側近のものがうつかり、してやられぬ様の用心、肝要ならん……

また、床次氏周囲の少壯連も、『政・本合同に、絶対反対ではないが、先決問題として、床次氏を總裁に推すと云ふ條件を、認めて貰ひたい。田中義一何者ぢや、彼は藩閥の餘類ではないか。而かも彼は、床次氏が親任官の鐵道院總裁時代に、微々たる陸軍少將の旅團長たるに過ぎなかつたではないか。わが床次先生を、彼の下風に立たしむる如きは、先生が何んと言はうとも、斷じて、我々が承知出来ない。』と、わめき立てた。

床次氏の環境は、甚だ複雑であつた。而して、床次氏自身は如何と云ふと、床次氏が編者に語つた言に偽がなかつたとすれば、『田中は吾輩より年上でもあるし、筋道が立ちさへすれば、吾輩は、田中の下風に立つことを、何んとも思つてゐない』のであつた。

然れども、革新俱樂部を併合した田中の指導精神に就て、床次氏は、釋然たることが出来なかつた。床次氏の念願は、脱黨の當初から、伊藤の立黨の精神に則る所の、大政友會の再建であつた（第三二『床次竹二郎山に入るの記』参照）。陸軍大將を總裁とし、革新俱樂部の犬養を顧問とする政友會が、床次氏の再建せんとする大政友會に、戻り得るや否や、床

床次氏の心
境

次氏は之れを疑つたので、『四人組』の勸告にも、容易に決答を與へず、政・本提携の第一項に、『政治の公明を期する事』を掲げ、暫く政友會の動靜を見ようと、考へたのでつた。大正十四年十一月、秋田支部總會に於ける床次氏の演説は、此の疑念の一端を、漏らしたものであつた。

今や、政黨政治は、其の發達の一轉機にある。吾々の先輩は、今日迄、藩閥、軍閥、官僚と戦ひ、幾多の犠牲を拂ひ、努力を以て、政黨政治の形を造つて來たが、今日は是等の勢力も衰へて來たから、敢て、恐るゝに足らない。只、爰に注意すべきは、政黨自らを戒飾し、改善して、眞に、政黨政治の濟美を、圖らなければならぬことである。私は、此事に關して、先般、田中政友會總裁と會見し、其のお互の心事を明かにする爲め、『政治の公明を期す』の一條を、覺書中に表はした。之は、今日政治界の空氣を明るくし、陰謀、術數、金權を排し、例へば、政變に際しては、暗中飛躍など爲すことなく、晴れやかなる舞臺に立ちて、之を行ひたい希望の一端を、表はしたも

のである。天下の公黨は、其名の示す如く、正々堂々たる態度を持して、其の確信に邁進すべきものであると確信する。

而かも、黨内の政・本合同運動は、益々熾烈を加へ、中橋と田中の會見なども、屢々行はれた。斯くて、政友本黨は、往年の政友會に於ける改革、非改革の争ひ當時の如く、合同、非合同の兩派が、對立抗争の状態となつた。

六

第五十一議會は、憲政會單獨内閣の下に、大正十四年十二月二十五日を以て召集された。是れより先、政友會から本黨に對して、今回の常任委員長は、全部、野黨で獨占したいと、交渉して來たので、二十五日、松浦本黨幹事長は、前田政友會幹事長を訪うて、常任委員長を野黨で獨占することを承諾し、就ては、豫算及び税制の兩委員長を、本黨に讓

つて貰ひたい旨を申込んだ。前田は、其の要求の過大なるに一驚を喫し、本黨が斯やうな要求を、飽くまでも固持する決心ならば、黨に謀るまでもなく、此の場に於て、交渉を打切る外はないと、跳ね付けた。

委員長問題

そこで、本黨では、二十七日、更に、最高幹部會を開いて協議したが、(一)委員長を各派の按分にするには、最近、其の例を見ないが、我黨は、政策本位で邁進する以上、黨略は、成るべく避け、議事を公平に處理するために、豫算委員長は、第一黨たる憲政會に與へ、他の委員は、各派按分にしたと云ふ説(松田源治、中村啓次郎等主張)。(二)政・本兩派が提携して居る以上、委員長は兩派に於て、公平に分取すべきであり、按分説は、以ての外であると云ふ説(吉植庄一郎、木下謙次郎、鳩山一郎等主張)。(三)我黨は、刻下、最も有利の地位を占むるを以て、豫算、税制兩委員長を、一手に獲得すべきであると云ふ説(櫻内幸雄、高見之通等主張)。此の三説が出で、容易に、決定を見るに至らないので、床次總裁は、山本、元田、川原の三顧問(中橋顧問は缺席)、榊田總務、松浦幹事長を集めて、特別會議を開き、左の如く決定した。

一、常任委員長問題と、特別委員長問題とは、全然之れを切り放し、單に、全院委員長及び常任委員長だけに就て、交渉を進める事。

一、常任委員長中、豫算委員長は、本黨にて取り、他の委員長は、他派の何れが取るも差支へないが、政・本兩黨從來の關係に鑑み、此れ等は、政友會の意嚮に任かせる事。但し、全院委員長に就ては、政・本兩黨と等しく、野黨の立場にある新正俱樂部又は無所屬に割り當てることを希望す。

之れに對し、翌二十八日、政友會は『常任委員長と特別委員長を切り放す以上は、遺憾ながら、貴黨の交渉に應じ難い』と回答し、茲に、政・本提携は、事實上斷絶してしまつた。

本黨分裂

是に於て、即夜、鳩山、廣岡、木下、吉植、上埜等二十餘名、鳩山邸に會合して、脱黨の申合はせをなした。翌二十九日、彼等は、大磯に靜養中の中橋に歸京を促がし、同夜、中橋邸に勢揃ひして、脱黨届を提出した。彼等の多くは、曾て、政友會分裂の急先鋒であ

つたのである。脱黨者は左の二十二名であつた。

中橋徳五郎 鳩山一郎 土屋興 川口義久 廣岡宇一郎 原惣兵衛 向井倭雄 吉植庄一郎 志村
清右衛門 安保庸三 井口延次郎 伊坂秀五郎 加藤久米四郎 倉元要一 牧野良三 井上孝哉
米原於菟男 上埜安太郎 石原正太郎 石坂豊一 吉木陽 海原清平
(右の内、志村は間もなく復黨)

彼等の^(附記)脱黨理由は、委員長問題に關し、床次總裁が、政友會と調協する誠意を有しないのは、多年の政敵たる憲政會と、提携の密約が成立してゐるからであると、云ふのであつた。本黨は、直ちに『脱黨者を出したる顛末書』^(附記)を發表し、憲・本提携説は、全然無根の風説に過ぎざることを釋明したが、傳記『加藤高明』には左の如く書いてある。

十月(大正十四年)のある夕、伯(加藤)が本黨側の代表者と語つたと云ふ説の眞否は、姑らく措き、表面、若槻内相が伯の代理として本黨の床次總裁と幾會合を重ねたことは

憲・本提携
説

公然の事實であつた。而して其裏には、仙石、志村(源太郎)、山本、榊田(清兵衛)諸氏の脈絡が、解散なしに第五十一議會を送迎する妥協の大義名分を樹てる爲に幾往復を繰返した。將來は、合同せぬ迄も、大臣を入れて聯合するの意思までも語り合つた。

即ち、床次氏が、幾度か若槻と會見したことは、公然の事實であつた。また、山本や榊田が、仙石、志村等と會合したことも、事實であらう。絶対多數を有せざる加藤内閣が、第三黨たる本黨に對して、妥協工作を試みたことは、毫も怪しむに足らない。尤も、憲政會内部に於ては、政權を握つた機會に、議會解散を斷行すべしと云ふ黨略的主張も、頗る強かつたが、首相加藤は此れ等の論者に對し、『憲政會の有利は最後に考へ度い。先づ國家、國民の有利を考慮し、夫れが行はれぬやうな政局になつたら、其時は我黨に有利なる行動に出るのが順序である。』と説いた(傳記『加藤高明』)。加ふるに、加藤は、夙に、大隈内閣の頃から、床次氏の人格を敬愛し、憲・本兩黨合同して、圓滑に、加藤の經倫を行つた後、總裁の地位を、床次氏に譲るべしと云ふ杉山茂丸の建築にも、頗る耳を傾けた

と云ふ話もあり、少くとも、次の政權を床次氏に渡すべく、斡旋してもよいと考へてゐたことは、疑ひなき事實である。彼が本黨との妥協に、手を盡したであらうことは、想像に難くない。山本、仙石等の間に、本黨から大臣を入れて、聯合するの意思までも、語り合つたと云ふ『加藤高明』傳の記事にも、間違ひはあるまい。併し、其れは、單に『語り合つた』と云ふに止まり、無論、決定したわけではなかつた。所で、床次氏自身は、何う考へてゐたかと云ふと、中橋等の脱黨の際、左の如く、新聞記者に語つた。此の談話は、後章に掲ぐるであらう所の『床次竹二郎山に入るの記』と参照して、決して、表面を粉飾する辭柄ではなかつたと云ふことを、確かめ得られる。

床次氏の辯

常任委員長問題を動機として、黨員中、脱黨者を生じたは、余の、甚だ遺憾とする所である。脱黨聲明書を見るに、從來、天下の人心を疑惑させた憲本提携の風説が實現して、政治は、更に、妥協苟合の舊弊に、墮落せんとするのであると云ふ事が、唯一の理由である。しかし、委員長の選挙が、何故に、政策に就いて、憲本提携を意味

すると、速斷せるや。その心事こそ、解し難き極みである。脱黨の諸氏が、果して左様な疑念を抱きしならば、黨にあつて、政策の論議に參與し、事實上にその主張の貫徹せざるべきとき、始めて處決すること、公明なる進退ならずや。いはんや、我黨が、自主的政策を取つて、勇往すべき事は、近時、殊更に、これを反覆聲明せる所にして、今や、將に、その聲明の實現を期せんとする矢先に、殊更に、事を誣ひて、獨斷的口實に依り、脱黨を執行せしは、余の、甚だ遺憾とする所である。元來、脱黨諸氏は概ね政本合論者たりしが、この事は、既に、しばしば言明せる如く、兩黨の主張が更に、一層接近する機會を選ぶの必要あり、今日の如く、重要な政策において、相違せる時、専ら黨略的に、苟合すること、却て情弊を繁くし、政界を混濁するのおそれがある。即ち、今日に於ける政本合同は、我黨の使命たる、政界廓清の本旨に反するを以て、徐ろに、その機を待つべきを切望したるに、諸氏が、今、俄かに進退を決せるは、惜しみても餘りあり。若しも、諸氏が、この事實を誣ひて、我黨を以て、憲政會に迎合する如く、宣傳する事あれば、却つて我等は、諸氏の心事を一層疑ふ事とな

るべく、余は、殊に、諸氏が今後の言動に、慎重ならん事を望む。

傳記『加藤高明』の左の一節は、右の床次氏の談話を、裏書するものである。

政策本位

十二月八日の朝、若槻内相は床次氏を三河臺邸に訪ねて、同一意見の政策に對する援助を申入れ、政府の豫算及び税整案の大綱を説明し、政策が同じければ援助する旨の諒解を得た。素より床次氏は、依然として兩派に拘束されぬ政策本位を聲明して政・本合同派を抑へやうと努めて居た。洞ヶ峠の麓に津浪が寄せて來ても、氏は其所を動く術が無かつたのであらう。

即ち、床次氏は、飽くまで政策を本位とし、政友會に對しても、憲政會に對しても、全面的提携は、絶対に、之れを避けんとした。憲政會が、如何に誘引するも、加藤總裁個人なら兎に角、傳統、氣風を異にする彼等と、全面的提携の不可能なることは、床次氏も

充分承知してゐた筈である。故に、床次氏は、政・本兩黨の政策が、更に一層接近する機會を待つて、合同してもよいと考へてゐた(第三二『床次竹二郎山に入るの記』参照)。

然れども、脱黨者の多くは、感情的に、床次の下風に立つよりは、寧ろ、田中の下風に立つのが、氣持ちがよいと思つた連中であつたから、何うしやうもなかつたのである。

中橋一派の脱黨前後に詠める、床次氏の歌。――

吾が信念を語る

よしあしのさためは人にまかせつゝ己れにはちぬ道を歩まむ

政友本黨に脱黨者相つぐを見て

肉をさき骨をけつるも君のためつくさむ心知るや知らすや

苦衷を詠める

あるまゝに己かこゝろを語り得ぬこの苦しみを何にかたくへむ

(附記一) 脱黨派の聲明

政友本黨の分裂

三派内閣の後を受けた第二次加藤内閣は、傳統的に吾々と政見を異にする憲政會單獨の内閣である。彼等は所謂護憲の目的を遂げた後の抜け殻が偶然の機運に僥倖を達した一時的の現象である。吾々は内閣以後久し振りに十年來の政敵と對立したのである。僅かに衆議院三分の一の議席を有するに過ぎない憲政會に時局支持の能力なく、是を基礎とする現内閣に庶政擔任の權威のないことは自明の理であらねばならぬ。現内閣の成立以來の實質は憲政會傳來の消極主義に膠着して、徒らに時運を沈滞するのみでなく、その所謂消極政策も亦曖昧不徹底を極め、議會の實際問題として現はれた税制、教育、鐵道其他一般財政計畫の豫算に徴しても何等の新味も創意もなく、殊に頃來、吾々の心を寒からしめた滿洲の兵亂に關しては、事毎に機宜を失して殆んど國威を辱かしめんとし、對外の國是大策に於て彼等と吾々とは全然根本の政治意識を異にする所以が明白に認められたのである。憲政の常道から論じても政策の實質から見ても、吾々が現政府反對の理由は三派内閣の時に比し毫も減退しないのみならず、寧ろ更に加はつたのである。吾々が排撃し、政友會も亦之に反對する其結果は、政變が解散か、二者共何れにしても時運展開の機軸が動いて政道の枉屈を正すに至るを疑はない。

同じく在野黨たる政本兩黨にして總て既往の偏執を去り、専ら現在の政情に基いて將來の大計を計り、提携か合同か、何れにしても其實力を統一すれば依て天下の重任を擔ふに足る。兩黨の總裁が、政治の公明を期して提携の約束を發表したのは即ちこゝに慮るところがあつたからであらう。我々が從來合同を主張して數ヶ月來努力を繼續したのも亦實にこゝに顧みるところがあつたからである。然るに今や即ち如何、合同の希望は一空に期した。提携の實も亦舉らない。反つて意外の現象となり、由來天下の人心を疑惑させた憲本提携の風説が實現して、政治は更に妥協苟合の舊弊に墮落せんとして居る。是非曲直は人各々見る所があらう。我々は

殊更に其曲折を説くことを避け、唯此の時相に直面する我々の行動を考ふる時に、一斷以て正を履んで邁進するの外なきを信じ、遂に聲を吞んで本黨を脱退するに至つたのである。情に於て忍び難く、義に於て止み難し毀譽も顧みず、成敗も問はず、唯此の頂天立地の心事が神人共に容るゝところたるを確信するのみである。

(附記二) 政友本黨の聲明

今回我黨員中分裂を見るに至れるは遺憾禁じ能はざる所なり。今其顛末を明にし其真相を詳にせんに

(一) 數日前政友會より今議會に於ける常任委員長は野黨に於て獨占せんとの意向にて我黨に交渉あり之に對する我黨の回答決定は代議士會に於て總裁に一任し二十八日我黨より政友會に對し豫算委員長を我黨に譲り其他は貴黨の裁量に因るべき旨回答したるに對し、政友會は之に承諾を與へず却つて税制委員長問題をも同時に協商せんことを以てしたる故我黨は今日前の問題は常任委員長問題なるを以て今之のみを決定し税制委員長問題は之を後日の協議に譲らんことを提議したるに政友會は我提議を悉く拒絶し豫算委員長を我黨に譲らずして單獨行動を執り遂に之を憲政會の占むる所とならしめたり。

本來より云へば今期議會は國民を舉げて我黨によりて政局の匡救を希望するに於て議會の樞軸を握れる我黨に豫算委員長を譲るは當然にして我黨の之を要求せるは議會の重要機關を政爭黨略の具に供せざらんとするに在りて一點野心を有せるにあらず、政友會に對し不當なる提議を爲したるにあらざるにも拘はらず政友會は友黨たるべき我黨に此機關を與へずして却つて憲政會を利するの結果を見るに至らしめたり。

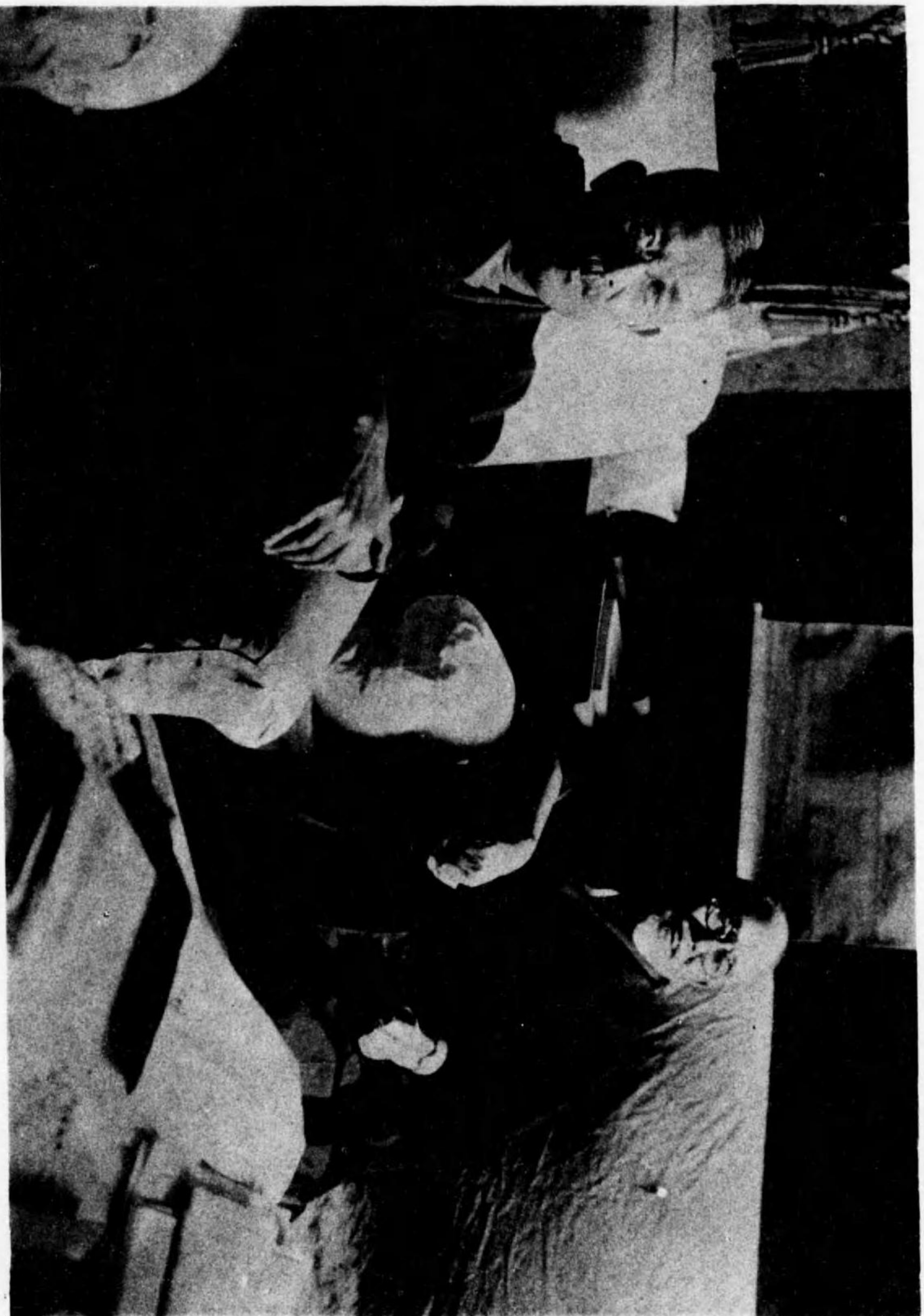
(二) 我黨内の所謂合同急進論者は常任委員長問題に對する總裁の裁量に不満を抱き之を以て憲本提携の實現なりと獨斷し依て以て脱黨を處決せり。

是より先き如上の風聞を耳にせるを以て元田、川原、高橋其他の諸君は何れも合同派の人々を訪問して其輕舉を諫止し切に再考を促したり。就中元田長老の如きは廿八日病軀夜寒を冒して中橋邸を訪問し中橋氏始め會同の人々に對し『常任委員長問題を以て處決せんとするが如きは如何にも輕卒である今や我黨は既に政策を決定し本期議會に於ては必らず之を遂行せんことを期しつゝあるのである。故に諸君の如き有力なる人々と共に力を戮せ心を一にして之に當るも尙其の足らざることを恐るゝ今日諸君が未だ其政策の議場に上らざる前に於て我黨が憲政會に届して我黨の議案を葬り去るものと速断して去就を決せんとするは如何にも遺憾千萬である。希くば冷靜に再考せられんことを望む』旨を述べて一旦辭去し翌廿九日早朝總裁を訪問し昨夜の顛末を報告し且元田長老は總裁に對し彼等の脱黨せんとする理由は單に憲本提携を疑ふにあり、憲本提携して我黨の重要政策を拋棄するが如きは斷じてあるべからざる所である旨を述べたるに對し總裁は『固より然り、我黨の天下に聲明せし重要政策を拋棄して我輩いづくんぞ總裁の地位に憂如たるを得ん。合同派諸君誤解の基礎に立脚して其進退を過らざる様重ねて貴下の懇諭を希望する』旨答へられたるを以て元田長老は其總裁の心事の公明にして且愛黨の至誠を諒とし再び合同派を説服すべく即ち吉植氏を自邸に招きて此趣旨を同志に傳へられんことを以てしたり。吉植氏は此意を諒とし中橋邸に赴いて詳に同志に傳達したれ共同志は之を聽かず吉植氏は元田邸に引返し極力總裁及長老の意のある所を傳へたれ共最早大勢如何ともする能はずと遺憾の意を回答したり、此時既に鳩山氏等は脱黨書を總裁の手許に提出したり。

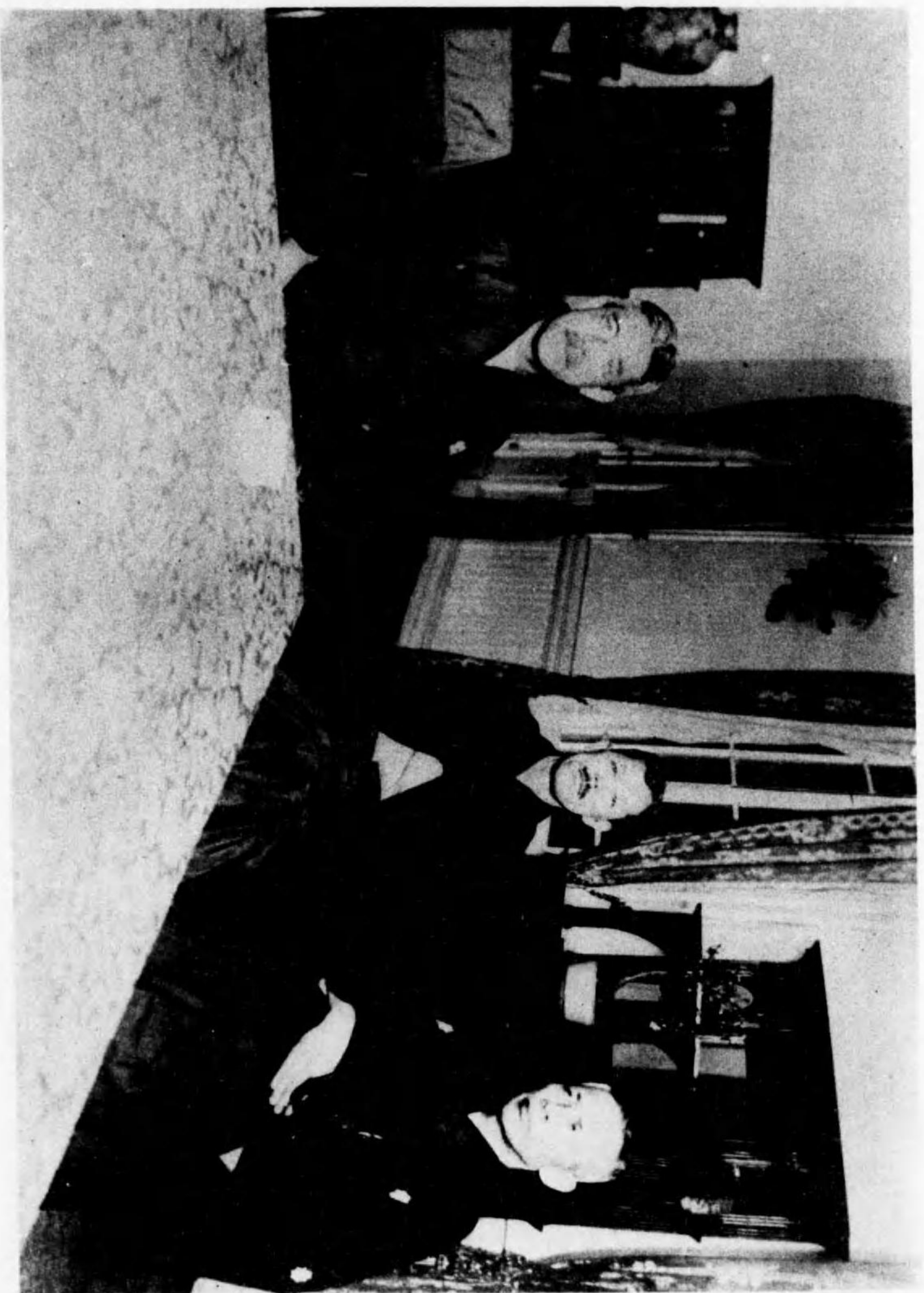
大正十五年

第三〇 政黨改造運動

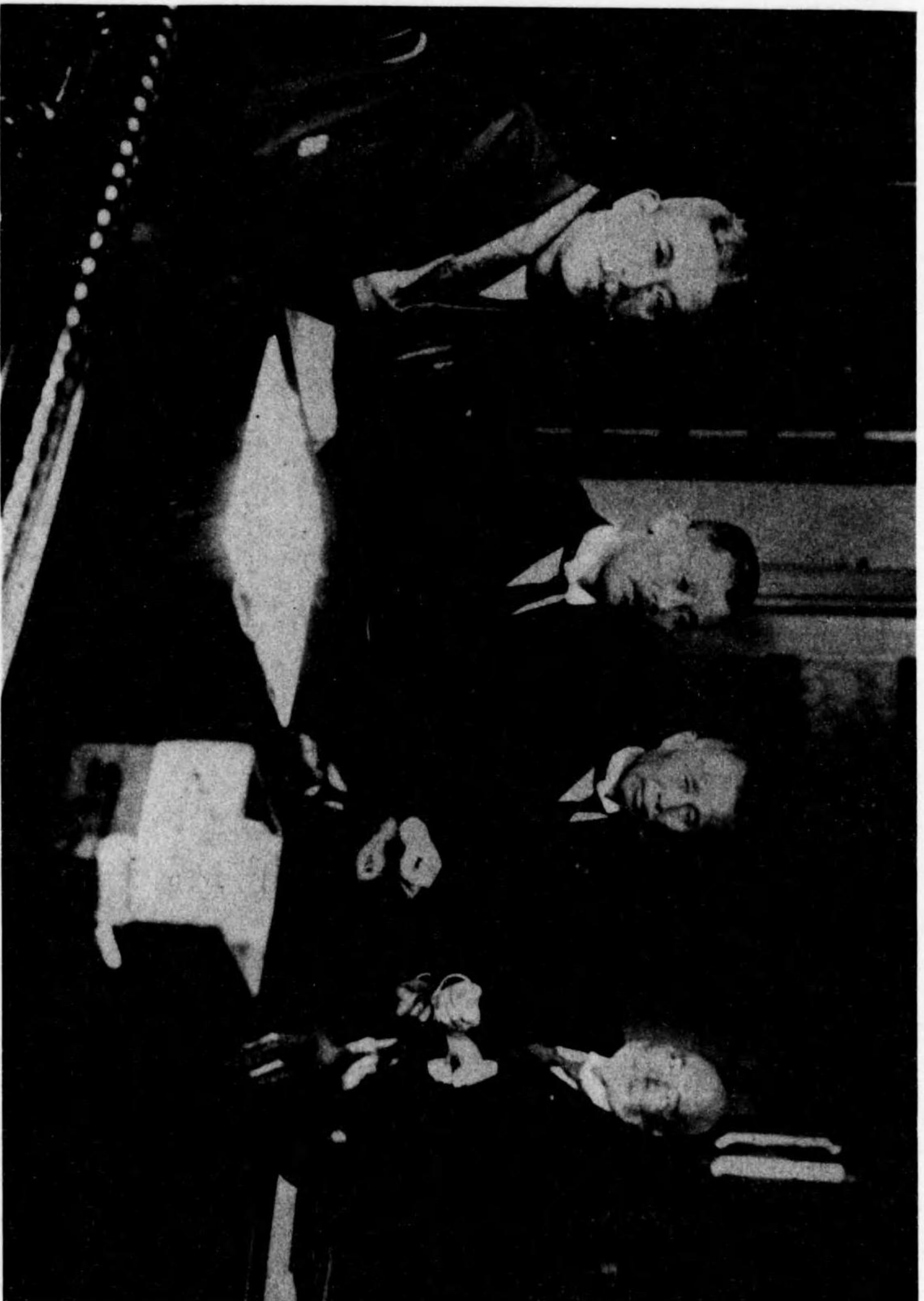
— 憲・本聯立問題 —



床次氏と藤新平(大正十五年三月十日)



(日六月三年二和昭) 次 床 楓 若 達 安 5 か 右



(日三月五年二和昭) 次 床 槻 若 中 田 橋 高 さ か 右

第三〇 政黨改造運動

— 憲・本聯立問題 —

同交會

本黨を脱黨した中橋一派は、一時『同交會』と稱したが、翌年（大正十五年）二月十一日政友會に合同し、四人組中の三人、水野鍊太郎、鈴木喜三郎、山梨半造も政友會に入った。そこで、第五十一議會に於ける衆議院の分野は、憲政會百六十五人、政友會百六十一人、政友本黨八十七人、新正俱樂部二十六人、實業同志會九人、無所屬十六人となつた。

中橋一派の脱黨は、本黨の大痛手であつたが、床次氏は、尙ほ、大政友會再建の志を捨てなかつた。差し當り、政權の望みは薄くなつたとは云へ、本黨は、尙ほ充分に、キャスティング・ヴォートを確握して居る。之れを正しく使用し、至公至平、政・憲兩黨の惡を正

し、善を援けて進むならば、吾黨の正義は、應がて國民多數の認むる所となり、必ずや往年の大政友會を、再建し得る機運が、到來するに違ひない。——と床次氏は信じて惑はなかつた。

從來の第三黨、例へば、犬養の國民黨の如きは、兩方にあたりちらすばかりで、破壊的態度であつたが、床次氏の態度は、之れに反し、兩黨の善を援けることを主眼とし、常に建設的であつた。國民黨はキャスティング・ヴォート^{（注）}を有せず、本黨は之れを有したので、自然、斯やうな相違となつたであらうが、人柄にもよる。

大正十五年一月二十日、第五十一議會に臨むに際し、本黨大會に於て、床次氏は、左の如く信念を高調した。

世間往々野黨の態度と稱し、野黨は、政府の倒壊を以て、能事となし、黨略本位を以て、手段を選ばず、政府と挑戦するを喜ぶ風がある。併し、其の事が、即ち、所謂政黨墮落の現象である。近時、其の弊風が、餘り極端に至つたから、我等同志は其の弊

に堪へず、新たに、一黨を創設したのである。主義政策の相違により、反對黨と争ふは、即ち、憲政の眞諦であるが、近年、屢々實演せらるゝ如く、不法の手段に依りて議會の議事を妨害するが如きは、正しく、議會政治の逆行爲である。本議會に於ても、或は委員長の配屬、或は議事進行方法等が、重大問題視せらるゝは、多く黨略に支配せらるゝ爲であつて、本來は、さしたる問題ではない。況んや、斯る問題の成行を見て、或は憲本提携だとか、政本提携などと、揣摩臆測を爲すものあるは、評者自身の心を以て、他を付度するものであつて、我々は、かゝる僻見の爲めに、苟くも、本然の行動を躊躇してはならぬ。予は、諸君が、飽迄政界廓清の爲め、議會政治改善の爲め、公正の心事を把持して、勇往邁進せられんことを、囑望して止まぬものである。

また同日、地方代議員招待會に於ても、左の如く、黨員を激勵した。

今回、一部黨員の脱黨を、見たることは、自分の不徳の致す所で、誠に恐縮であるが今日の大會、並に今夕のこの盛況を見ると、如何にも、心強いものがある。従つて、我々は、今後益々結束を堅くして、勇往邁進しなくてはならぬ。辛酸は、吾等の覺悟である。辛酸に遭ふ毎に、益々志を堅くして始めて、男子の本領が、發揮されると思ふ。

立黨以來、我等は、幾多の困難に遭遇した。今回も亦た、思はぬ難儀に出會ふたのであるが、困難に遭ふ毎に、結束が、愈々堅くなると思へば、何の憂ふる所も無い。近時、政界の有様を見るに、その墮落、痛嘆に堪へざるものがある。政治の公明を期する上に於て、本黨存在の必要は、茲に、大いに、意義あらしめるものと思ふ。

今度の議會に對する、我黨の方針態度は、已に大會に於て明かになつた如く、我黨は國家本位の政策に立つて、邁進するもので、中にも自作農地租全免と、義務教育費國庫負擔増額は、特に大なる旗幟として、高く高く掲ぐる所である。我等は、穩健中正なる態度で、この政策を死守する決心である。隱謀を避け、明かるい政治で、正々堂

堂と、其の歩を進むる決心である。この旗幟の前に、我々は討死するか、この難關を首尾よく打ち破つて、天下を取るか、唯この二つである。自分は、この時に際して、心密かに期するところがある。諸君も亦た、覺悟する所があるであらう。

そこで、今後、我黨に對しては、中傷非難攻撃が、盛んに到來するかも知れぬ。併し我々は、この旗幟を死守して進むのみで、眼中には、政府もない。憲政會もない。況んや、政友會をやである。この意味に於て、議會の行動は、全く遠慮會釋はしない。獨自の力を以て、天下を支配せんとするのみである。小策士どもの宣傳には、一切耳をかさず、我黨所信の下に、勇往邁進せんことを望む次第である。

二

一月（大正十五年）十三日頃から、風邪の氣味であつた首相加藤は、二十一日に再開の議會に於て、施政方針の演説を試み、私邸に歸つて體溫を検すると、三十九度四分の高熱で

あつた。翌二十二日から、彼は休養した。傳記『加藤高明』に、左の如く書いてゐる。

加藤首相逝
去

二十五日には、喘息氣味の苦痛を忍びながら、閣議決定事項を精讀して署名した。而して『濱口は譲つたか』『モウ好い加減に妥協して欲しい』(編者註、本黨と藏相濱口との豫算に關する交渉)と見舞の閣僚に切言するのであつた。病伯の胸中、只首相の職責あるのみ。……内閣では遂に二十六日、臨時閣議を開いた結果、上奏御裁可を経て、若槻内相を臨時代理總理とした。此の報告を受けて伯は病床久々で安堵の微笑を漂はした後また『濱口は未だ譲らないか。モウ一度僕から話さうか』と語つた。

加藤は、本黨との妥協を熱望しつゝ、二十八日午前八時四十分、六十七年の、輝かしい生涯を終つた。翌二十九日、若槻は、憲政會總裁に推され、同日、彼に内閣組織の大命が下つた。三十日、全閣僚留任、首相若槻が、内務大臣を兼ねて、親任式が行はれた。

若槻内閣に對する本黨の態度は、加藤内閣に對する其れを、變更すべき必要はなかつ

た。即ち、至公至平、政策本位によりて、賛成すべきは賛成し、反對すべきは反對し、徐ろに政黨改造を行はんとするのであつた。

本黨の大成
功

第五十一議會に於ける本黨は、大成功であつた。即ち、同期議會の中心問題たる税制整理案に就いて、(一)自作農免稅は、本黨の趣旨を採用して地價二百圓以下とし、小作に附したるものは除外するに決した。(二)地租一分減は、本黨の主張に従ひ、之れを放棄するに決した。(三)義務教育費國庫負擔は、政府原案二千萬圓増加に對し、本黨は四千萬圓増加を主張したが、十五年度に於ては、三千萬圓を増加し、十五年度以降に於て、残り一千萬圓を考慮する旨、濱口藏相をして、議會に聲明せしむことになつた。

床次氏は大得意であつた。二月二十二日、黨員慰勞會に於て試みた演説は、當時の床次氏の意氣を知るに足るものがある。――

第五十一議會の暗礁とうたはれたる、税制整理案が、我黨の主要なる主張を容れて、修正せられ、豫算案と共に、衆議院を通過し、我黨凱歌の聲裡に、國務の進捗を見る

を得るは、予の、洵に欣快とする所である。此間、諸君が、紛々たる、反對黨の陷擠的誹謗中傷の爲めに、寸毫も逡巡することなく、毅然として、國家的信念を恪守し、終始一貫して、遂に、能く我黨の主張を貫徹せられたる、其の苦衷と努力とに對して、予は、衷心より、感謝の念に堪へないものである。偶々、黨員中、最も奮戦せられたる功勞者にして、遂に、其の選舉區の爲めに、殉死的犠牲者を出だしたるは、返す返すも痛恨事であるが、政戰の慣ひとして、是非もなき次第である。予は、其の志に對して、等しく感謝の意を致すものである。

顧れば第五十議會に於て、時の内閣が、教育費國庫負擔の増加に就き、輿論を閑却して、何等計畫する所なきを遺憾として、我黨は、敢然蹶起して、憲・政聯合の壓倒的多數の與黨に直面して、奮闘努力、遂に、次年度より、二千萬圓増加の、政府の言質を贏ち得たるは、實に、議會史上、稀に見るの奇蹟でありました。然れども、我黨は素より之に満足せず、今回の税制整理を、好個の機會と認め、自作農免租の主張と共に更に教育費二千萬圓追加の議を立て、解散を賭して、政府と決戦を覺悟したのであ

る。爾來、委員會に於て、些の黨略を加へず、誠心誠意、審議を重ねたる結果は、政府も遂に、憲政會多年の主張たりし地租輕減よりも、我主張の教育費増加を以て、比較的有効なるを是認し、釋然として我に譲り、自作農免租も、亦、主義として之を容れ、茲に、協議的成案を、得るに至りたるは、是、正しく、輿論の威力と、至誠の効果とを、如實に、顯揚したるものと云はねばならぬ。予が衷心の心の歡びは、實に此點に存するのである。

世間、或は之を以て、我黨及び政府が、解散を回避する爲めの、不自然なる妥協苟合なりと、譏る者あれども、此の如きは、黨略本位を以て、議會を黨争視する、低級感に出づるか然らざれば、憎むべき中傷的宣傳に、外ならぬ。例へば、教育費に就いて、政府が、十五年度に於て、三千萬圓を認め、殘餘の一千萬圓は、國庫歳入の現況を見極め、次年度に於て、他の緊急案件と共に、之を考慮せんと云ふに、満足せずして、如何にすれば、其の實效を擧ぐるの途ありと爲すか、試みに、解散を犠牲とするも、其歸結は、十五年度に満足する能はざるは、自明の理である。自作農免租の事に

至つても、我黨の主義に即して、徵稅の技術的修正を加ふるは、即ち、法制に忠實なる所以に外ならぬ。予は、世間、常識を具ふる人士は、此の事理を解せざるもの一人も之れなきを信するものである。政策を、本位と爲し、純真に、國務の進捗を希ふ以上は、此の結果を以て、一大成功として、満足するに憚らざるのみならず、政府が、輿論に鑑み、我が誠意に、感孚して、時局支拾の爲め、與黨年來の主張を一擲せしめたる苦心も、亦、國家の爲め、諒とするに足る。小黨分争の今日に在つて、萬全を求むるの難きを思ひ、小異を捨てたることは、亦、重要な主張に、忠實なる所以に外ならずして、之れが、實施の結果、他日、其の缺點を補正するに就き、我黨は、何等拘束を受くるものではない。

今期議會は、最も重要な問題に於て、我黨の主義主張の貫徹したることは、快心事たるに相違はないが、翻つて考ふるに、今日、我國の情勢は、内外諸政にして、大いに刷新宏張すべきもの、素より尠からず、現内閣に依つて示されたる經綸のみを以てしては、未だ、以て、時局に善處し得たりと、認むるに足らぬ。予は、各般の政策に

就き、時に臨み、已に、公表したるものもあり、今後、更に、提唱せんとするものもあるが、靜かに、我政界現状を観るときは、予が杞憂は、日に益々其の度を加ふるを悲しむのである。黨弊呪詛の聲の昂まると反比例して、權謀術數は愈々辛辣を極め、政客の徳性、逐日鎖磨の感がある。今日に於て、大いに天下の志士を興し、相結んで速に此の弊風を轉回し、政局を淨化し政治を道德化せしむる爲めに、威信並び存する有爲の内閣を樹立するにあらざれば、千百の經綸も、遂に效を奏する能はざるを、憂ふるものである。政治の、倫理化・道德化の必要は、近時、高唱せらるゝ處である。一たび、思ひを、此處に致すとき、此大事業が、恰も我黨の天職使命にあることを、痛感するのである。今期議會に於ける、我黨の誠意は、今や、世間の善く認むる所と信する。我々は、愈々此の使命に猛進すべき、絶好の氣運に際會したのであるから、予は、區々たる情實に泥まず、此の大使命の下に、今後一層、勇躍努力せんことを期するのである。而も、幸に、諸君にして益々結束し、此の使命に向つて、予を後援せらるゝならば、我々の志の酬ひらるゝ日、必ずしも遠きにあらざるを、信するもので

ある。茲に、諸君の御奮闘を多謝し、併せて、今後諸君に信頼することの、愈々切なる所以を述べて、御健康を祈るのである。

三

第五十一議會は、政友本黨の建設的協調によりて、無事終了するかに見えたが、三月十日の衆議院本會議に於て、政友會提出の『中野正剛君に反省處決を促す件』が上程されるや、議會は一大醜態を暴露した。此の提議は、中野の、田中政友會總裁に對する查問會設置を名として述べた演説(陸軍機密費亂用問題)が、徒らに巷説を採りて、公黨公人を中傷し、國軍を、國民疑惑の中に、投げ入れんとするものと云ふのであつたが、該案提出の理由を述べた牧野良三の演説中に、『若し、此の案を通過せしめなかつたならば、通過せしめなかつた議員が、責任を分たねばならぬと思ふ』と激語するや、憲政會から牧野に取消を迫り、牧野は之れに應じない。そこで、懲罰問題となり、議場混亂のため、休憩とな

つた。然るに議場から出た政・憲兩派議員は、廊下で殴り合ひを始め、院外團も之れに參加して火事場のやうな騒ぎであつた。午後十時七分に、再開したが、混亂は收拾し得べくも見えず其のまゝ、議事を中止して散會した。

此の醜態を見て、床次氏は、いよゝ痛切に、政黨廓清の急務たることを感じたのであつた。第五十一議會閉會後の、本黨議員總會に於ける床次氏の演説は、政黨改造に對する熱烈の宣言であつた。

諸君、我黨の、第五十一議會に對する方針は、曩に、屢次聲明したる如く、黨略本位により手段を選ばず、抗爭をこれ事とするの、不可なるを信じ、政界廓清の爲め、議會政治改善の爲め、公正の心事を把持し、政策本位により、勇往邁進せんことを、期したのである。

二大政黨の對立は、素より希望する所であるが、小黨分立の已むを得ざる、現下の政情に於ては、雅量ある協調交譲に、待つにあらずんば、主義政策の實現を、爲すこと

は出来ぬ。特に方今、内外把大の時局に際會するを以て、徒に、感情に走りて、國務の進行を阻害するが如き、吾人の斷じて與みせざる所である。

されば、我黨は、建設的態度によりて邁進し、是を是とし非を非とし、眼中、素より政府なく、憲政會なく、政友會なく、唯だ、國利民福のため、自己の純眞なる信條を發揮し實現するために、努力したのである。

當初、我黨の態度につきては、種々なる世評を試むるものありしも、我黨は、輕佻なる毀譽褒貶の外に超越し、一意、政策本位に終始したる結果、衆議院に於ける中心勢力として其の把持せる政策の多くを、實現し得たことは、予の欣快に堪へざる所である。翻つて考ふれば、第五十一議會の成績は、殆んど全部、我黨の手に依りて完成されたといふも、過當でない。比較的少數の力を以て、よく議會の大勢を制し得たるもの、全く、正義と公正とに酬ひらるゝ、當然の賜なりと、見なくてはならぬ。現内閣が、政局の安定を念とし、我黨の主張に對し、協調に努められしは、蓋し當然の事である。

本議會の重要問題中、自作農地租全免と、教育費國庫負擔増額との二大政策は、幸に其の目的を貫徹することを得、關稅定率法改正につきては、農產物保護の政策を實行し、併せて、米穀法の運用につき、政府をして、米及粃の保護につき、實效を擧げしむべく、適當の措置を執らしめ、更に、各種稅目につき、研究調査を爲すべく、常設委員會を設置せしめ、又本年度豫算に對しては、其の大體を認むると共に、師範教育費、郡役所廢止につき、力ある警告と希望とを爲し、鐵道敷設法中改正の妥當ならざるものを否認し、海軍補充計畫に賛同し、以て、時代の進運に伴ふべき、緊要の歳出を協賛し、稅制整理の各案は、民論を尊重して、相當の修正を加へ、更に、地方制度改正に對しては、多年の主義により地方自治權の擴張を圖り、各種の改正を實行した。この他重要法案、何れも、我黨の主張によりて、通過修正せられた事實は、天下の、等しく承認する所である。

本議會に於ける痛恨事と申すべきは、政友憲政兩黨の摘發戰から、機密費事件、松島遊廓事件、其他醜陋なる問題が、神聖なる議院の査問に付せられ、國民の前に、忌は

しき事實を、展開したる一事である。更に、組織的策動を以て、議事進行の妨害を爲し、暴力を以て、神聖なる議場を亂し、議會政治の逆行爲を、敢てするものを出現せるに至つては、眞に沙汰の限りである。我黨が、毅然として、此の紛争に超越し、之を裁斷するに、公明正大の心事を以てせるは、天下の、齊しく認識せし所である。而して、政争に没頭する現政府の下に、若し、我黨の公正なる行動と、國を思ふの至誠が、無かつたならば、税整案、其他の重要案も、悉く不成立に陥りたること、今更申すまでもない。本期議會に於ける紛亂の状態は、明かに、政界革新の急務なるを證明するもので、我黨が、嘗て不純の政争を避け、清新の天地に、一黨を樹立したる眞意に、犯すべからざる權威あるを思ふと共に、將來、益々其の責任の重大なるを、感ずるものである。

惟ふに、今日我國の情勢は内外諸政の、大いに刷新すべきもの、素より尠からず、現内閣に依りて、示されたる經綸のみを以てしては、未だ、以て時局に善處し得たりと認むるに足らぬ。予は先づ諸君と共に、政界革新の大旗を掲げ、政治家の徳性、動も

すれば、鎖磨せんとする頽勢を匡正し、政治の倫理化を高調し、依つて、根本的廓清の實を、擧げなくてはならぬ。而して、内に於ては、産業の開發、文教の向上に、力を致し、新たに産業會議を起し、廣く衆智を集めて、國本培養の基礎を立て、地方分權の政策によりて、都市偏重の弊を矯め、社會政策の實現に努めて、國民生活の安定を圖り、外に於ては、東洋政策を確立し、滿蒙並に南支及太平洋に對する、經濟的共存共榮策を講じ、以て、大いに國運の進展を期すべきである。

特に、新選舉法實施の結果は、自然、從來の政界に變調を來たし、既成政黨としての態度も、自から新たなる趨勢に向つて、其の陣容を整ふるの必要あるべしと雖も、彼の、徒に、迎合阿附の弊に陥り、過激急進の左傾思想に走るが如き、斷じて許すべからざる所である。さなきだに、近代の人心は、稍もすれば、奇激に失し、浮薄に流れんとする今日、我黨は、國家主義の下に、歴史的民族的經驗に鑑み、以て、時代に順應したる、着實剛健なる進歩を、期待しなくてはならぬ。之れが爲め、力強き政府を樹立し、緊張せる政治を實現すべきは、刻下の急務である。

予は、今後、諸君と共に、一層活躍し、時弊の匡救に、努力せんとする。幸に、諸君にして、益々結束を固くし、我黨の本領を、宣揚せらるゝに於ては、我々の志の酬ひらるゝの日、必ずしも遠きにあらざるを信するものである。茲に、諸君、連日の、眞摯熱烈なる勤勞を感謝し、國家の爲め、彌、自重自愛、我黨の主張を天下に宣傳し人心歸嚮の道を、誤らざる様、御盡力あらんことを、祈るのである。

四

第五十一議會後、本黨幹事長小橋一太は、床次總裁及び本黨の態度に就いて、某方面に諒解を求めた。然るに、其の方面に於ては、衷心より本黨の態度を賞賛し、『併しながら、政權獲得の望みなき少數黨を維持して行くことは、今日の政情では、甚だ困難であらう。就いては、憲政會と、聯立内閣を組織してはどうか。』と同情深き勸告を與へた。然るに、憲政會の多數は、飽くまでも單獨内閣説を主張し、若し、本黨が政友會と聯合

憲・本聯立
問題

して、反對し來らば、直ちに、議會を解散して、雌雄を決せんことを望んだ。若槻首相は、此の黨内事情に制せられ、聯立の斷行を躊躇したので、山本達雄と默契ある仙石鐵相は、憤然として辭職した。茲に於て、若槻も、遂に意を決し、大正十五年五月二十日、自ら、床次氏を三河臺の私邸に訪ひ、聯立内閣組織を交渉した。然るに、其の條件は、現在、内務と鐵道とが空いてゐるが、内務は、他黨に渡すわけには行かないから、大藏と鐵道の二省に、本黨から迎へたい。而して、大藏には、床次總裁か、然らざれば山本達雄か、二人の内に限る。鐵道へは何人にも、本黨の都合次第に任かせる。——と云ふのであつた。之れに對し、本黨幹部中、元田肇は聯立賛成で、川原茂輔は之れに反對し、議論兩派に分かれて容易に決せず、結局、總裁一任となつたが、床次總裁は、聯立拒絕の裁斷を下した。此の交渉顛末に關し、本黨から、全國支部に發した通牒は、左の通りである。

本黨、内閣
を拒絕す

大正十五年五月二十日、若槻首相は、床次總裁を、麻布三河臺の自邸に訪問し、政局安定のため、聯立内閣組織の希望を披瀝された。其の要旨は『第五十一議會に於て、

政友本黨の主張と、政府の政策が一致したるにより、無事議會を終了したることは、衷心より感謝に堪へざるところである。而して、現在の政局を安定する爲め、第五十一議會の實績より見て、寧ろ此の際、本黨より閣臣を出し、聯立内閣を組織することに、御同意を得たい」と、云ふのであつた。是に對して、我床次總裁は、熟慮の上回答すべしと約し、越えて二十六日、自ら、若槻首相を訪問し、左の趣旨に依り、聯立に應じ難き旨を、傳へられた。

『政局の安定に就いては、予も、亦、深く憂慮する處にして、貴下の御趣旨を諒とするも、現狀に於ては、御提議に同意する能はざるを、遺憾とする』

茲に、我黨との聯立内閣問題は、一段落を告げたのである。我黨が、聯立内閣を謝絶せる事由に就き、世間、種々の揣摩臆説を、なすもの無きにあらざれども、我黨は自我的打算に依りて、進退するものではない。我黨の精神は、國家の進展を中樞とし、公明の心事を把持し、眞摯の態度を確守し、一意、君國の爲めに貢獻せんとするものにして、此の間、少しの私情を加ふるを許さず、何處迄も、國家本位に終始せんとす

るもので、聯立組閣の有無は、我黨に於て、深く關する處でなく、要は、其の確信する政策を實現して、時難の匡救に努力すべきのみである。唯、夫れ、今次の内閣改造にては、未だ、以て、政局安定の實を認むる能はず、國家内外の時局、漸く多難ならんとするの際、内は、國民精神の剛健を期し、諧和協調能く産業の開發を圖り、外は東洋政策を確立して、共存共榮の誼を全うし、依つて、以て、國家の基礎を鞏固にせねばならぬ。若し、此の純真なる主張と、運動とに反するものあらば、我黨は、たゞ斷乎として、之を排斥するのみである。茲に、政局の近情を叙し、敢て、地方黨員各位の奮勵を求むると共に、邦家の爲め、益々自重し、進んで、黨勢の擴張に努力せられんことを、希望する次第である。

憲政會側は、之れを以て、床次氏が、次の政權を夢みてゐるためであると冷笑したが、床次氏が、次の政權を期待したにせよ、期待しなかつたにせよ、兎に角、床次氏は、憲政會との聯立を好まなかつた。當時、憲政會と本黨とは、全面的に政見が一致したのではな

く、また憲政會内部には、種々の理由によりて、聯立に反對する者が、少くなかつた状態であり、到底、圓滑に聯立を持続し得る見込みはなかつた。常に、政治の公明を主張し、政黨廓清を念とする床次氏として、之れを拒絶したのは、當然であつた。然れども、政權に望みなき少數黨を維持することの困難は、某方面からの勸告の通りであつて、廳がて再び、政・本提携問題、憲・本聯盟問題が起り來つた次第である。

憲・本聯立の交渉が斷絶すると、若槻は、本黨と特別の關係ある研究會から、井上匡四郎を抜いて、鐵道大臣となし、藏相濱口が内務に、農相早速が大藏に、それ／＼轉任し、町田忠治が農相として、新たに入閣した。而して九月十三日、藏相早速が死亡したので、商相片岡が藏相に轉じ、藤澤幾之輔が商相に新任した。

若槻内閣改
造

五

本黨が、地方支部に發した通牒中に、『我黨が、聯立内閣を謝絶せる事由に就き、世

床次氏の眞
意

間、種々の揣摩臆説をなすもの無きにあらざれども、我黨は、自我的打算に依りて、進退するものではない』と言つたのは、『床次は總理大臣を夢みてゐる』と云ふ世評に對する辯解であつた。政治家が、政權を獲得せんとするは、敢へて怪しむに足らないことであるが、當時の床次氏の心境は、無理な政權爭奪を避け、其の所有するキャスティング・ヴォー卜の力によつて、及ぶ限り、所信の政策の實現に努むると同時に、自由の立場に在りて、政黨廓清に猛進せんとするのであつた。

床次氏が、曩に、政友會を脱黨するや、山本、元田、中橋と連署して、『吾人は既成政黨に就き、夙に深憂を懷き、之れが革新に努めたりしも、志、未だ報ひざるに、子爵(高橋)の意見と背馳し、事、茲に至る。乃ち、吾人は清新の天地に一黨を創設し、平素の理想を達成せんことを圖らんとす。』と叫んだのである。床次氏は、言葉通りに、之れを實行せんとするのであつた。床次氏の政黨改造方針に就いては、『大阪床次會』に於ける演説(附記)に於て、最も詳細に之れを語つてゐるが、其の要點は、(一)國民と政黨との關係を、更に緊密ならしむる事。(二)國家本位たるべき事。(三)穩健中正、漸進的たるべき事。

(四)無理なる政權爭奪を戒しむべき事。(五)煽動、權略、金權を排する事。以上の如きものであつた。

而して、右の諸條件の内、床次氏が、最も根本的なものと考へたのは、國民と政黨との關係を緊密ならしむることであつた。床次氏は、既成政黨が、國民から游離してゐる事實を見た。また、國民が政黨に冷淡である事實を見た。床次氏は、之れを以て、議會政治の危機なりと感じたのであつた。

普通選舉制は、既に決定した。而かも、政黨が國民から游離し、一千万の新選舉人が、單なる選舉衝動によりて、投票權を行使した時、其處に、如何なる議會が、出現するであらうか。床次氏は、非常に之れを憂慮したのである。

第五十議會閉會後、床次氏は、一八六七年の選舉權大擴張後に於ける英國政黨の變革を詳かに研究し、民衆に、政黨的組織を與ふることの必要を痛感した結果、之れを幹部に謀つた。然るに、幹部は、之れが實行の困難を恐れ、問題にしようとしなかつた。

床次氏は、遺憾千萬であつたが、民衆組織の計畫は、中止するより外なかつた。そこで

床次氏は、熱心なる黨員と謀り、全国各地に『床次會』(附記二)と稱する團體を設立すべく、方針を立てた。是れは、民衆組織の準備として、比較的實行し易きものであつたからであり、また英國保守黨の『ブルムローツ聯盟』に倣はんとする抱負もあつたであらう。此の種の例として、既に『木堂會』の如きものもあつたが、『床次會』は從來の其れ等よりも、更に、大規模であり、且つ組織的であつた。

『床次會』の先驅として『大阪床次會』が創立された。發起人は、池松時和、渡邊修、矢野丑松、河野徹志、佐多愛彦等で、佐多(醫學博士)を會長に推し、大正十四年十二月二十五日、床次氏臨場の上、發會式を舉げた。會衆二千五百餘名、會員總數は四千以上に達し大阪は、一時『床次第二王國』の觀を呈した。

床次氏は、また一方に、武藤山治と提携して、政治更新聯盟を作つた。第五十一議會の末、陸軍機密費亂用問題で、亂闘の醜態を演ずるや、床次氏は、深く之れを慨歎し、豫て黨弊打破を叫び、『政治更新聯盟』なるものを提唱しつゝあつた所の、實業同志會の武藤山治と、帝國ホテルに會見し、相携へて、政界廓清の先頭に立たんことを、約した。

次いで實業同志會の千葉三郎、院外の田川大吉郎、政友本黨の瀧正雄、此の三人の會談によりて、政友本黨も該聯盟に参加するに決し、三月二十七日、實業同志會代議士會長田中讓、政友本黨代議士會長牧山耕藏の名を以て左の覺書及び綱領を發表し(附註三)規約を定めた。

覺書

今回、政友本黨は、時勢の進運に鑑み、又、過去に於ける政黨の弊害を認め、豫て、實業同志會の提唱せる、政治更新聯盟の趣旨に賛成し、相共に、國家の爲め、努力せんとの希望に基き、茲に双方合議の上、左記綱領に依り、猶廣く天下の同志を募り、以て、本聯盟の目的を貫徹せんとするものなり。

綱領

- 一、現在の政治を公明正大に導き之を純潔ならしむる事
- 二、黨弊を打破する事
- 三、社會正義を確立する事
- 四、政治の經濟化を期する事

翌二十八日、帝國ホテルに於て、政治更新聯盟の大懇親會が開かれ、床次氏は左の演説を試みた。

方今、我國政界の低調なる事は、其の極點に達して居る。本期議會に於て、暴露されたる現状のみを以てするも、誠に、憲政の爲め、憂慮に堪へない次第である。斯かる低調なる空氣を一掃し、公明なる政治を、實現せしむる事は、我々の、最大任務である。今や、真正なる輿論は、我國の政黨政治を此のまゝに、放任してはならぬ、如何にかして、之れを肅正し、刷新して、政界廓清を期さなければならぬ、と主張して居る。特に、普通選舉の實施と共に、新たに、政治圏内に入らんとする清新なる新興勢力は沈滞せる組織に、強烈なる刺戟を與ふると共に、我政界は、尠なからざる變革を餘儀なくされるであらうと思ふ。故に、我々は、陰鬱なる政界の現状に對し、無限の痛恨を覺ゆると同時に、その將來の光明に向つて、確信を以て、努力したいと思ふの

である。

元來、我國の政黨が、今日の勢力を得るに至れる迄には、幾多の惡戰苦闘を、經來れるものである。即ち、或は藩閥と戦ひ、或は官僚と戦つて、今日あるに至つたものである。而して、今や政黨内閣の出現を見、政黨は、政界の中心勢力として、一般國民に是認せらるゝに至つた。然るに、國民如何に、憲政有終の美を希求するも、現時の政黨は、果して國民の信望を繋ぎつゝありや否や、吾人は、自ら政黨員として、大いに之れに恥ぢ、且つ反省しなければならぬ。今日、心ある人士は、痛く政黨の前途を憂慮し、黨弊打破の急務なるを、唱ふるに至つた。是れ、即ち、我政界が、正に政黨の反省期に入つたもの、自制時代に入つたものと、謂はなければならぬ。

言ふまでもなく、政黨は、國民の反映に過ぎぬ。従つて、議會の品位と、政黨の現狀に對しては、國民自らが、責任を負はねばならぬ。元來、黨弊の最も甚だしきものは黨争の餘弊と、政界の黄金萬能主義である。政黨が、只管黨争に没頭し、政權争奪を是れ事とし、政策の遂行に、其の主力を傾注せざるが如きは、憲政の爲め、大いに戒

しめなければならぬ。更に又政治を行ふに當りて、濫りに、黄金の力を藉り、其の結果金を以て、政界を腐敗せしめ、延いて、金をして、政治の大勢を左右せしめるが如き弊風を助成するは、憲政の爲めに、大いに慎まねばならぬ事である。

立憲政治は、人格尊重の政治である。黄金の光りが、人格の光りを征服し去るの時は憲政破滅の時期である。故に、吾人は、此際一大覺悟を以て、廣く、天下の思潮を喚起し、同憂の士と相結び、政界を肅正刷新して、清新の天地に、新氣運を打開せんと欲するのである。

斯くて、四月二十六日、第二回大阪床次會總會を機として、大阪に於て、政治更新聯盟の大懇親會を開き、大阪に於ける床次氏の勢力は、更に、大いに擴大された。

次で愛知、奈良、福岡、神戸、佐世保、岡山、静岡、長野、仙臺等にも、續々『床次會』が設立され、大正十五年中、床次氏は、一意専念、政黨改造のために東奔西走し、殆んど席温まる暇もなかつた。

(附記一) 大阪床次會發會式に於ける演説

……國民が、一般に政治に無關心であるといふ事では、到底、今申すやうな、政黨を改善するといふ事は、出来ないと、私は思ひます。抑々、立憲政治と云ひ、或は政黨政治と云ひ、又は民衆政治と申しまして、何れも歐米の經驗に徴して見まして、必ずしも、是が成功であるとは思はれません。寧ろ、失敗の跡が、各方面に色々現はれて居るやうに思ふのでありますが、さて、然らばと云つて、之れに變るべき政治の方法として、今日の處では、發見されないのではありません。要するに、結局、政黨の改善なり、議會の改善なり、やつて行くより外には仕方がなからうといふのが、今日の學者の定論と、私は思ひますが、さて、其の政黨の改善なり、議會の改善なりは、どうして之をやるかと云へば、輿論によつて、輿論の力によつてとなければ、其の目的は、達せられないといふのも、これ、又、學者の定論であります。然らば、輿論なるものは、どうかと申しますに、之れは、國民の中堅に居る人々が、自ら任じて世の指導者となつて、輿論を作つて行かなければならぬ。たゞ、輿論といふものが、漠然とあるものではないのでありますから、結局、國の政治の良否、議會政治の改善、立憲政治の善美なる効果を擧ぐるには、皆さんの如く、正義の念を深く持たれ、熾烈なる愛國心を藏し、國家の中堅を以て自ら任じて、一般を指導すると云ふのでなければ、相成らぬものと思ふのであります。

我國現時の政界の空氣は、私の見ます所では、如何にも低調である、調子が低いと思ひますが、其の責任は、もとより、吾々如き、政黨に従事して居るものにより、又其の政黨の態度なり、言動なりが、畢竟、左様な事に原因をなしてあるものであります。然しながら、之れは、直ちに、政黨の態度なり、政黨政治家のみの、責任に歸する譯に行きまいかと思ひます。先程も申す如く、世間一般が、今日まで、政治に甚だ無關心であつた

事も慥かに其の原因である、獨り、政黨なり、政治家ばかりではない。世間一般の人々が、此空氣を低調にした、其責任を持つべきものであると、私は信じます。

嘗て、私が承つた話でありますが、日本の實業家が、イギリスのマンチェスターに参りまして、あすこの實業家に會つて、話をした際に、向ふから尋ねました。あなた方は、日本では、如何なる政黨に屬して御出でになるのですか、選挙の時は、如何なる政黨に投票するのでありますか、かう聞いた所が、其の答へに、私共は、一向、どの政黨にも、關係して居りません。これには、向ふの人も驚いたといふ話であります。其の話は、今から何十年かの前の話であります。私は、斯様な話を、承つて居るので、日本の政治的空氣が、低調であるのも、此處である。どうか、此の世間一般の實業家の諸君に於ても、今少し、政治に興味を持つてもらつて、もつと、心持を、政治の方にも、注いで貰ひたい、政治上に、自ら携はる事は、何も必要はありませんが、公正なる批判を下し、嚴正なる、正常なる政治家の態度に、監督を致して、彼等をして、間違はざる行動、言論をなさしめるまでに、進んで参らなければ相成らぬと、思ふのであります。又、歐米の經驗に徴しましても、今後は、もつと正しい政治を、行ふやうにしなければならぬ事と、私は思ふのであります。正しい政治に、明るい政治が、行はれる様でなければならぬと、思ふのであります。之れがためには、煽動政治、金權政治、陰謀政治、此等を、我政界より斥けまして、此處に、政界の低調なる氣分を高め、陰鬱なる空氣を、一掃致さなければなりません。今日まで、我國の政變があることに、誠に、私共は、鬱陶しい考へと、感じを抱いて居ります。これは、定めて、皆さんも御同感であらうと思ふのであります。暗中飛躍が行はれ、何うなるのであるか判らぬ様な事は、度々であります。斯様な鬱陶しい空氣を、我國の政界から、一掃致しまして、何うか、

天氣晴朗の、晴れやかなる政界の空氣に致したいと思ふのであります。申上ぐるまでもなく、立憲政治は責任政治である。言葉と、行ひと伴はなければ、價值はないのであります。同時に、又、立憲政治は、道義の政治でなければならぬ。道義を無視したり權謀術数を弄することは、公明なる政治の前には、當然、減びなければならぬものと思ふのであります。又政黨と申せば、一個の人格であると、私は考へる、已に、一箇の人格を備へてゐる、之れが、金權や權力を以て、動かされるやうでは、相成らぬのであります。毅然たる本領を、持つて居らなければならぬと、思ふものであります。何れも、政權の爭奪のみに没頭し、金錢のために、其の主張を二三にするやうでは、是を、公黨と申すことは出来なからうと、思ふのであります。其の資格に付いて、動かすべからざる信條があつて、始めて之れは眞の公黨と申して宜しいのであります。斯様にすることに於て、政治も、亦、始めて純化して行くのではあるまいかと、私は思ふのであります。尙、又、私は、政治は最大の國民教育であると云ふ考へをもつて居ります。即ち、政治の良し悪しは、國民の性格の上に、當然、影響のあるものと思つて居ります。浮薄なる政治が行はるれば、國民性は段々輕薄となる。堅實なる政治が行はれる所に於ては、其の國民の國民性は、自ら穩健となつて、發達致します。陰謀政治が繰り返されて行はれる時に於ける國民性は、終に、低級に流れるのであります。御互に、今日、世界に指を屈する大國の位置に居る以上、吾々日本國民は、今後、大國民たる襟度を、深く備へる事に、最も、努力致さなければならぬと思ふのであります。惟ふに、現今、世界に於ける此思想の流れが、保守的右傾の思想と、過激急進の左傾思想の二つの流れに大勢はなつて居ると思ひます。此思想の二潮流は、自ら、政治上の政黨の分野の上にも、現はれて來てゐるやうに思ひます。殊に目下の我國と致しましては御承知の如く新選舉法が成立つていつ何時其の實施の

機會が、參らぬとも限らぬのであります。此新選舉法によつては、御承知の通り、有權者の數は、急激に増加致して居ります。此の各政黨の前には、偉大なる、主のない領土が、展開されて居るのであります。茲に於て各政黨は、此領土を、おの／＼占領せんが爲め、新なる政策の樹立に、日も、亦、是れ足らざる有様であります。斯様の時におきましては、政治家は、餘程用心を致しませんといふと、知らず識らずの間に、人氣取りに焦り、煩悶する餘り、遂には、其言論行動が、煽動的になり、迎合的になり、遂には、恐るべき結果を生じはしないかと、思ふのであります。で、私の最も愛ふる所は、此の新選舉法實施の結果、或は、社會黨とか、若くは、共產黨といふやうな者が、發生を致して、茲に、階級闘争を激発しはしないか、其事を、最も愛ふるのであります。夫れより以上愛ふる所は、今日の既成政黨が、黨略上、自ら過激化しはしないかと云ふ事を、愛ふるのであります。思想上に於ける世界の大政黨も、夫れが、政黨の分野に及ぼす事を見るに、而して、現下我國は、新選舉法を實施せんとする今日に於て、今申すやうな事を、頭に持つて居ると、どうしても私は、今日は、吾々として踏むべき道は、國家主義の下に、時代の要求に順應して、向上を計ると共に、我光輝ある歴史、民族的經驗に鑑みて、以て、堅實なる進歩を計るといふ事が、吾々が、最も心掛けなければならぬ事であると、私は思ひます。國家主義の下に、時代に後れない、さりとて、舊式なる我國の國情に立脚して吾々は、常に、行動しなければなりません。敢て、新しきを、無理に求める事は、宜しくない、斯様に考へて居ります。かういふやうな考への下に、吾々が行かんとする時に於て、其取るところの道は、決して派手ではありません。世間の人氣に投ずる様な譯には參りません。然し、極めて地味ではありますが、決して、間違は無いつもりであります。氣が利きません、人氣取りは、誠に下手であります。然し乍ら、自ら考へるのに、

堅實であると思ふのである。只管、煽動迎合を以て、何でも、人の先に立たなければならぬといふには、自らの歩みが、急進的で行かなければなりません。私は、今申す通りの考へでありますから、漸進的である。妄りに、新しきを追つて、足の指先が、何處について居るかと思はれる事は、宜しくありません。然し乍ら又、餘り頑固で、時代を解しないと云ふ事でも、いけません。それでありますから、時代の進むところに、極めて周到なる注意を拂ふが、同時に、吾々は世界に誇るべき民族的經驗を、持つて居るのである。常に、我々の足先が、此處を離れては相成らぬといふ事を、考へるものである。勿論、斯様な事は、利巧なやりかたではありません。氣の利かないやりかたであります。黨略上から申せば、之は、不利なやりかたで御座います。又、私共は、黨略上から考へて、策を弄しやうとすれば、此の氣の利かない私でも、多少の策は、ないでもありません。然し乍ら、政黨及び政黨政治家は、新しき策を弄しやうとすることは、夫れが爲めに、純眞なる國家の政治の發達に、障害ありと、かう深く考へるが爲に、時にあつては、策を弄する事は知らぬでもありませんが、敢て、此心では、策を弄することを許さぬのであります。私は、斯ういふやうに信じて居る、輿論なるものは、大體に於て聰明であつて、批判を誤らぬものであるといふ信念を、持つて居るのであります。又、我が國民の中には、心の底には、常に、愛國の熱情は、盛んに燃えてゐるのであつて、此の國民の奥底に燃えて居る所の愛國の熱情に、點火を致して、更に、熱を起して、國民全體の爲に、國家本位の政治を、行つて参りましたならば、即ち、此の愛國心に訴へて、吾々が参りましたならば、中正穩健なる立場に居る所の、最も多數の國民は、吾々の取る所に、必らず共鳴するものであると、深く、私は、信じて居るのであります。

(附記二) 大阪床次會會規

第一條 本會ハ床次竹二郎先生ヲ後授スルヲ以テ目的トス▲第二條 本會ハ床次會ト稱ス▲第三條 本會ハ本部ヲ大阪ニ置ク、但シ必要アル場合ハ支部ヲ設ケルコトヲ得▲第四條 本會ハ床次竹二郎先生ノ人格徳性ヲ欽仰スル同志ヲ以テ組織ス▲第五條 本會ニ會長、副會長、幹事、評議員、相談役ヲ置ク、役員ノ任期ハ二ケ年トシ大會ニ於テ選舉ス▲第六條 本會會務ハ役員會ノ決議ニ依リ之ヲ行フ▲第七條 本會ハ年一回大會ヲ開催ス、必要アル場合ハ臨時大會ヲ開クコトアルベシ▲第八條 本會會費ハ會員ノ離出ヲ以テ之ニ充ツ▲第九條 本會會規ノ改正ハ大會ニ於テ之ヲ決定ス▲第十條 其他必要ナル會務ハ役員會ニ於テ適宜處理スルモノトス

(附記三) 政治更新聯盟規約

一 一般原則

一、本聯盟は之に加盟する團體若くは個人の進退又は意見を拘束せずと雖本聯盟の綱領に掲ぐる目的貫徹に相協力する義務あるものとす。
 一、本聯盟の理想とし其の終局の目的とする所は國民全體をして政治的自覺を爲さしめ立憲政治を完成するに在り。
 一、本聯盟の加盟者は院の内外に於て自ら其の品位を保持するは勿論反對の立場にある黨派又は個人に對しても儀禮を重んじ議院政治に對する國民の信用を高むることに努力するものとす。

本 則

第一條 本聯盟は政治更新聯盟と稱し事務所を東京市に置く

第二條 本聯盟は本聯盟の趣旨に賛成する團體及個人を以て之を組織す

第三條 本聯盟に理事長一名、理事十名以内を置く、理事は總會に於て之を選挙し其の任期を二箇年とす

理事中より理事長一名を互選す

理事は本聯盟の常務を處理す

第四條 本聯盟に評議員若干名を置く

評議員は理事會之を推薦し其の任期を二箇年とす

評議員會は理事長之を召集す

評議員は本聯盟の重要事項を審議す

第五條 理事長は毎年一回總會を召集す但し理事會に於て必要と認むるときは臨時總會を召集することを得

第六條 本聯盟の目的を達成するに必要な事項を調査する爲調査部を設く、其の組織は別に之を定む

第七條 本聯盟に加盟せむとするものは本聯盟事務所に其の旨を申込みべし、但し理事會五分の四以上の同意

を要す

第八條 本聯盟を脱退せむとするものは其の旨聯盟事務所に通知すべし

第九條 加盟者にして本聯盟の精神及規約に違反したりと認むるときは理事會の決議により之を除名す

第十條 本聯盟の經費の賦課方法は理事會に於て之を定む

第十一條 本聯盟の經費は收支の都度理事會の決議を経るものとす

第十二條 本聯盟の收支計算は毎年一回之を加盟者に通知し新聞紙に公告す

第十三條 本聯盟の規約は總會の出席者四分の三以上の多數を得るに非ざれば改正の決議を爲すことを得ず

第三一 政・本提携から憲・本 聯盟へ

大正十五年—昭和二年

—乾坤一擲の冒險—

第三一 政・本提携から憲・本聯盟へ

— 乾坤一擲的の冒險 —

床次氏が政黨改造運動に、渾身の力を傾倒しつゝあつた時、大正十五年七月末頃から、朴烈問題なるものが突發した。朴烈なるものは、本名を朴準植と稱する半島人で、其の内妻金子文子なる者と共に、大逆事件を企て、大正十五年三月二十五日、大審院に於て、死刑の宣告を受けた。然るに政府は、被告の情狀に酌量すべきものありとし、特赦を奏請し罪一等を減じて、無期懲役の恩命が下つたのである。

所が、七月末頃に至り、被告と豫審判事との間に行はれたる、奇々怪々の事實が世上に暴露され、其れが果して眞實とすれば、被告等は何等改悛の狀なく、酌量すべき餘地は絶

朴烈問題

對にない。政府が特赦を奏請したのは、不當である。——と云ふ議論が、囂々として沸き起つた。

政友會は早くも、之れを以て政府の責任を問はんとし、全力を擧げて、輿論の喚起に努めた。

床次氏は、最初、此の問題に對して、餘り重きを置かず、また、政府に何等かの落度があつたとするも、動もすれば累を皇室に及ぼす恐れある所の、斯やうな問題を捕へて、政争の具に供することを好まなかつた。

床次氏は、小閑を得て、暫く、暑さと政論とを那須野に避け、悠々自適、自然と親しんだ。左は、其の折に詠んだ歌である。

那須野清遊

ほのほのとあけゆくまゝに那須野なる青野か原に朝日のほりぬ

はれぬれはみとりの木々にうくひすの聲しきりなる那須の山里

はるかにも青野か原を渡りくる夕風すゝし那須の山里

雲の峰奇しくも高くそひえ立つ那須野の原の夏の夕くれ

しつかにも霧たちこめるわか宿にたゞひくらしの聲のみぞ聞く

床次氏が那須野から歸つて見ると、本党内の一部は、既に、政友會と氣脈を通じ、盛んに朴烈問題を煽りつゝあつた。

事態の容易ならざるを憂へた床次氏は、八月二十七日、若槻首相を訪うて、其の真相を質し、速かに世の疑惑を解くべく、適當の處置を講せんことを勸告した。而して同時に、本黨幹部に對しても、慎重に事實を調査すべく命じた。

然るに政府は、徒らに、豫審判事の失態に關する責任を、免がるゝに汲々として、却つて世論を激發したので、床次氏も、本黨の強硬論を、鎮撫する言辭がなかつた。そこで九

若槻首相に
勸告す

月十九日、幹部會を開いて協議の上、床次氏は、左の聲明書を發表した。實に止むを得ざるに出でたのである。

朴烈問題聲明書

余は、大逆犯人朴烈、文子の、所謂怪寫眞なるものが、世上に流布せられ、或は裁判所判事これを撮影したりといひ、種々の物議、漸く滋からむと見るを見、若しこれを等閑に附せんか、國民の、皇室に對し奉る忠誠の信念を刺戟し、大逆に對する憤怒を激發し、世論沸騰して、遂に規度を逸するに至り、或はこれに乗じ、人心を煽動して由々しき事態を惹起するなきを保せず。殊に、延いて恩赦の特典を降し給へる、大權の發動について、奏請の上に、言議をさしはさむの已むを得ざるに至らば、最も恐懼すべしとなし、深憂惜く能はず、事の性質上、徒らに、顧慮し居るべき場合に非ずとなし、去る八月廿七日、若槻首相を訪問し、其眞偽をたゞし、事態の紛糾せざるに先だち、未然に考慮する所あつては如何との微衷を告げたり。余の此の擧たるもとより政友本黨總裁としての行動に非ず。故に、何人にも相談せず、余一個の至誠の發露た

りしはいふまでもなし。

而して若槻君も、これを諒とせられたることを信じて疑はず。然るに、其後政府に於て聲明書を發表し、枝葉末節の些事を陳辯し、自己に責任なきことを喋々として、却つて世論を挑發し、司法官紀の紊亂を暴露し、ために、余がさきに憂へたるの事態は豫想以上に紛糾し、世上の物論は、日を追ふて甚だしきを見るに至れり。斯くの如くにして、次期議會の開會に至り、議場に於て、公然、恩赦大權の發動に關する輔弼の責任につき、論難するに至らば、世論は、益々激甚を加へ、國史上未曾有の憂ふべき事態を惹起すべく、民心に影響する處、頗る重大なるものあらむ。事、若しこゝに至らば、政府の責任を云爲するとも、已に遲きに失せん。凡そ刑法において、大逆罪は事案の如何を問はず、總て、極刑を以て處斷することを規定したるは、我國體に關する、國民的信念の發露となすべく、重大なる理由あるに非ざれば、減刑の奏請を爲すべきものに非ずと信ず。

現下、我國世相人情に顧み、政治家の進退は、人心の弛張に重大なる關係あることを

思ふ時に方り、心深く、當局者こゝに考慮をいたされんことを、切望して已まざりしなり。然るに、爾後政府は、種々の辯解を試み、責任を云爲せらるゝのみにて、人をして皇室に對する恐懼の觀念を疑はしめ、皇室に對する敬虔の態度に於て、異なるものあるを見るに至りしは、余の、頗る遺憾に堪えざる所なり。由來、余は吾黨の同志と共に、溫健中正を旨とし、無用なる政治上の紛争を避け、一に國家を本位とするに終始せんことを期し、從來、在野の反對黨たる地歩の上に於て、政府と共に、政策の實現すべきはこれを實現せしめ、以て、國家の進運を圖ることを期せりと雖も、今や皇室に對する恐懼の觀念、如上の如くにして、司法の威信、又、地に墜ちんとするに至りては、政策問題に先だち、其の非違を正さざるべからざるを、敢へて茲に言明す。蓋し、心常に國家に存し、皇室の尊嚴を維持することを以て、根本の精神とする政友本黨として、當然とるべき態度なることを、信すればなり。

斯くて床次氏は、其の決心を、研究會の青木信光に通告し、また、西園寺を訪うて、内

閣糾弾の止むを得ざるに至つた所以を告げた。

二

十月から十一月まで、地方支部大會や、諸所の床次會發會式に、床次氏は、また甚だ多忙であつた。

後藤新平

十一月二十四日、床次氏が東北地方から歸京すると、待ち兼ねて居た後藤新平が、直ぐに會見を求めた。床次氏は、之れを諾して、翌二十五日午前、後藤を其の私邸に訪問すると、後藤は『政・本兩黨が、現在のやうに乖離してゐることは、國家のためにも不利であると思ふから、此の際、從來の行懸りや感情を一擲し、政策を協定して、來議會に臨むことにしてはどうか』と勧めた。彼は、田中から斡旋を依頼されてゐたのである。床次氏は答へて曰つた。『政友會と我黨とは、政策上に大なる隔りがある。然れども、政策問題を超越した朴烈問題に對しては、既に兩黨とも、意見が一致してゐるから、來議會には、此

の問題が自然一致の行動を取ることにならう。また、此の外にも、不景氣問題の如き、綱紀問題の如き、提携し得べき可能性があるやうに思ふ。併しながら、全面的の政策協定は困難である。』

後藤は此の旨を、田中に傳へたが、田中は三問題に對する提携以上に、更に進んで、全面的に攻守同盟を締結したいと言ひ、重ねて、後藤の斡旋を望んだので、後藤は、三十日に、再び床次氏を三河臺の私邸に訪うて、考慮を求めた。床次氏は依然として、全面的協定を拒絶し、左の覺書を交附した。

政・本提携

朴烈問題、不景氣恢復問題、綱紀肅正問題に付て、議會に於て同一の行動を執るべく、協議の上、委員を定める事。

後藤は、左の覺書を田中に提示した。田中は、尙ほ精神的結合を望んだが、一先づ、三問題に對する提携に止むることを承諾し、十二月十四日、床次氏は後藤、田中と虎の門東京俱樂部に會見し、左の申合はせを遂げた。

一、政、本兩黨から、それ〴〵二名の交渉委員を出す事。

一、重大なる問題勃發の場合は、其の時々に兩黨總裁會見の上協議する事。

一、時局重大なる昨今の形勢に鑑み、相互に協力し、事態を紛糾に導かざるべく努力する事。

斯くて本黨からは、川原茂輔、小橋一太の二人、政友會からは山本悌二郎、鳩山一郎の二人を、交渉委員に選定した。

三

大正十五年十二月二十五日、大正天皇崩御あらせらる。

第五十二議會は、其の翌日、即ち、昭和元年十二月二十六日を以て、開院式を擧げ、二十八日、大喪費を可決して、年末年始の休會に入つた。

昭和二年一月十八日の深更、即ち、十九日午前二時、研究會の青木信光が、若槻の私邸

青木信光

を訪ひ、午前四時頃に歸つたことは、何人も知らなかつた。而して同日(十九日)午後、彼は院内に於て、田中政友會總裁と會見し、次で、床次氏と會見した。彼は、彼等に何事を交渉したか。其れは翌二十日に至つて、明白となつた。

衆議院は十九日から再開、小川平吉、松田源治、濱田國松、中村啓二郎等が交々立つて朴烈問題に關し、猛烈な難詰的質問を發し、いよゝゝ内閣不信任案が提出されたが、二十日午後、突如として、三日間停會の詔勅が降つた。

停會の詔勅が降ると間もなく、若槻は憲政會總裁の資格を以て、田中、床次兩總裁に參集を求め、院内大臣室に於て、三黨首會合の上、左の如く妥協成立した。

三黨妥協

新帝新政の初めに當り、お互に政治の公明を望むを以て、今後は各自黨員を嚴に戒飾し、言論を謹み、益々國民の議會に對する信頼を厚くすることに努力すべし。

此の妥協に就いては、三黨幹部の何人も、豫め相談に與つた者なく、全く寢耳に水であ

つた。獨り、本黨の榊田清兵衛が、青木と謀議した形跡があると言はれたが、其れが事實であるとしても、榊田が發頭人でなかつたことは明白であつて、發頭人は、確かに研究會の青木と水野であつた。水野は當時、陸軍政務次官であつたが、若し、若槻が此の問題を以て議會を解散するならば、直ちに辭職する旨を、若槻に通告したのである。而して若槻は妥協の條件として、議會後、適當の時機に、進退に就いて考慮する旨を、暗示したと言はれる。田中が一議に及ばず、妥協に應じたのは、是れあるがためだ。

斯くて政・本兩黨は、各總裁の『嚴に戒飾』に服して、内閣不信任案を撤回した。同時に、政・本提携は、自然消滅となつたのである。

二月七日御大葬が行はれた。床次氏の歌――

悲しくも大葬に會ひまつりて

寂として聲なき道を御柩の車しつかにきしりてすゝむ

民草の國はてよりも集ひ來てをろかみまつる多摩の御陵

四

三黨首の申合によりて、當面の政局は安定したが、若槻は、議會終了を待つて、辭職する考へであつた。然れども、黨員は、議會を解散して、一舉に黨勢を擴張せんとし、若槻を鞭撻して止まなかつた。

安達謙藏は、加藤在世中から、強硬な解散論で、三黨首妥協に最も失望憤慨したる一人であつたが、事、是に至つては、憲政會の勢力を維持すべき、他の方策を講ずる外なしと考へたのであらう。豫算案が衆議院を通過した(二月十日)頃から、彼は、本黨の榊田清兵衛と、秘密會合を重ねた。而して得たる結論は、三黨鼎立の現状に於ては、何れの一黨が内閣を組織するも、政局の安定は期し難く、議會を解散するも、一黨で屹度、絶對多數を

安達と榊田

西園寺の意
中?

占め得ると云ふ保證は出來ない。のみならず、昭和新政の初めに當り、議會の解散は、成るべく避くべきである。就いては憲。本兩黨が固く聯盟を結び、後繼内閣を床次總裁に渡すならば、政局は安定し、兩黨は枕を高くして眠ることが出来る。——と云ふのであつた。是れが、若しフランスならば、容易に實現し得らるゝ策であつたが、日本に於ては、内閣組織者の選擇は、天皇の大權に屬し、陛下は、元老に御下問あらせらるゝ例である。そこで安達は、元老西園寺を訪うて、其の脈を引いて見た。而して、彼が榊田に報告した所によれば、若し、憲政會が床次内閣を支持するならば、西園寺は、床次總裁を奏請するに違ひない。確かに其の諒解を得た。幣原喜重郎も、西園寺の意中を探つたが、同様の觀測である。——と云ふのであつた。

所が、本黨幹部中には、然やうな大事を、西園寺が、安達に明言する筈はないと疑ふ者もあり、幹事長小橋一太は、兎に角、吾黨の方でも、直接西園寺に會つて見なければ、安心ならぬと考へ、山本達雄に之れを依頼したが、山本は『そんな事を、吾輩から露骨に訊かれるものではない』と言つて、動かなかつた。

併し榊田は、深く安達を信じて居た。床次氏も、幣原までが安達同様のことを言つてゐるとすれば、八分位までは、信じてよからうと考へ、兎も角、安達と會見して、意見の交換を行つた。

當時、田中政友會總裁に對しては、金錢上の種々な世評があつたし、其の他、種々の理由によりて、元老重臣方面は、彼を忌避してゐるらしいと云ふ情報も、頻りにあつたことであり、床次氏は、乾坤一擲的の大冒險を、敢行すべく遂に決心したのであつた。

斯くて二月二十四日、山本邸に本黨最高幹部會を開き、憲政會と正式の交渉を進むるに決した。そこで、若槻總裁代表として安達謙藏、床次總裁代表として川原茂輔、榊田清兵衛、此の三人が、金杉英五郎邸に會合すること數回、憲・本聯盟の覺書草案が成立した。

本黨は二月二十八日、代議士會を召集し、床次氏は次の演説を試みた。新活動に入る覺悟を示したのである。

床次氏決意

昭和新政の初頭、朝見の御儀において、優渥なる聖旨を垂れさせ給ひ、百僚民庶の嚮

ふ所を示させらるゝ敬慮高遠、率士感激せざるはありません。吾人、籍を政黨に置き、國政の重きに參する者にありましては、發奮勵精、聖旨を奉體して、獻替の至誠を竭さんことを、誓ひ奉らなければなりません。第五十二議會に臨むの初め、我黨は、政府と所見を異にするものがありまして、即ち、其の責任を糺彈するの意を決し、敢て邁進を期したのであります。然るに、測らずも遽に諒闇に合ひ、上下哀痛の極に陥りました。斯の時に方り、政局の紛糾を招來するは、素より、忠懿なる臣子の、能く忍ぶ所に非らずと雖も、政府にして自ら覺省する所なければ、勢の赴く所、また、已むを得ないと考へました。然るに若槻首相は、議會の停會を奏請すると共に、直ちに在野黨の黨首と會見し、英靈未だ殯宮に在し、新帝御踐祚の初めに當り、激烈なる政戰を惹起して、叡慮を煩はし奉ることは、恐懼に堪へずとして、誠意を披瀝して、共に、豫算不成立の不幸を免るゝの途を講じたいと、申して來ました。是に於て、吾人は政府の眞摯なる態度を諒とし、昭和第一の議會をして、必要の豫算を成立せしめ、平和に終始することを、適當と考へまして、斷然、從來の經緯を截斷して、政局

を安定して、大喪に服するの意を、決したのであります。

惟ふに、日新の皇猷を翼賛するため、我黨の献替すべきもの、素より少くない。政治の公明を期するのは、その第一であります。政權の争奪に没頭し、陰謀術數をこれ事とするが如きは、斷じて排せなければなりません。國家を本位として、國民精神の作興を圖るのは、その第二であります。歴史を尊び、傳統を重んじ、矯激に走らず、中庸を旨とし、教育上人格の涵養と、實際的效果の發揮に努め、以て、國民性の統一に力を致さなければなりません。社會協調の主義により、國民生活の共存共榮を期するのは、その第三であります。階級相互の利害を偕和して、社會の圓滿なる發達を圖り人をして、各々其の處を得せしめなければなりません。日新の大勢に順應して、國力の増進を圖るのは、その第四であります。經濟財政政策を更新し、産業發展の途を、講じなければなりません。正義に立脚して、外交の振作を期するのは、その第五であります。國際道德の向上に努力し、特に東洋平和の基礎を確立するに、周到の用意を致さなければなりません。

以上の事項は、我黨の昭和の新政に貢献すべき要綱でありまして、實に、我黨立黨の根本的精神であります。今後とも、渝る所の無いものであります。今や、邦家内外の情勢は、斷じて姑息偷安を赦るさないものがあります。憲政布かれて將に四十年、既成の政黨は、漸く民心の飽く所となり、新興の勢力、雜然として未だ衆望の信賴する所となつて居らず、斯の間に在つて、舊套を蟬脱して、清新の局面を打開し、國家を本位として、政局を安定しましたことは、實に、我が獨特の壇場であります。健實なる憲政發展が、これによつて將に開かれようとすることを思ふ時、我黨の任務の益々重大を加ふるを、覺悟しなければなりません。乃ち吾人は、専ら國家を念とし、政策を本位とし、區々の感情を抛棄して、從來の行懸りに拘泥せず、天空海濶、廣く新舊の勢力を包含し、天下同憂の士と共に、誓つて碎勵の誠を致さうと、期するのであります。これは、實に新政の聖詔に對へ奉る所でありまして、效を憲政に致すの途であることを、確信するものであります。

五

憲・本聯盟覺書草案は出來た。三月一日、兩黨は、それ／＼代議士會を開き、之れを承認した。

聯盟覺書

聯盟覺書

- 第一 兩黨一致結束して強固なる聯盟を約し以て政局の安定を維持する事
- 第二 聯合政務調査會を設置し重要政策を協定する事
- 第三 次期總選舉には相互の地盤を協定し聯盟候補者の必勝を期すること

同日の代議士會に於て、床次氏は、左の如く述べた。

我黨として、現下の政局に處して、政局の安定を圖るには、この際、斷然たる決意を

床次氏演説

要することは、諸君も御同感であらうと思ふ。然るに、憲政會幹部に於ても、私と見る所を同じくし、自然交渉が始まりまして、遂に、今茲にお話するやうな内容の下に申合せが成立した次第であります。斯様なことに就いては、諸君に於ても相談があるものと考へられたであらうが、斯やうな重要問題は、途中障害が起らぬとも限らないのであるから、全然私一個の責任を以て、その間、川原、榊田兩顧問に御苦勞を煩はした外は、黨の長老幹部にも相談せず、獨斷專行しました次第で、斯様な問題を取扱ふ上に於て、止むを得ない事として御諒察を願ひます。此の聯盟の内容は、普通一時的な政策の申合せをして、結合を圖ると云ふだけの意味ではなく、心から双方共に、固き決心を以て互に盟約し、現下の政局は云ふ迄もなく、將來の政局に就いても安定を圖り、國運の進展を招来しようとするのであります。お互に、斯る誠意ある聯盟を結んで行けば、現在將來に涉つて、政局は安定して、國策を遂行することが出來ると信するのであります。この事が、幾分か世間に洩れた爲めに、盟約に故障を來したことが、現在も多少ありますが、今後もあることと思ひます。しかし、事柄は今述べた